

秋田市

環境基本計画

「人にも地球にもやさしいあきた」



秋 田 市

秋田市環境基本計画

目次

序論 計画の基本的な考え方 1

1 計画策定の背景と目的	2
2 計画の役割と性格	4
3 市、事業者、市民の基本的な役割	7
4 計画のめざすもの	8
5 計画の対象	13
6 計画の構成	14

計画編 環境の保全と創造に向けた施策の展開 17

第1部 環境施策の方向	18
第1章 清らかな水とさわやかな空気のもと、健やかな暮らしを守ります	19
第1節 大気環境	20
第2節 水環境	26
第3節 生活環境	31
第2章 多様な自然をとつとび、身近な緑に親しみ、豊かな心をはぐくみます	35
第1節 自然環境	36
第2節 身近な自然	41
第3節 自然の公益的機能	49
第4節 歴史的・文化的環境	55
第3章 知恵と工夫で、限りある資源とエネルギーを大切にします	59
第1節 廃棄物	60
第2節 エネルギー・水資源	67
第4章 世代や地域を越えてともに語らい、環（わ）となって取り組みます	75
第1節 環境保全活動	76
第2節 環境配慮対策	81
第5章 一人ひとりが秋田を知り、地球に学び、未来を想い、行動します	87
第1節 環境教育・環境学習	88
第2節 地球環境問題	94
第2部 重点的取組分野	99
(市で行う環境関連事業のうち、先導的に取り組む事業)	

行動編 各主体における自主的な取組 109

- 1 環境配慮の基本的な考え方 111
- 2 日常生活における環境配慮指針 115
- 3 事業活動における環境配慮指針 123

地域編 地域づくりにおける環境配慮の推進 137

- 1 地域区分 139
- 2 地域別環境配慮の基本的方向 143
 - (1) 中央環境地域 143
 - (2) 東部環境地域 147
 - (3) 西部環境地域 151
 - (4) 南部環境地域 156
 - (5) 北部環境地域 161
 - (6) 河辺環境地域 166
 - (7) 雄和環境地域 170

推進編 計画を推進するための仕組み 175

- 1 計画の推進体制 177
- 2 計画の進行管理 178

推進編 計画に関する資料 179

- 1 計画改定の体制 180
- 2 計画見直しの経過 181
- 3 市民意見の反映 181
- 4 秋田市環境基本条例 182
- 5 環境都市あきた宣言 186
- 6 用語解説 187
- 7 環境基準 199



はじめに

東には「太平山」、西には「雄物川」と市街地を貫流する「旭川」が合流し流れ込む日本海に面している秋田市は、先人から受け継いだ豊かな自然と調和しながら、四季の移り変わりが鮮やかに感じられる美しいまちとして、また、日本海沿岸の中核都市として成長してまいりました。

本市の美しい郷土の自然を守り、より良い環境を未来の世代に残していくことは、今を生きる我々に課せられた重大な使命であります。

しかし、近年の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動やライフスタイルの変化に伴う温室効果ガスの排出量増加に起因する地球温暖化など、様々な環境問題に対する取り組みが求められております。

さらには、昨年3月に発生した東日本大震災を契機に、エネルギーの大切さが問われており、低炭素社会構築に向けた再生可能エネルギー導入の必要性が議論されております。

このような中、本市では、地球温暖化対策をはじめ、環境に配慮した循環型社会の実現に向けた諸課題に取り組むとともに、住みよい環境の保全と次世代への継承を目指し、「秋田市環境基本計画」を定めております。

この環境基本計画では、「人にも地球にもやさしいあきた」を望ましい環境像として、①恵み豊かな環境の確保、②人と自然との共生、③環境負荷の少ない持続可能な社会の構築、④地球環境の保全、に関する施策を推進してまいります。

しかし何よりも、私たち一人ひとりの心がけが重要であることから、多くの市民、事業者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の改定にあたり、ご審議いただきました秋田市環境審議会委員をはじめ、貴重なご意見をいただきました市議会や市民、事業者の皆様には深く感謝申し上げます。

平成 24 年 3 月

秋田市長 ほ穂 づみ積 もとむ志

序論

計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の背景と目的
- 2 計画の役割と性格
- 3 市、事業者、市民の基本的な役割
- 4 計画のめざすもの
- 5 計画の対象
- 6 計画の構成



計画策定の背景と目的

(1) 計画策定の背景

本市では、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる恵み豊かな環境を確保することを目的に、「秋田市環境基本条例」を平成 11 年 3 月に制定し、この条例の基本理念の実現に向け、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため「秋田市環境基本計画」を平成 13 年 3 月に策定しました。

その後、平成 16 年 7 月の「環境都市あきた宣言」や平成 17 年 1 月の河辺町および雄和町との合併による市域の拡大などにより、平成 19 年 3 月に環境基本計画の改定を行い、環境の保全および創造に関する施策を進めてきました。

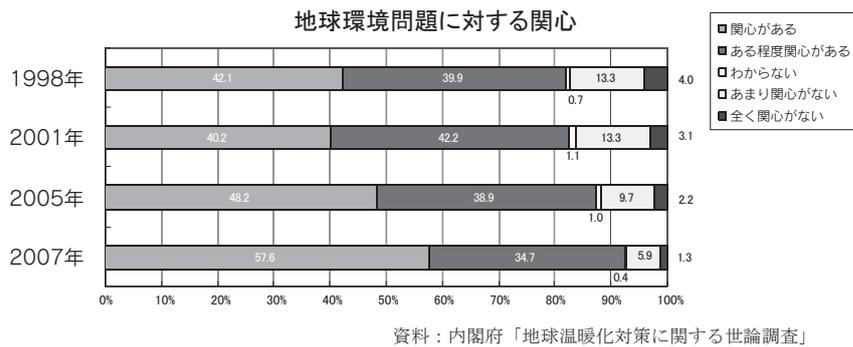
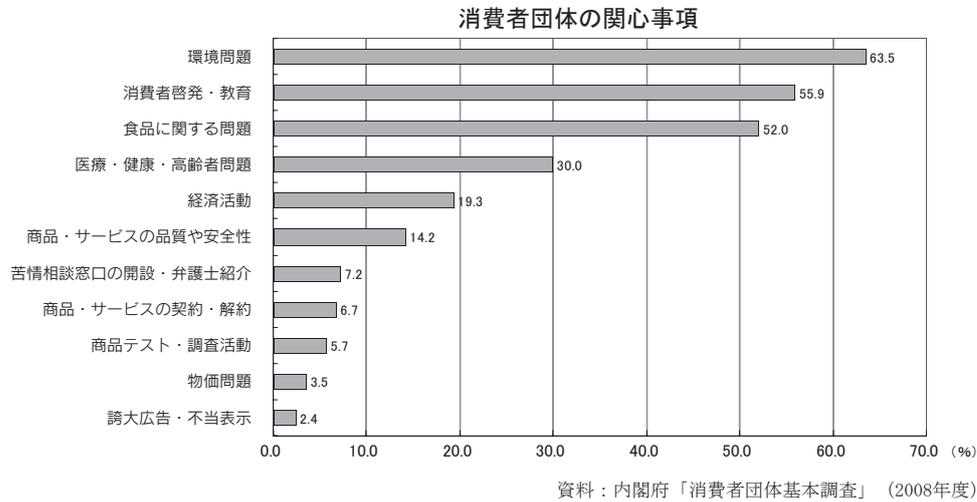
本市の大気や水質等の身近な環境は、近年、各種法令等による規制や指導、公共下水道等の社会基盤の整備などにより、国の基準等に照らして概ね良好な状況で推移してきています。

しかし一方、世界に目を向けると、地球温暖化問題やオゾン層の破壊、有害化学物質問題など地球的規模での空間的な広がりや、将来世代への影響という時間的な広がりを持つ人類の生存基盤そのものに関わる問題が発生してきており、本市への影響も懸念されてきております。

これらの環境問題は、高度成長期までの産業公害型を中心とする問題から、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動の拡大や、世界的規模での急速な人口の増加などにより環境への負荷が著しく大きくなったことに起因しており、これまでの特定の工場への規制や指導、開発規制区域の設定による自然環境の保全といった個別対策だけでは根本的な解決が困難で、世界的な規模で新たな対策が取り組まれるようになってきています。

また、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災やそれに伴う福島第一原子力発電所の事故は、改めて私たちに資源・エネルギー問題やこれまでの生活様式の見直しを迫る契機となりました。

本市には先人から受け継いだ豊かな自然が多く残っております。また、都市と自然との調和のなかで、四季折々の美しさが際だつ街を形作ってきております。この恵まれた環境を将来の市民に引き継いでいくためには、地球環境をも視野に入れた環境への取り組みを行っていく必要があります。市・事業者・市民が情報の共有化を図るなど共通の認識に立ちながら、環境問題に取り組んでいくことが求められています。



(2) 計画策定の目的

今日の環境問題を解決するためには、環境へ過大な負荷を与えている現在の社会経済活動のあり方やライフスタイルを、地域の活力や生活の質の維持との調和を図りながらも、循環を基調とした環境への負荷が少ないものへと転換し、持続可能な社会を築いていくことが必要です。

それが、現代世代が果たすべき将来世代に対する責任でもあります。

こうしたことから、本市では、市（行政）、事業者、市民が共通の理念と問題意識を持ち、相互に協力し合いながら、それぞれの立場で環境の保全と創造を推進するための規範となる秋田市環境基本条例（以下「環境基本条例」という。）を制定するとともに、環境都市あきた宣言を行いました。

この秋田市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）は、本市の総合計画である「県都『あきた』成長プラン」を環境面から補完するとともに、環境の保全と創造に関する長期的な目標と施策の方向などを示し、環境に係る施策を総合的・計画的に推進することにより環境基本条例および環境都市あきた宣言で示された基本理念の具体化を図っていくためのものです。



計画の役割と性格

(1) 計画の役割

環境基本計画は、環境基本条例第3条に掲げられた基本理念と環境都市あきた宣言の理念の具
体化に向けて中心的役割を担うものであり、同条例第8条の規定に基づき策定されたものです。

【環境基本条例の基本理念】

第3条 環境の保全および創造は、市民が、健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる
恵み豊かな環境を確保し、その環境を将来の市民に引き継いでいくことができるように、
適切に行われなければならない。

2 環境の保全および創造は、人間が生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受け
ていることを認識して、人と自然とが健全に共生していくことを旨として、行われなけれ
ばならない。

3 環境の保全および創造は、環境の持つ復元力には限界のあることを認識して、資源の適正
な管理および循環的な利用等の推進により、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社
会を構築することを目的として、すべての者が公平な役割分担の下に主体的かつ積極的に
これに取り組むことによって行われなければならない。

4 地球環境保全は、地域の環境が地球環境と深くかかわっているとの認識の下にあらゆる事
業活動および日常生活において、積極的に推進されなければならない。

【環境都市あきた宣言の理念】

- 1 清らかな水とさわやかな空気のもと、健やかなくらしを守ります。
- 1 多様な自然をとうとび、身近な緑に親しみ、豊かな心をはぐくみます。
- 1 知恵と工夫で、限りある資源とエネルギーを大切にします。
- 1 世代や地域を超えてともに語らい、環（わ）となって取り組みます。
- 1 一人ひとりが秋田を知り、地球に学び、未来を想い、行動します。

※ 環境基本条例と環境都市あきた宣言の全文を資料編に載せています。

この役割を担うため、環境基本計画に次の事項を定めています。

○望ましい環境像、基本目標

長期的展望にたち、秋田市総合計画に掲げる将来都市像、市民の環境に関するニーズ等を踏まえ、条例の基本理念と環境都市あきた宣言の理念を具体化して、「望ましい環境像」の実現を図るための目標を設定しています。

○施策の方向と重点的取組分野

本市を取り巻く環境の現状と課題を踏まえ、上記に掲げる目標の達成に向けた施策の方向を体系的に示すとともに、先導的に取り組む事業を重点的取組分野として示しています。

○市民・事業者に望まれる行動例

市民の日常生活、事業者の事業活動における環境配慮の取組（環境行動）の例を示しています。

○地域別環境配慮の方向

地域によって自然的・社会的条件が異なるように、環境から受ける恵みや人間の活動が及ぼす環境への影響も地域によって異なることから、市域を構成する各地域ごとに、環境に配慮したまちづくりを進めるにあたってのガイドラインを示しています。

○計画の推進方策

計画の着実な推進を図るため、計画の推進体制や進行管理方策等を示しています。

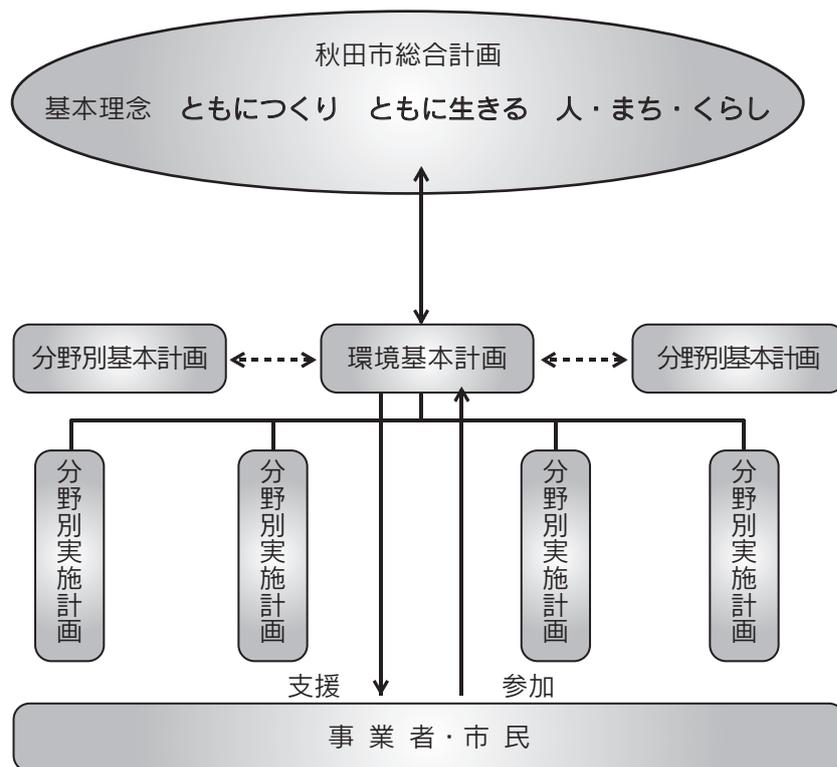


(2) 計画の性格

環境基本計画は、秋田市の環境面で、最も基本となる計画です。

環境基本計画では、長期的・総合的観点から市の環境に係る各種計画間の連携・調整を図るとともに、各種施策や事業に横断的に対応し、市、事業者、市民が一体となって環境の保全と創造に取り組んでいくことで、平成 23 年度からスタートした秋田市の総合計画である「県都『あきた』成長プラン」を環境面から実現していく役割を担います。

■ 環境基本計画の位置づけ





市、事業者、市民の基本的な役割

環境基本計画を効果的に推進するためには、市、事業者、市民が相互に連携し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

(1) 市の役割

本市の環境の保全と創造を担う責任主体として、本計画に掲げる重点的な取組および施策を総合的・計画的に実施していくものとします。

また、率先して自らの事務・事業に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、事業者、市民の自主的な環境保全活動に対して多方面から支援していくものとします。

さらに、広域的な取組を必要とするものについては、国、県および関係する地方公共団体と協力して行うよう努めるものとします。

(2) 事業者の役割

事業活動が環境に与える影響を認識し、環境への負荷の低減や良好な環境の保全と創造など自主的な取組に努めるとともに、市が実施する環境施策への協力をはじめ、地域を構成する一員として、地域における環境保全活動への一層の参加に努めるものとします。

(3) 市民の役割

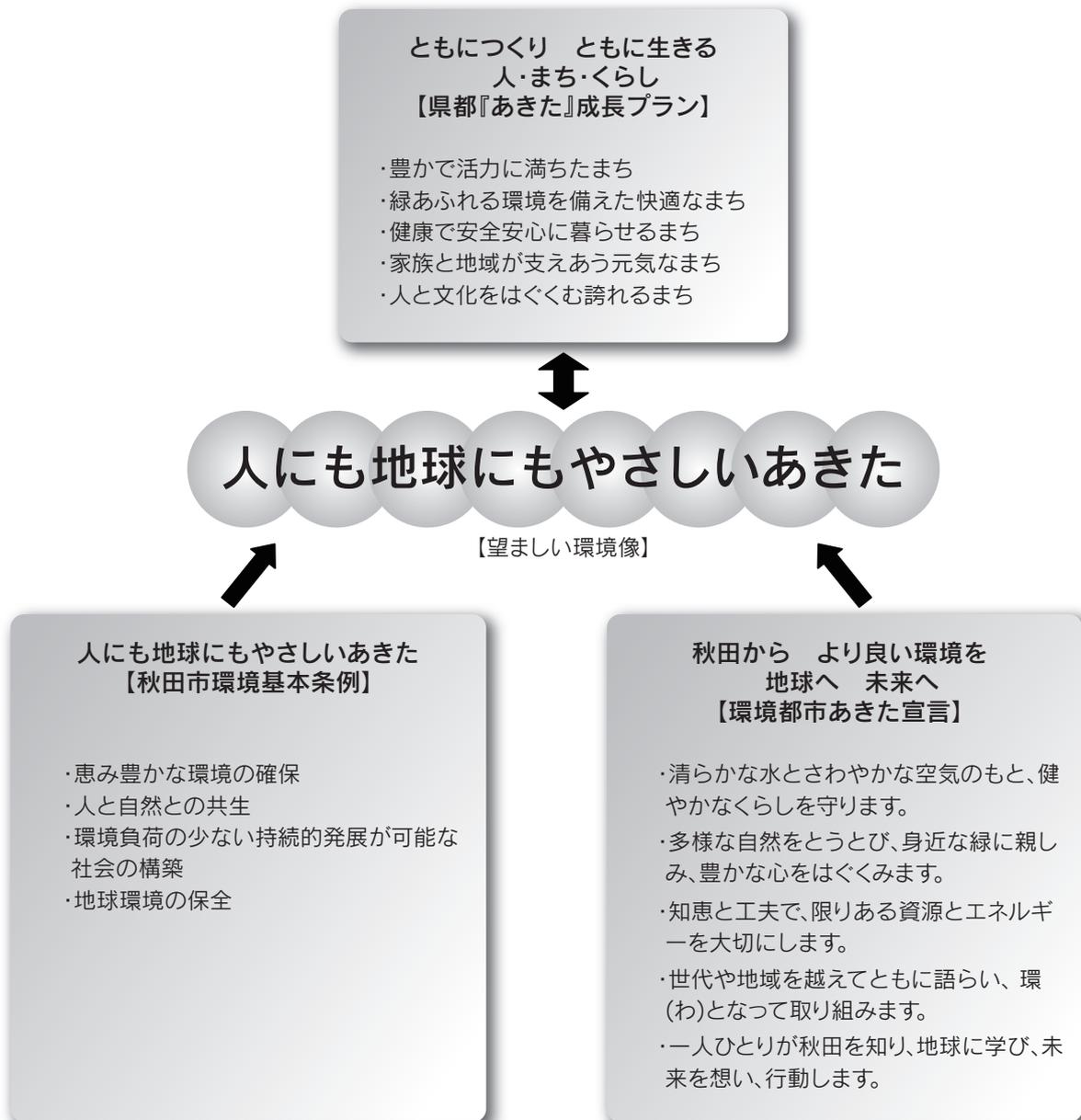
日常生活において環境に与える影響を認識し、自ら積極的に環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境施策への協力をはじめ、地域における環境保全活動への積極的な参加に努めるものとします。

4

計画のめざすもの

(1) 望ましい環境像

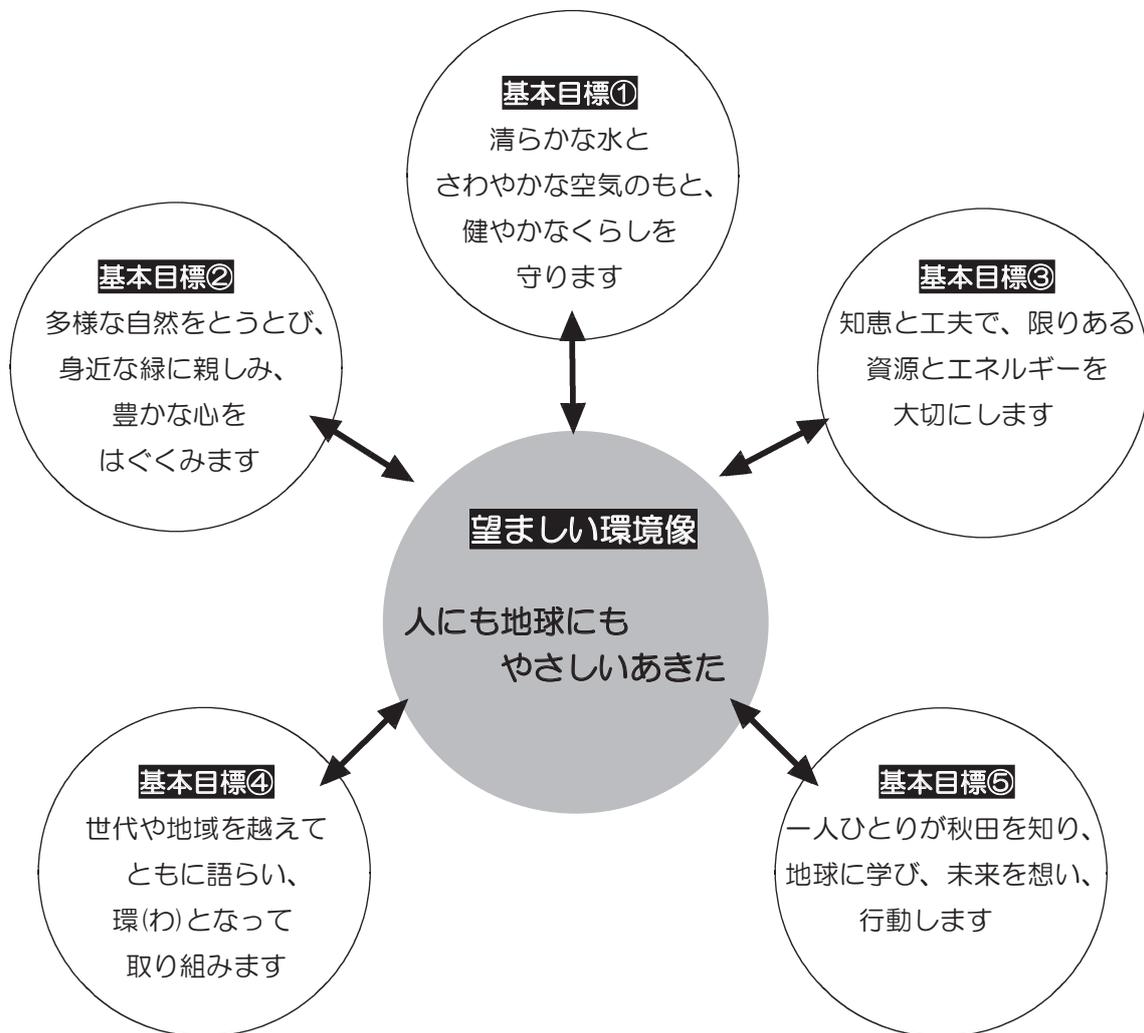
本市の総合計画である「県都『あきた』成長プラン」では、基本理念を「ともに作り ともに生きる 人・まち・くらし」と定め、次の世代に引き継ぐことができる元気な秋田市づくりを進めています。環境基本計画では、この総合計画や本市の環境施策の基本となる秋田市環境基本条例の基本理念および環境都市あきた宣言の理念を踏まえ、望ましい環境像を、“人にも地球にもやさしいあきた”としています。



(2) 基本目標

環境基本計画のめざす環境像を具体化していくために、環境都市あきた宣言の理念を基本目標として掲げます。

■ 環境像を支える5つの基本目標





基本目標① 清らかな水とさわやかな空気のもと、健やかなくらしを守ります

市民が健康で安全に暮らせることが必要です。

人の健康の保護と安全の確保にとどまらず、環境面での安心の確保をめざします。

- 本市は、全国的にみても、大気や水など汚染の少ない良好な環境を維持していますが、先に市が実施した環境に関する市民アンケートの結果では、将来の秋田市の望ましい環境像として「公害のないまち」が45.8%と第1位にあげられています。こうしたことから、大気環境と水環境を良好な状態に維持し、一層の向上を図るための取組を推進します。
- 事業活動はもとより、日常生活の中においても、様々な化学物質が取り扱われており、各種法令等による指導や規制を行うことにより、人の健康の保護と安全の確保を図ります。
- 都市・生活型の環境問題に対応するため、市民ニーズの変化の把握に努めながら、騒音や悪臭などの防止を図り生活環境の保全に努めます。

基本目標② 多様な自然をとつとび、身近な緑に親しみ、豊かな心をはぐくみます

自然の浄化能力・再生能力が適切に発揮され、生態系が健全に維持されていることが必要です。

人間も生態系の一部として、自然から多くの恵みを受けていることを認識して、人と自然との健全な共生をめざします。

- 本市の豊かな自然は、良好な状態で将来に引き継いでいくべき市民共有の財産です。市民ニーズにも配慮しながら、自然の適切な保全と活用を図ります。
- 市域面積の約8割を占める農地や森林は生産機能に加え、水資源の涵養、災害の防止、景観の形成など様々な公益的機能を持っており、これらの機能を持続させるための取組を推進します。
- 市民が気軽に利用できる公園の適正配置や歴史的景観の保全、都市河川の親水性の向上など、身近な水辺や緑の創出についても検討し、都市の発展の方向と調整を図りながら、人と自然が健全に共生していくための取組を推進します。

基本目標③ 知恵と工夫で、限りある資源とエネルギーを大切にします

環境への負荷が適切に抑制され、自然の健全な循環が保たれていることが必要です。資源やエネルギーの循環的・効率的な利活用が図られる社会をめざします。

- 日常生活や事業活動から排出される廃棄物のより一層の削減を図るため、市民、事業者の協力を得ながら、資源が循環する社会を創っていくための取組を推進します。
- 化石燃料や天然資源に依存したエネルギーや資源の大量消費は、地域環境だけでなく、地球環境へも大きな負荷を与えることから、市民と事業者の理解と協力を得ながら、資源の循環利用やエネルギーの有効利用、新エネルギーの活用のための取組を推進します。

基本目標④ 世代や地域を越えてともに語らい、環(わ)となって取り組みます

市（行政）、事業者、市民のパートナーシップのもとに、ともに連携し合い協力して取り組んでいくことのできる社会が形成されることが必要です。

環境に対する共通の認識の下に、全ての営みにおいて環境にやさしいライフスタイル・ワークスタイルをめざします。

- 今日の環境問題は、市民一人ひとりが加害者であり、被害者でもあるという構図に変化してきていることから、環境問題の解決に向けた一人ひとりの自発的な取組が必要であり、それぞれの立場と役割に応じた環境保全活動を促進します。
- 自然の豊かさや特性を活かしたまちづくりを進めていくためには、環境への負荷をより小さくし、事業の実施効果をより高められるような適正な環境利用の在り方を検討していくことが必要です。日常生活や事業活動において、市民や事業者がそれぞれの立場で、あるいは協働で、環境への配慮を実践していくことが必要であり、そのための手法や仕組みづくりに努めます。



基本目標⑤ 一人ひとりが秋田を知り、地球に学び、未来を想い、行動します

本市の環境の状況はもとより、地球規模の環境も視野に入れながら、環境教育・環境学習を推進し、全ての市民が本市の豊かな環境を慈しみ、将来に大切なものとして引き継いでいくため、適切な環境配慮が実践される社会づくりをめざします。

- 市民生活に密着した環境情報を提供するなど、身近なところから環境問題の解決に向けた一人ひとりの自発的な取組がなされるよう、環境教育・環境学習を推進します。
- 地域の環境の改善にとどまらず、地球規模の環境も視野に入れた、環境教育・環境学習の推進に努めます。
- 日常生活や事業活動などの社会経済活動が地球環境に及ぼす影響を認識し、より良い環境を未来の世代に引き継ぐため、環境に配慮した取組を促進します。



計画の対象

(1) 計画の対象地域

環境基本計画は、秋田市全域を対象地域としますが、広域的な取組の必要性から近隣地域との関係も考慮しています。

また、地域環境に配慮した良好な環境づくりを行うため、総合計画をはじめとする各部門別計画との整合や、自然的条件、歴史的条件、幹線道路や鉄道などの交通軸、日常生活上の交流の範囲などの社会的条件を考慮し、地域区分を設定しています。

(2) 計画の対象とする環境の範囲

先に掲げた環境像、基本目標の達成に向けた施策の方向の提示にあたっては、基本目標を支える次の環境の分野（以下「環境項目」という。）を対象としています。

基本目標	環境目標	環境項目
清らかな水とさわやかな空気のもと、健やかな暮らしを守ります	○澄みわたった空、さわやかな大気を守ります ○清らかで豊かな水環境を守ります ○健やかでやすらぎのある暮らしの環境を守ります	○大気環境 ○水環境 ○生活環境
多様な自然をとうとび、身近な緑に親しみ、豊かな心をはぐくみます	○多様な自然を守り、ふれあいの場を充実します ○身近な緑と水に親しみ、雪と向きあいともにくらすまちづくりを進めます ○自然の恵みを持続的に得られる環境づくりを進めます ○先人の遺産と知恵を活かし、豊かな心をはぐくみます	○自然環境 ○身近な自然 ○自然の 公益的機能 ○歴史的 ・文化的環境
知恵と工夫で、限りある資源とエネルギーを大切にします	○循環型都市を目指し、廃棄物等の発生抑制やリサイクルの推進、適正処理を進めます ○知恵と工夫で、エネルギーを大切に利用します	○廃棄物 ○エネルギー ・水資源
世代や地域を越えてともに語らい、環（わ）となって取り組みます	○市、事業者、市民の協働により、環境にやさしい行動を進めます ○環境特性を活かしながら、豊かで活力に満ちたまちづくりを進めます	○環境保全活動 ○環境配慮対策
一人ひとりが秋田を知り、地球に学び、未来を想い、行動します	○自らすすんで環境保全活動に取り組む人づくりを進めます ○地球環境への認識を深め、地球温暖化防止など、地域から行動を進めます	○環境教育 ・環境学習 ○地球環境問題

(3) 計画の対象とする期間

計画の期間は、平成 23 年（2011 年）度から平成 32 年（2020 年）度までとしています。

なお、環境問題への対応は、長期的視点に基づいた継続的な取組が必要であることから、計画を定期的に更新していきますが、今後、環境に関する基礎的条件や社会経済情勢等の変化に対応し、さらに必要に応じて見直しを行います。



計画の構成

これまでに述べてきた環境基本計画の基本的な考え方に基づき、本計画の構成を次のとおりとしています。

(1) 計画編

先に掲げた環境像、基本目標の達成に向けた施策の大綱を示しています。

施策の大綱の提示にあたっては、環境項目ごとに目標及び指標を設定し現行の施策に加え、計画の期間を見据えた新たな施策の方向も示し、施策間の合理性と効率性、各主体間の連携に留意し、体系化を図っています。

さらにこれら施策の方向の中から、先導的に取り組む事業を明らかにし、重点的取組分野として提示しています。

(2) 行動編

環境問題は、市の取組だけでなく、市民や事業者の自主的な取組が不可欠であることから、市民の日常生活や事業者の事業活動に望まれる環境配慮を行動例として示しています。

(3) 地域編

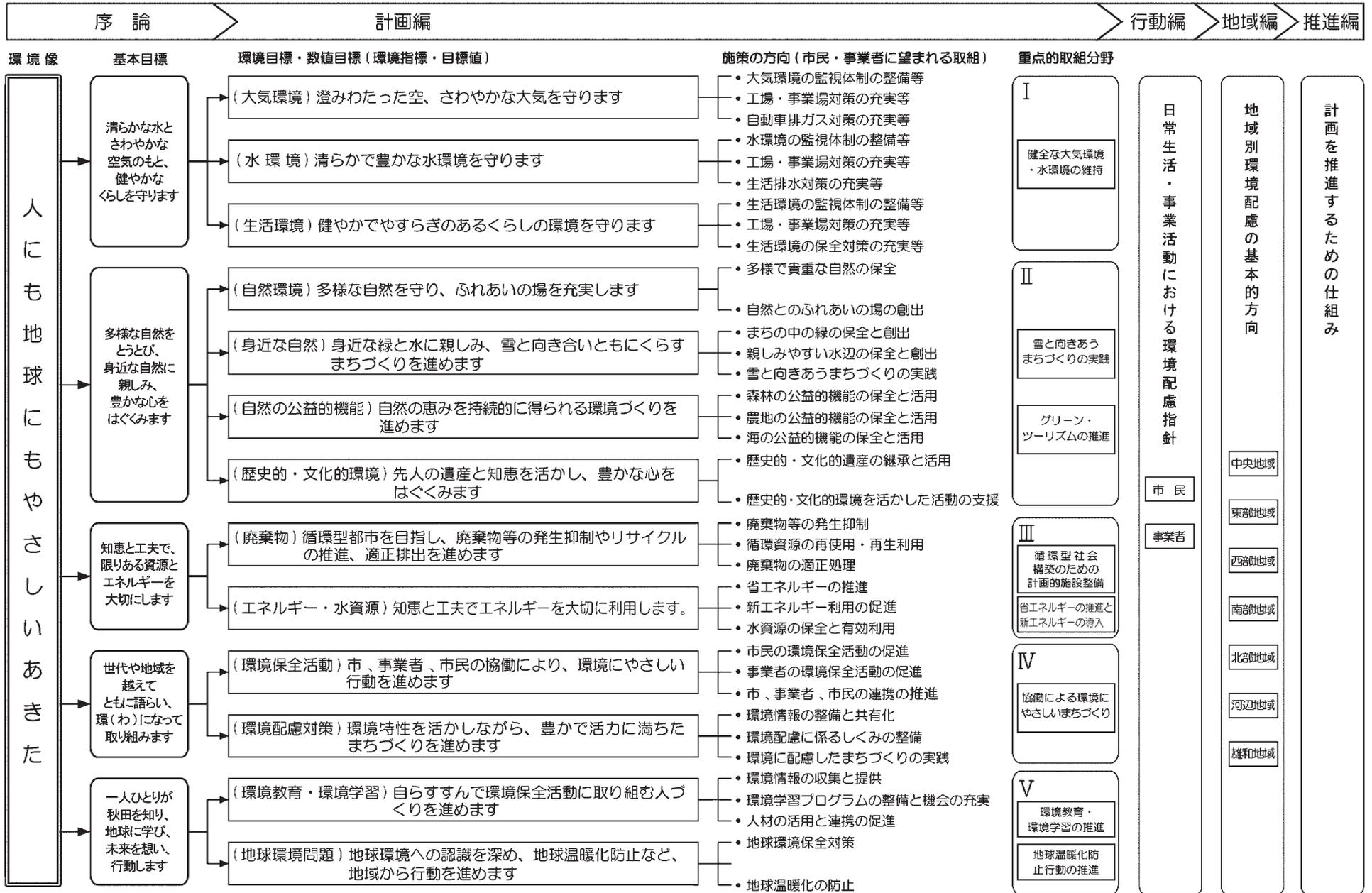
先に掲げた環境像の実現を図っていくためには、地域の環境特性に応じた適切な配慮が必要となることから、地域区分ごとに、施策や開発事業などの検討や実施に際しての基本的なガイドラインを示しています。

(4) 推進編

計画の推進体制の整備や調査研究・監視体制の充実、環境配慮の推進、計画の進行管理など、本計画を的確に実施、評価、管理していくための推進方策を示しています。

計画の構成

秋田市環境基本計画は、計画の基本的な考え方を示した「序論」、環境目標・指標及び施策の方向等を示した「計画編」、市民・事業者の日常の環境へ配慮の行動例を示した「行動編」、地域における環境配慮の方向を例示した「地域編」、計画の推進体制や進行管理を示した「推進編」から構成されています。



計画編

環境の保全と創造に向けた 施策の展開

第1部 環境施策の方向

- 第1章 清らかな水とさわやかな空気のもと、健やかな暮らしを守ります
- 第2章 多様な自然をとつとび、身近な緑に親しみ、豊かな心をはぐくみます
- 第3章 知恵と工夫で、限りある資源とエネルギーを大切にします
- 第4章 世代や地域を越えてともに語らい、環（わ）となって取り組みます
- 第5章 一人ひとりが秋田を知り、地球に学び、未来を想い、行動します

第2部 重点的取組分野

- ・健全な大気環境・水環境の維持
- ・雪と向き合うまちづくりの実践
- ・グリーン・ツーリズムの推進
- ・循環型社会構築のための計画的施設整備
- ・省エネルギーの推進と新エネルギーの導入
- ・協働による環境にやさしいまちづくり
- ・環境教育・環境学習の推進
- ・地球温暖化防止行動の推進

第1部 環境施策の方向

第1部では、環境項目（計画の対象とする環境分野とその全てに共通する取組）ごとに目標と環境施策の方向、市民・事業者との協働の方向を示します。環境施策は多岐にわたることから、それぞれの環境項目ごとに次の記述方法により簡潔に整理しています。

1 現状と課題

【環境項目説明】それぞれの環境項目についての簡単な説明を載せています。

環境項目ごとの本市の現状と課題を示しています。また、下線がついているものは、資料編に用語解説（P187-P198）があります。

2 目標 課題の解決に向けた目標を定めます。

【環境目標】達成すべき目標をイメージできるように示しています。

【数値目標】

環境目標の達成に向けた取組の進捗状況を測る目安となる環境指標と対応する目標値などを示していますが、目標値の定めにくいものについては、文章表現としています。なお、特に定めにくいものについては、示していません。

3 施策の方向 目標の達成に向けた施策の方針と主な取組を示します。

【施策の方針】具体的取組を進めていくための方針を定めます。

【主な取組】具体的な事業や制度などの取組と簡単な解説、担当課所室を列記しています。

○印は、現在既に取組中のものです。

●印は、今後新たに取組んでいくべきものです。

W印は、複数の項目にまたがっているものです。

なお、これらの取組は計画策定時のものであり逐次見直していきます。

4 市民に望まれる主な取組（詳しくは行動編と地域編を参照）

目標の達成に向けて、市民に望まれる取組を示します。

5 事業者に望まれる主な取組（詳しくは行動編と地域編を参照）

目標の達成に向けて、事業者に望まれる取組を示します。

第 1 部 環境施策の方向

第 1 章

- 第 1 節 大気環境
- 第 2 節 水環境
- 第 3 節 生活環境

第1節 大気環境

1 現状と課題

大気は、地球規模で循環し、人間を含めた生物にとってなくてはならないものです。普段はあまり意識されませんが、いったん大気が汚れると、人の健康や生活環境、自然環境、建築物、文化財などに被害をおよぼします。

この大切な大気の循環を健全な状態で確保し、さわやかな大気環境を守っていくため、総合的な汚染防止対策を進めていく必要があります。

人の健康を保護し、生活環境を保全するため、望ましい大気環境基準が環境基本法に基づき定められており、本市でも市内各所に測定局を配置し、常時達成状況の監視を行っています。

二酸化硫黄や二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質は、過去10年間にわたり環境基準を達成しており、おおむね良好な状態にあります。光化学オキシダントについては、全国的に高いレベルにあり環境基準を達成していません。本市においては、注意報発令濃度には達していないものの、原因物質の規制等による対策を引き続き行っていく必要があります。また、浮遊粒子状物質についても黄砂の影響により達成できない年があります。今後も環境基準を達成している項目の維持や向上に努めていくとともに、達成していない項目の改善を図る必要があります。なお、新たに環境基準が定められた微小粒子状物質については、平成23年度から測定を始めています。

また、ベンゼンやダイオキシン類などの有害化学物質は、今後も監視していく必要がありますし、様々な新しい汚染物質も問題となっており、引き続き体制の整備を図っていく必要があります。

本市では、大気汚染物質の固定発生源対策として、工場や事業場に対し、法律および条例による規制のほか公害防止協定等を締結してきましたが、今後も引き続き行っていく必要があります。

さらに、本市の道路交通量の増加により、自動車による大気汚染の進行が懸念されており、移動発生源対策として、環境への負荷の少ない車種への転換などの対策を進めていく一方、自転車や歩行者の利用しやすい道路整備など、まちづくりの面からも取組を進めていく必要があります。

2 目 標

先に示した現状と課題を踏まえ、以下を課題解決に向けた目標とします。

【環境目標】

澄みわたった空、さわやかな大気を守ります

【数値目標】

① 大気汚染物質に関する目標値を維持達成します。〈目標年度 = 平成 32 年 (2020 年) 度〉

環境指標	目標値
二酸化窒素	環境基準の維持達成 (1 日平均値の年間 98% 値が [※] 0.06ppm 以下)
浮遊粒子状物質	環境基準の維持達成 (1 日平均値の年間 2% 除外値が [※] 0.10mg/m ³ 以下)
光化学オキシダント	環境基準の達成 (1 時間値が [※] 0.06ppm 以下)
二酸化いおう	環境基準の維持達成 (1 日平均値の年間 2% 除外値が [※] 0.04ppm 以下)
ベンゼン	環境基準の維持達成 (1 年平均値が [※] 0.003mg/m ³ 以下)
トリクロロエチレン	環境基準の 10 分の 1 の値の維持達成 (1 年平均値が [※] 0.02mg/m ³ 以下)
テトラクロロエチレン	環境基準の 10 分の 1 の値の維持達成 (1 年平均値が [※] 0.02mg/m ³ 以下)
ダイオキシン類	環境基準の維持達成 (年間平均値が [※] 0.6pg-TEQ/m ³ 以下)
二酸化窒素 (自動車排ガス)	環境基準の維持達成 (1 日平均値の年間 98% 値が [※] 0.06ppm 以下)
一酸化炭素 (自動車排ガス)	環境基準の 10 分の 1 の値の維持達成 (1 日平均値の年間 2% 除外値が [※] 1ppm 以下)

② 公用車 (特殊車両を除く) の更新等において、低公害車の導入を推進します。

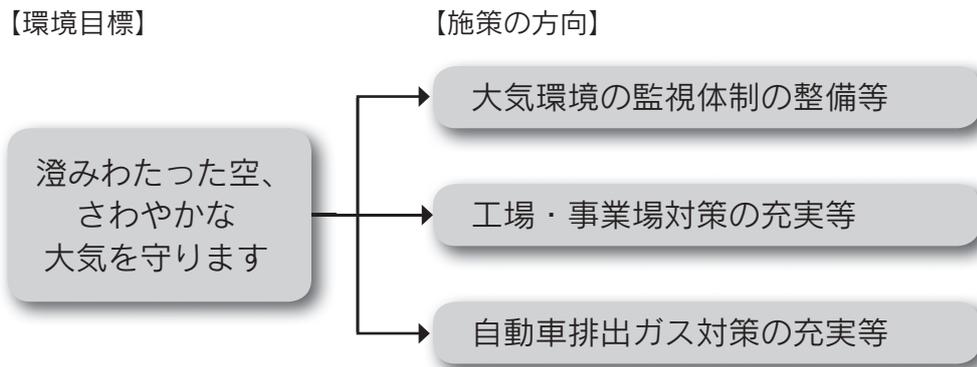
〈平成 22 年 (2010 年) 度 = 181 台 / 343 台〉 → 〈平成 32 年 (2020 年) 度 = 100%〉

※目標年度の () 内は西暦



3 施策の方向

大気環境の現状把握に努め、固定発生源である工場・事業場対策の充実や移動発生源である自動車排出ガス対策の充実を図り、空が澄みわたるさわやかな大気環境の維持に努めます。



(1) 大気環境の監視体制の整備等

【施策の方針】

- ・ 常時監視システムの見直しなど、必要に応じて監視体制の整備を図ります。
- ・ 大規模な工場に対して、常時監視システムによる監視体制を整備します。
- ・ 自動車排出ガス測定局の増設など、地域の実情に応じた監視網の整備を行います。
- ・ 大気中のダイオキシン類やアスベストなどのモニタリングを行います。

【主な取組】 取組・担当課・事業の内容

○大気・水質等環境保全事業（W）
大気測定局での大気汚染物質の常時監視などを行う。

環境保全課

○ダイオキシン類等対策事業（W）
ダイオキシン類対策特別措置法に基づき大気の調査を行う。

環境保全課

(2) 工場・事業場対策の充実等

【施策の方針】

工場や事業場に対して、以下のような対策を行います。

- ・ 排出基準の遵守を徹底させます。
- ・ 必要に応じて公害防止協定を締結し、または見直し、環境負荷の低減を促します。
- ・ 大気環境の保全に関する啓発を行います。
- ・ 大気汚染につながる化学物質の自主的な管理の徹底と使用の削減を促します。

【主な取組】 取組・担当課・事業の内容

<p>○大気・水質等環境保全事業（W） 公害関係法令等に基づく届出の審査・立入検査・指導などを行う。</p>	<p>環境保全課</p>
<p>○公害防止協定の締結と運用（W） 公害防止協定を締結し、環境負荷の低減を促すとともに、施設の設置、規模等の変更の協議、確認などを行う。</p>	<p>環境保全課</p>

(3) 自動車排出ガス対策の充実等

【施策の方針】

- ① 普及啓発
 - ・ 環境に配慮した運転（エコドライブ）の普及啓発に努めます。
 - ・ 環境に優しい通勤への転換を図るため、啓発キャンペーンを実施します。
- ② 発生源対策
 - ・ 環境への負荷の少ない低公害車の普及を促進します。
 - ・ 市の公用車の更新時には低公害車を導入します。
- ③ 交通量抑制対策
 - ・ バスや鉄道等公共交通機関の利用を促進します。
 - ・ 自転車の利用を促進します。



④ 交通円滑化対策

- ・ 道路交通の円滑化を図るため交通量などを把握し、その情報を提供します。
- ・ 交通量の偏りを是正し交通の円滑化を図るため、時差出勤等の導入を検討します。
- ・ 渋滞をなくし道路交通の円滑化を図るため、道路整備などによる交通環境を改善します。

⑤ 沿道対策

- ・ 街路樹等による沿道の緑化を推進します。

【主な取組】 取組・担当課・事業の内容

○ <u>低公害車</u> 導入・普及（W） 公用車への <u>低公害車</u> の導入を推進する。	管財課 全庁関係各課
○ <u>自転車等駐車場</u> の整備 自転車等駐車場の整備を行う。	交通政策課
○ <u>道路改良事業</u> 道路の改良により道路交通の円滑化を図る。	道路建設課
○ <u>交差点改良事業</u> 交差点の改良により道路交通の円滑化を図る。	道路建設課
○ <u>幹線道路整備事業・街路事業</u> 道路の整備により道路交通の円滑化を図る。	道路建設課
○ <u>交通安全施設等整備事業</u> 道路案内標識、照明灯、反射鏡、防護柵、区画線、歩道等の設置を行う。	道路維持課
○ <u>道路緑化整備事業</u> （W） 街路樹の維持管理による沿道の緑化を推進する。	道路維持課
○ <u>エコドライブ</u> の推進（W） <u>アイドリングストップ</u> 等 <u>エコドライブ</u> の周知・啓発、庁内での取組強化を行う。	環境総務課 交通政策課
○ <u>地方バス路線維持対策事業</u> 生活バス路線の維持のため、運行維持が困難な赤字バス路線への補助を行う。	交通政策課
○ <u>美の国あきたエコ交通キャンペーン</u> エコ交通のキャンペーンを実施する。	交通政策課

4 市民に望まれる主な取組

- ・ 徒歩または自転車の利用により、自動車の使用をできるだけ控えるように努めましょう。
- ・ 公共交通機関の利用や相乗り通勤などに努めましょう。
- ・ 低公害車や燃費の良い車など、環境への負荷の少ない車の選択・利用に努めましょう。
- ・ アイドリングストップなど、環境に配慮したエコドライブの実践に努めましょう。 など

5 事業者に望まれる主な取組

- ・ 大気汚染防止対策の充実に努めましょう。
- ・ 低公害車や燃費の良い車など、環境への負荷の少ない車の導入に努めましょう。
- ・ 徒歩または自転車の利用を図り、自動車の使用をできるだけ控えるように努めましょう。
- ・ 低公害車などによる輸送とアイドリングストップなどのエコドライブに努めましょう。
- ・ 事業所の社員等向けに、ノーカーデーを設定し、公共交通機関の利用などにより、通勤による大気環境への負荷軽減に努めましょう。
- ・ 揮発性有機化合物 (VOC) の放出を少なくし、光化学スモッグの発生を抑制しましょう。
- ・ 工事に伴う粉じんの発生防止に努めましょう。 など

第2節 水環境

1 現状と課題

水は、大気中や地表、地下、海を地球規模で循環し、人間を含めた全ての生命を支えています。河川や海には、汚れをきれいにする自浄作用がありますが、その能力を超えると水が汚れ、人の健康や生活環境、産業、生態系にも悪い影響をおよぼします。この大切な水の健全な循環を確保し、きれいで豊かな状態で将来の世代に引き継いでいくため、総合的な対策を進めていく必要があります。

秋田市では、水質汚濁に係る環境基準の達成状況を把握するため、市内の主要河川や地下水などについて、定期的に水質検査を行っています。その結果によると、河川全体では、年々環境基準の達成率が良くなってきていますが、一部の河川や湖沼などでは生活排水などの流入により、環境基準を超過しているところもあります。特に本市の北部を流れる馬踏川が流入する八郎湖の水質（COD）は、平成13年度以降改善の傾向にはあるものの、未だ環境基準を大幅に超えており、八郎湖に流入する他の河川とともに馬踏川についてもさらなる水質改善が求められています。

地下水は、おおむね環境基準を達成していますが、一部に有機塩素化合物や硝酸性窒素などの汚染物質が検出されることもあります。

こうしたことから、環境基準を既に達成している河川や湖沼については、引き続きその維持・向上に努めるとともに、達成していない地点については、改善に努め、達成を図る必要があります。さらに新たな化学物質による汚染などに対応する体制の整備や充実も図っていく必要があります。

また、水質汚濁物質の発生源対策として、工場や事業場に対し法律または条例に基づく規制のほか公害防止協定などを締結していますが、引き続き実施していく必要があります。

さらに、一般の家庭から排出される生活排水も水質汚濁物質の発生源として、大きな割合を占めていることから、本市では、地域特性に応じて公共下水道や農業集落排水施設、浄化槽などの整備を進めています。今後とも、生活排水処理施設の普及と市民の意識啓発を図る必要があります。

2 目 標

先に示した現状と課題を踏まえ、以下を課題解決に向けた目標とします。

【環境目標】
清らかで豊かな水環境を守ります

【数値目標】 ※環境基準については資料編参照

① 水質汚濁に関する目標値を維持達成します。＜目標年度＝平成 32 年（2020 年）度＞

環 境 指 標	目 標 値
環境基準健康項目	環境基準の達成（カドミウム等 27 項目）
環境基準生活環境項目	環境基準の達成（pH 等 6 項目、河川の BOD を除く）
河川の BOD	環境基準からさらに引き下げて設定 ※【別表に記載】
ダイオキシン類	環境基準の維持達成（年間平均値が 1pg-TEQ/ℓ 以下）

② 地下水に関する環境基準の達成をめざします。＜平成 27 年（2015 年）度＞

③ 汚水の処理率を引き上げます。
＜平成 22 年（2010 年）度＝95.5%＞ → ＜平成 30 年（2018 年）度＝97.0%＞

④ 水質汚濁事故（河川への流出）件数の低減をめざします。
＜平成 17 年（2005 年）度＝41 件＞ → ＜平成 27 年（2015 年）度＝件数半減＞

※目標年度の（ ）内は西暦

別表 水環境数値目標（河川 BOD に関する数値目標）

項目	類型	BOD(mg / ℓ)	該当水域
河 川	A A	1 以下	旭川上流、旭川中流、新城川上流、馬踏川、太平川上流、太平川中流、猿田川、岩見川上流、岩見川下流、三内川
	A	2 以下	旭川下流、太平川下流、新城川下流、草生津川
	B	3 以下	旧雄物川

※ BOD 値は、75% 値とする。

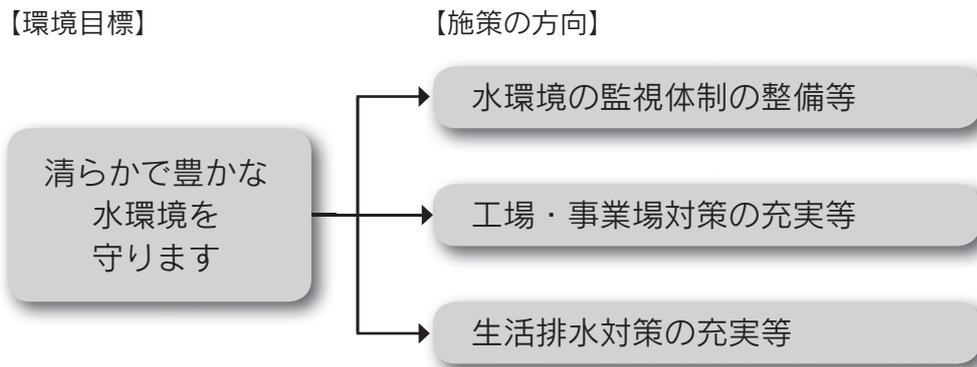
※ 水域区分は、環境基準と同じとする。

※ 雄物川の数値目標は、環境基準とする。（国土交通省測定値）



3 施策の方向

水環境の現状把握に努め、発生源となる工場・事業場対策の充実や生活排水対策の充実を図り、清らかで豊かな水環境の確保に努めます。



(1) 水環境の監視体制の整備等

【施策の方針】

- ・ 河川、海域（海水浴場を含む）、湖沼、地下水の調査を定期的を実施し、水質の把握に努めます。
- ・ ダイオキシン類による汚染状況について調査を行います。

【主な取組】 取組・担当課・事業の内容

○大気・水質等環境保全事業（W）
河川等の水質検査により環境基準の達成状況の確認を行う。 環境保全課

○有害化学物質対策事業（W）
河川等の水質検査によりダイオキシン類に係る環境基準の達成状況の確認を行う。 環境保全課

(2) 工場・事業場対策の充実等

【施策の方針】

工場や事業場に対して、以下のような対策を行います。

- ・ 排出基準の遵守を徹底させます。
- ・ 必要に応じて公害防止協定を締結し、または見直し、環境負荷の低減を促します。
- ・ 水質汚濁事故の未然防止と事故時の被害の拡大防止を徹底させます。
- ・ 水環境の保全に関する啓発を行います。
- ・ 大規模な工場に対しては、常時監視システムによる監視体制を整備します。
- ・ 水質汚濁につながる化学物質の自主的な管理の徹底と使用の削減を促します。
- ・ ゴルフ場に対しては、環境保全協定を適正に運用し、農薬の管理の徹底と使用量の削減を促します。

【主な取組】 取組・担当課・事業の内容

○大気・水質等環境保全事業（W） 公害関係法令等に基づく届出の審査、立入検査および指導をする。	環境保全課
--	-------

○公害防止協定の締結と運用（W） 公害防止協定を締結し、環境負荷の低減を促すとともに、施設の設置、規模等の変更の協議、確認などを行う。	環境保全課
--	-------

(3) 生活排水対策の充実等

【施策の方針】

① 施設の整備

- ・ 地域の特性に応じた、総合的な生活排水処理施設の整備計画を作成し、効率的な施設の整備を進めます。
- ・ 公共下水道の整備、農業集落排水施設の整備、浄化槽の普及を推進し、公共用水域の保全やより快適な生活環境の確保を図ります。

② 普及啓発

- ・ 水環境に親しむ基盤作りを行います。
- ・ 生活排水による水質汚濁を防止するための処理施設の普及と意識の啓発を図ります。
- ・ 水洗化に対する融資あっせんや助成金の交付等を行い、下水道などへの接続を促進します。



【主な取組】取組・担当課・事業の内容

○浄化槽設置整備事業 公共下水道事業の未認可地域で、 <u>浄化槽</u> の設置に補助金を交付する。	環境保全課
○浄化槽整備推進事業 公共下水道や農業集落排水事業の計画区域以外の地域で、 <u>浄化槽</u> の整備を行う。	上下水道局 下水道建設課
○農業集落排水事業 農業振興地域（農業集落）で、生活排水処理施設の整備を行う。	上下水道局 下水道建設課
○水洗便所改造資金融資あっせん制度および助成金制度 くみ取り便所や既設の浄化槽の水洗便所への改造資金の融資斡旋や助成を行う。	上下水道局 給排水課
○公共下水道事業 汚水管整備を進め、水洗化の普及拡大を図る。	上下水道局 下水道建設課
○流域下水道建設費負担金 県が事業主体の秋田湾・雄物川流域下水道の事業費を負担する。	上下水道局総務課
○上下水道教室の開催 上下水道事業の内容や水循環、水の大切さ等についての学習会を実施する。	上下水道局総務課
○下水道施設見学受け入れ 下水道の普及と意識啓発のための施設見学を受け入れる。	上下水道局 下水道施設課
○下水道管渠改築事業 損傷の著しい老朽下水管の改築により、機能延命や管路破損事故を防止する。	上下水道局 維持管理課

4 市民に望まれる主な取組

- ・ 河川を汚濁しないよう、家庭からの雑排水の抑制に努めましょう。
- ・ 下水道への接続や浄化槽の設置・維持管理により、生活排水による汚濁防止に努めましょう。
- ・ タンクなどからの油流出などによる水質汚濁事故を防ぐため、適正な管理に努めましょう。
- ・ 河川や海岸等への汚物やごみの不法投棄はやめましょう。
- ・ 河川や海岸などのクリーンアップに参加しましょう。 など

5 事業者に望まれる主な取組

- ・ 排水処理施設などの整備と適正管理に努めましょう。
- ・ 水質汚濁防止のための排水処理や浄化対策の推進に努めましょう。
- ・ 油の流出などによる水質汚濁事故が発生しないよう適正な管理に努めましょう。
- ・ 農地やゴルフ場等の農薬の使用量を控えめにしましょう。 など

第3節 生活環境

1 現状と課題

私たちの生活は、大気や水のほか、音や振動、におい、土壌、光、様々な化学物質などとの関わりもありますが、これらは場合によって、騒音や悪臭、土壌汚染、光害、化学物質による汚染などとして、人の健康や生活環境を損なうことがあります。

市民や事業者の協力を得ながら、豊かな音風景やかおり風景を感じられる快適なまちをつくっていく必要があります。

音やにおいは、心をなごませることもありますが、騒音や悪臭としてトラブルの原因となることもあります。ただし、音の例で言えば、商店街ではにぎわいが求められ、住宅地では静けさが求められるように、地域の実情に応じた対策が必要です。

騒音の発生源としては、自動車をはじめ、工場や建設作業などがあり、沿道対策や規制措置などがとられていますが、各家庭から発生する音がトラブルを引き起こす場合もあります。問題の解決には、沿道対策の実施など、まちづくりのあり方までを含めた総合的な対策とともに、市民や事業者の意識の向上が必要です。

悪臭は、工場や事業場を発生源としたり、近隣間で発生したりする場合などがあり、人による感じ方の違いもあることから、適切な対策を検討していく必要があります。

また、日常生活や経済活動において様々な化学物質が使用され、私たちは、その恩恵を受けていますが、極わずかな量でも、長い間に体に蓄積され、ガン、神経障害、生殖異常などを引き起こすおそれのある有害な化学物質もあるため、これらによる影響が生じないよう対策を講じ、市民が安心して暮らせるまちにしていく必要があります。



2 目 標

先に示した現状と課題を踏まえ、以下を課題解決に向けた目標とします。

【環境目標】 健やかでやすらぎのあるくらしの環境を守ります

【数値目標】

- ① 一般環境騒音に係る環境基準の維持達成をめざします。
＜平成 22 年(2010 年)度 =100%＞ → 平成 32 年(2020 年)度 =100%＞
- ② 振動に係る道路交通振動の要請限度以下のレベルの維持達成をめざします。
＜平成 22 年(2010 年)度 =100%＞ → 平成 32 年(2020 年)度 =100%＞
- ③ 悪臭の苦情件数の低減をめざします。
＜平成 17 年(2005 年)度 =19 件＞ → 平成 32 年(2020 年)度 = 件数半減＞
- ④ 土壌に係る環境基準の維持達成をめざします。
＜平成 22 年(2010 年)度 =100%＞ → 平成 32 年(2020 年)度 =100%＞
- ⑤ 土壌中のダイオキシン類に係る環境基準の維持達成をめざします。
＜平成 22 年(2010 年)度 =100%＞ → 平成 32 年(2020 年)度 =100%＞

※目標年度の（ ）内は西暦

3 施策の方向

騒音や振動、悪臭やダイオキシン類、有害化学物質等についての現状把握に努め、発生源となる工場・事業場対策の充実や生活環境の保全対策の充実等を図り、快適でやすらぎのある生活環境の確保に努めます。

【環境目標】

【施策の方向】

健やかでやすらぎ
のあるくらしの
環境を守ります

生活環境の監視体制の整備等

工場・事業場対策の充実等

生活環境の保全対策の充実等

(1) 生活環境の監視体制の整備等

【施策の方針】

- ・ 騒音、振動、悪臭の調査を定期的を実施し、市域の生活環境の状況把握に努めます。
- ・ ダイオキシン類や有害化学物質による汚染状況などについて調査を行います。
- ・ 騒音等の監視設備・機器の充実や、調査データの解析の迅速化に努めます。

【主な取組】 取組・担当課・事業の内容

○生活環境保全事業（W） 騒音や振動の調査を実施する。	環境保全課
○ <u>ダイオキシン類</u> 等対策事業（W） ダイオキシン対策特別法に基づき大気、水質、土壌等の環境調査などを実施する。	環境保全課
○有害化学物質対策事業（W） 大気汚染の原因となる有害物質が、 <u>環境基準</u> に適合しているか調査を行う。	環境保全課

(2) 工場・事業場対策の充実等

【施策の方針】

工場や事業場に対して、以下のような対策を行います。

- ・ 騒音、振動、悪臭、土壌汚染防止等の規制基準の遵守を徹底させます。
- ・ 公害防止協定を必要に応じて締結し、または見直し、環境負荷の低減を促します。
- ・ 騒音、振動、悪臭、土壌汚染等の防止に関する啓発を行います。
- ・ PRTR制度の周知を図るとともに、使用している化学物質の適正な取り扱いや自主的な管理を促します。
- ・ 建設・土木作業に対して、低公害型の工法や建設機械の導入の他、適切な工事時間帯の選定や遮音などの対策を促します。
- ・ 深夜営業の飲食店や店舗に対して、周辺の生活環境へ配慮するよう促します。

【主な取組】 取組・担当課・事業の内容

○生活環境保全事業（W） 公害関係法令等に基づく騒音や振動の調査を実施する。	環境保全課
○道路工事の環境指導 道路工事の施工者に、騒音や振動等、環境への配慮を促す。	建設総務課



(3) 生活環境の保全対策の充実等

【施策の方針】

- ・ 農地や公園、街路樹、植栽、ゴルフ場等に対する農薬の使用を抑制するとともに、使用にあたっては毒性の低いものを優先するよう促します。
- ・ 家庭生活にともなう騒音や悪臭を防止するための自主的な対策や配慮を促します。
- ・ 日照障害、電波障害、光害などを防止するための自主的な対策や配慮を促します。

【主な取組】 取組・担当課・事業の内容

○生活環境保全事業（W） 騒音、振動、悪臭の防止を図り、快適でやすらぎのある生活環境を確保する。	環境保全課
○環境配慮指針の普及・啓発（W） 日常生活や事業活動に係る環境配慮指針を普及・啓発する。	環境総務課 環境都市推進課
○開発行為の指導・許可 開発行為および建築物による生活環境への影響を防止するための指導を行う。	都市計画課

4 市民に望まれる主な取組

- ・ 家庭における騒音や振動（自動車、音響機器等）の防止に努めましょう。
- ・ 家庭における悪臭の発生防止に努めましょう。
- ・ 殺虫剤や除草剤などの使用は必要最小限に抑えましょう。 など

5 事業者にも望まれる主な取組

- ・ 工場や事業場における騒音や振動の防止、悪臭防止対策に努めましょう。
- ・ 工事に伴う騒音や振動の防止に努めましょう。
- ・ 飲食店や店舗からの騒音や悪臭、光害の防止に努めましょう。
- ・ 化学物質の適正な管理に努めましょう。
- ・ 社用車両などの騒音や振動の防止を徹底しましょう。
- ・ 周囲の環境に配慮した事業活動に努めましょう。 など

第1部 環境施策の方向

第2章

- 第1節 自然環境
- 第2節 身近な自然
- 第3節 自然の公益的機能
- 第4節 歴史的・文化的環境

第1節 自然環境

1 現状と課題

人間は、自然の中に存在し、その自然から様々な恵みを得ています。
人間と自然との健全な共生を確保していくためには、「自然環境の保全」と「環境資源の活用」の両方の視点から、調和の取れた施策展開を図っていくことが必要です。

わたしたちのまち秋田市は、桜舞う千秋公園をはじめ、夕日にはえる日本海、くれないに染まる太平山、白鳥のおとずれる雄物川と、四季おりおりの美しさがきわだつまちです。

市の西部には日本海が広がり、長い海岸線に沿ってクロマツの砂防林が造成されています。東部には、太平山等の山地および丘陵地帯が広がっています。東部から西部に向けて、雄物川、太平川、旭川、猿田川、岩見川等が流れ、下流には秋田平野が広がり、肥沃な生産力の高い土地となっています。

動植物は、太平山一帯にブナやスギなどの自然植生が広範囲にわたって分布し、国の特別天然記念物であるニホンカモシカや亜高山帯に生息する鳥類など野生生物の貴重な生息地となっています。また、旭川、新城川沿いにはシロヤナギやケヤキなどの自然植生が分布しています。

このほか、女潟の植生や、臨海大橋付近のサギ類の集団繁殖地、海岸沿いの砂丘植生など、本市の多様な地形や変化に富んだ豊かな自然環境に対応した様々な生物を観察することができます。

計画見直しに先だって実施したアンケートでは、市民の自然の状態に対する満足度が高率となっており、本市の自然の豊かさが感じられます。

本市のこうした動植物や自然環境は、次世代へと引き継ぐべき貴重な資源であり、地域の活性化へとつながる可能性のある市民共有の財産です。これらの自然環境を守りながら、都市の防災機能として、また、レクリエーションの対象として適切な保全と活用を図っていく必要があります。特に、近年、グリーン・ツーリズムとして、農山漁村地域で、自然、文化、産業とのふれあいや人々との交流を楽しむ滞在型余暇活動が注目されています。

本市域においても、だれもが自然を大切に思う心を育むことができるよう、自然や伝統的な文化に親しめるような場や機会を充実させていくことが重要です。

■ 秋田市における主要法定緑地等の面積

区 分	名 称	面 積 (ha)
自然公園区域	太平山県立自然公園	4,400
保安林 (平成 23 年 3 月末現在)	水源涵養保安林	1,830
	土砂崩壊防備保安林	1,139
	飛砂防備保安林	112
	防風保安林	550
風致地区		29
		1,664.5
	城 跡	16.0
	金照寺山	30.7
	高 清 水	71.0
	手 形 山	181.2
	勝 平 山	1,021.8
	焼 山	40.0
浜ナシ山	10.0	
大 森 山	129.2	
金 足	164.6	
地域森林計画対象民有林等		37,005
史跡・天然記念物		98.14
鳥獣保護区		9,193
農業振興地域	農 用 地	9,642.5
緑地協定		430.03
保存樹 (面積は推定値: 緑の基本計画より)		19.67

2 目 標

先に示した現状と課題を踏まえ、以下を課題解決に向けた目標とします。

【環境目標】

多様な自然を守り、ふれあいの場を充実します

【数値目標】

- 市域の緑地等 (農用地、森林、原野、水面・河川・水路) の確保に努めます。
 - <平成 19 年 (2007 年) 度 = 83.8%> → <平成 32 年 (2020 年) 度 = 83.6%>
 - <平成 42 年 (2030 年) 度 = 83.5%>

※目標年度の () 内は西暦



3 施策の方向

多様で貴重な自然の保全を図りつつ、自然とのふれあいの場を創出し、人と自然との良好な関係を築きます。

【環境目標】

多様な自然を守り、
ふれあいの場を
充実します。

【施策の方向】

多様で貴重な自然の保全

自然とのふれあいの場の創出

(1) 多様で貴重な自然の保全

【施策の方針】

- ・ 自然環境を保全する意識の普及啓発を図ります。
- ・ 市域に分布する貴重な動植物の実態把握やその保護に努めます。
- ・ 良好な自然環境や景観等が残る地域は、必要に応じて法令による指定を行うなど適切な保全を図ります。
- ・ 鳥獣保護法や絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存等を規定した種の保存法の適正運用により、野生生物の保護と生息環境の保全に努めます。
- ・ 移入種の放逐の禁止等を規定した外来生物法の適正運用により、市民や事業者に対し、生態系の調和に影響を及ぼす外来生物などを持ち込まないように啓発に努めます。
- ・ 国の特別天然記念物のカモシカによる食害被害対策を講じながら、人と野生動物との共生のための方策を検討していきます。

【主な取組】 取組・担当課・事業の内容

○自然環境現況調査 市内の動植物の生息状況を把握するため、調査を実施する。	環境都市推進課
○特別天然記念物カモシカ食害対策事業 特別天然記念物カモシカの保護と農林業被害を防止する。	文化振興室
○命のつなぎ（種の保存）事業（W） 秋田に生息する希少動物の保全（種の保存）活動を行う。	大森山動物園

(2) 自然とのふれあいの場の創出

【施策の方針】

- ・ 体験学習や自然観察会の実施、グリーン・ツーリズムなど自然に親しむ機会の充実を図ります。
- ・ 生態系の保全に十分に配慮しながら自然の活用^{の場}を設け、野山の自然と市民とのふれあいを深めます。
- ・ ポイ捨てや貴重な植物の不法採取を行わないなど、自然と共生するうえでのマナーの徹底を図ります。

【主な取組】 取組・担当課・事業の内容

○都市・農村交流促進事業（W） 自然環境や農林水産資源を活用し、都市と農村の <u>共生</u> ・対流を促進する。	農業農村振興課
○太平山自然学習センター運営事業（W） 小中学生の宿泊研修や自然体験活動の主催事業を実施する。	太平山自然学習センター



4 市民に望まれる主な取組

- ・ 自然環境に関心を持ち、その重要性を認識しましょう。
- ・ 自然観察会や体験会に参加し、自然とのふれあいに努めましょう。
- ・ ウォーキングやサイクリングで自然に親しみ、健康にも環境にも配慮しましょう。
- ・ ごみのポイ捨てをしないなど、自然環境を守るためのマナーの徹底に努めましょう。
- ・ 鳥や昆虫・植物などの自然に親しみ、保護に努めましょう。 など

5 事業者に望まれる主な取組

- ・ 自然環境の重要性を認識しましょう。
- ・ 事業活動を行う際は、自然環境の保全に十分配慮しましょう。
- ・ 自然の減少につながるような事業活動を行う場合には、植林や他の地域での自然の回復に努めましょう。
- ・ 自然環境を保護する事業の支援に努めましょう。 など



太平山自然学習センター「まんだらめ」

第2節 身近な自然

1 現状と課題

市民にとって最も身近な自然との関わりは、街の中を流れる川や公園、街路樹や各家々の庭などです。これらは見る人にうるおいとやすらぎを与えてくれるだけでなく、生物の生息場所、空気の浄化や防音、防災などの役割を果たしています。さらに、これらの身近な自然と調和のとれた街並みは、景観的にも美しい都市生活空間を与えてくれます。

反面、冬期間の雪や凍結・強風など、避けることができない自然の厳しさとの関わりもあり、それに向き合いながら、ともに暮らしていく必要があります。

(1) 都市環境の中の緑

本市では、市民一人ひとりが、良好な都市環境の創造と保全に努めるとともに、緑の空間が豊かに活かされた「にぎわいとるおいのある快適環境都市あきた」を実現し、それを次代の市民に誇りをもって継承しようという理念のもと、平成14年7月に「秋田市都市環境の創造および保全に関する基本条例」を定めました。

この条例の理念に基づき、都市緑化の推進の方向性を示した「秋田市都市緑化の推進に関する条例」や「秋田市都市緑化の推進に関する基本方針」を定め、また市民や事業者と連携した都市緑化を具体的に展開するため、「秋田市都市緑化推進計画」を策定しました。

本市の公園緑地としては263箇所、2,121.88haが都市計画決定されており、明治29年に開設された千秋公園をはじめ、大森山公園、一つ森公園などの総合公園、八橋運動公園、広域公園である県立小泉瀧公園などが開設済みであり、平成22年度末で184箇所、603.05haとなっています。現在、市民一人当たりの公園面積は、18.67㎡となっており、全国平均の9.7㎡（平成20年度末現在）、国の標準目標面積10㎡を上回っています。

しかし、既存公園や緑地の質の向上のための取組を含めて、全体的な配置のバランスや緑のつながりなどに配慮しながら、引き続き計画的な整備を進めていく必要があります。

また、公園の整備推進とともに、民間施設や各家庭での植樹などにより、公園以外の緑地の確保も進めていく必要があります。



■ 公園緑地の整備状況（資料 秋田市建設部公園課）

種 別		平成 23 年 3 月 31 日現在	
		箇所数	面積 (ha)
		165	59.71
住区基幹公園	街区公園	155	32.29
	近隣公園	8	17.92
	地区公園	2	9.50
		6	279.85
都市基幹公園	総合公園	5	258.12
	運動公園	1	21.73
		1	2.34
特殊公園	風致公園	—	—
	歴史公園	1	2.34
墓園（墓域含む）		2	18.46(22.71)
大規模公園	広域公園	2	196.30
都市緑地		4	43.55
緑道		2	2.10
広場		2	0.74
合計		184	603.05 ha
1人当たり面積		18.67㎡	

1人当たり面積は、平成23年3月31日現在の人口(322,883人)で計算。

(2) 都市の水辺空間

本市には国直轄の一級河川である雄物川のほか、雄物川水系の一級河川が23、二級河川が2、市で維持管理する準用河川が6あり、その他にも多数の普通河川があります。

また、市内には河川の他に小泉瀉や大滝山貯水池などの湖沼やため池も多数あります。

環境基本計画の見直しにあたって実施した市民アンケートでは、水辺の状態に対する不満が4分の1近くに達していることなどから、市街地内を流れる河川の改修時などにおいては、排水機能の強化とともに、新屋の大川端带状近隣公園などのように、水に親しむ空間としての機能も併せて整備していく必要があります。

(3) 雪との関わり

秋田地方気象台（秋田市山王）の観測による積雪の最深値は平年値で38センチメートルです。これは、秋田市でも雪の少ない沿岸部の数値であり、内陸部では、さらに多くの雪が降っています。

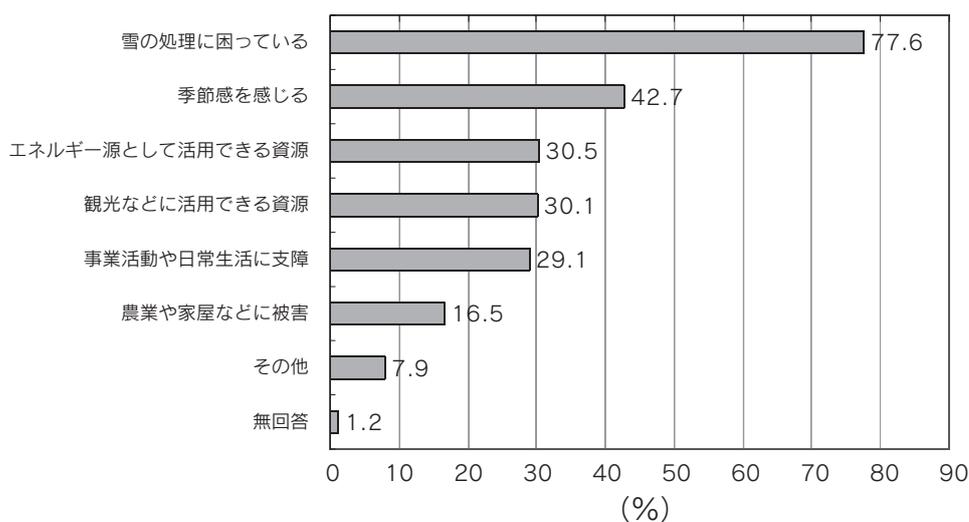
そのため、本市では雪対策が不可避であり、冬期間における快適な市民生活の維持を図るため、道路交通の確保、特に、降雪や路面の凍結によるバス交通など交通障害の解消が必要であり、市民と一体となって総合的な除排雪に取り組む必要があります。

本計画の見直しにあたって実施した市民アンケートでは、雪とのかかわりに関して、市民の8割近くが「雪の処理に困っている」と回答しており、他の項目と比較して著しく低い評価となっています。また、「事業活動や日常生活に支障をきたしている」も3割近くあり、除排雪に対する意見も数多く寄せられています。

その一方で、雪に対し、「秋田市らしさや季節感を感じる」42.7%、「エネルギー源として活用できる資源である」30.5%、「観光などに活用できる資源である」30.1%と前向きな意見も多くあり、雪は冬季の秋田市を特徴づけるものの一つでもあります。

したがって、克雪・利雪・親雪の観点から、雪対策の充実を図り雪害を克服し、市民ニーズに応えるとともに、秋田市らしさを創出するため、市民や事業者との協働により多くの市民が参加する冬のイベントの機会を充実し、観光などの資源として活用していくとともに、エネルギー資源としても活用を検討していくことが必要です。

■ 雪についてどう思うか（平成23年度市民意識調査による）





2 目 標

先に示した現状と課題を踏まえ、以下を課題解決に向けた目標とします。

【環境目標】

身近な緑と水に親しみ、雪と向き合いともにくらすまちづくりを進めます

【数値目標】

- ① 市街化区域内における緑地面積の増加をめざします。
＜平成 19 年(2007 年)度 = 1,837ha＞ → ＜平成 29 年(2017 年)度 = 1,877ha＞
(※秋田市都市緑化推進計画より)
- ② 市街化区域内における幹線市道の街路樹整備率を維持します。
＜平成 17 年(2005 年)度 = ほぼ 100%＞ → ＜平成 27 年(2015 年)度 = 100%＞

※目標年度の () 内は西暦

3 施策の方向

郊外と比較して自然の少ない市街地における緑化や水に親しむ空間の整備に努めるとともに、本市の特徴のひとつである冬期間の雪への適切な対応を図るなど、緑と水を身近に感じる、快適な都市空間の創出を図ります。

【環境目標】

身近な緑と水に
親しみ、雪と向き
合いともにくらす
まちづくりを
進めます

【施策の方向】

まちの中の緑の保全と創出

親しみやすい水辺の保全と創出

雪と向き合うまちづくりの実践

(1) まちの中の緑の保全と創出

【施策の方針】

- ・「緑の基本計画」に基づいて、都市公園の整備や緑化の推進を図ります。
- ・市民のニーズなどをふまえながら既存公園・緑地の質の向上を図ります。
- ・公園の設置にあたっては、地域住民の日常的な利用が可能となるような、地域バランスを踏まえた配置に努めます。
- ・地域の特性を考慮した道路緑化に努めます。
- ・学校などにおける公共施設の緑化を進めます。
- ・緑地協定などにより工場や店舗などの敷地内の緑化を促進します。
- ・社寺林は古くから里地・里山・鎮守の森などとして地域住民に親しまれていることから、地域住民や土地所有者との連携により維持管理に努め、良好な樹林地として保全を図ります。
- ・歴史ある樹木、貴重な樹木を保存樹に指定し、その保全に努めます。

【主な取組】 取組・担当課・事業の内容

○道路緑化整備事業（W） 道路の緑化により都市の景観向上や環境保全を行う。	道路維持課
○都市景観形成事業 良好な都市景観の形成に向け、建築行為等への指導・誘導や市民意識の高揚に努める。	都市計画課
○都市公園整備事業（W） 都市公園の整備を行う。	公園課
○緑化重点地区整備事業 住区基幹公園等の緑化面積率を向上し、併せて施設整備の充実を図る。	公園課
○都市公園バリアフリー化事業 誰もが安全で安心して利用できる都市公園のバリアフリー化を行う。	公園課
○保存樹管理事業 歴史ある樹木等の保存管理に努め、樹木の愛護思想の高揚に努める。	公園課
○各種建設・改築事業（W） 各種建設・改築事業において、緑化に努める。	関係課所室



(2) 親しみやすい水辺の保全と創出

【施策の方針】

- ・ 河川の改修にあたっては、治水機能の向上に努めるとともに、多自然型工法等の導入を図り、水辺の生物が生息可能な河川環境を保全し、創出します。
- ・ 市街地を流れる河川の親水性を高めるための施設整備に努め、気軽に水とふれあえる河川づくりを進めます。
- ・ 橋りょうの整備や改修にあたっては、地域住民に親しまれるよう周辺の環境に調和したデザイン等の工夫に努めます。

【主な取組】 取組・担当課・事業の内容

○内水面資源維持対策事業 放流事業による内水面資源の維持増殖や、市民の水質等環境保全意識の向上を図る。	農業農村振興課
○河川改修事業（普通河川古川） 浸水被害解消のため、川の流下能力を向上させ、洪水および災害の防止を図る。	道路建設課
○河川環境整備事業（準用河川宝川など） 大雨時の水害防止と環境整備を図る。	道路建設課
○橋りょう整備 老朽化、幅員が狭い、耐荷力や耐震性が劣るなどの橋梁の架替えを行う。	道路建設課

(3) 雪と向き合うまちづくりの実践

【施策の方針】

- ・ 冬期における道路交通を確保し快適な雪国の生活の維持向上を図るため、市民と一体となって除排雪に努めます。
- ・ 出勤基準を定め、早期除雪により円滑な道路交通の確保に努めます。
- ・ 作業の優先順位を定め効果的な除排雪に努めます。
- ・ 市民への情報提供と地域実情の迅速な把握に努め、地域との連携を図ります。
- ・ 歩道等の除排雪に努め、安全な歩行者空間の確保に努めます。
- ・ 機械貸出制度等を充実し、地域が自ら実施する除排雪作業を支援します。
- ・ 安全で快適な冬道確保のため、融雪施設付きの歩道の整備を計画的に進めます。
- ・ 雪に強い交通体系の整備を図るなど、冬期間を考慮したまちづくりを推進します。

第2節 身近な自然

- ・水資源やエネルギー資源としての雪の有効利用について検討します。
- ・多くの市民が参加する冬のイベントやスポーツの機会を市民協働により充実し、冬を楽しむまちづくりを推進します。
- ・バス事業者等の関係者との連携により、持続可能な公共交通の実現に努めます。

【主な取組】 取組・担当課・事業の内容

○除排雪対策事業 だれもが安全で安心して通行できる冬期道路の確保を図る。	道路維持課
○雪みち計画（歩道無散水消融雪施設の設置） 歩道無散水消融雪施設を整備し、冬期の安全で快適な歩行を確保する。	道路維持課
○冬みち安全安心対策除雪強化事業 降雪に対する除排雪機械の充実を図る。	道路維持課
○市民向け除排雪支援制度の充実 除排雪機械の貸し出し等の支援を行う。	道路維持課
○公共交通の確保 市民が自家用車以外で移動手段を確保できるよう公共交通の運行確保を図る。	交通政策課
○融雪施設改良事業 老朽化した融雪施設の整備を計画的に行うとともに、既設施設の不具合箇所を適切に行い、冬期間における道路交通の安全確保を図る。	道路維持課

4 市民に望まれる主な取組

- ・生垣の設置や庭木の植栽、鉢植えなどの緑化に努めましょう。
- ・町内で緑化し、美化に努めましょう。
- ・地域の緑化活動や水辺を守る取組への参加と協力を努めましょう。
- ・周囲に配慮した雪かきと地域の除排雪活動への協力を努めましょう。
- ・雪を楽しむ行事を企画したり、参加したりしましょう。
- ・冬期における道路交通やバス交通を確保するため、マイカーでの外出の自粛に努めましょう。
など



5 事業者に望まれる主な取組

- ・ 景観や騒音防止の機能を考慮した植栽など、工場や事業場の緑化に努めましょう。
- ・ 地域の緑化活動や水辺を守る取組や清掃活動などへの参加と協力を努めましょう。
- ・ 除雪作業を行うにあたっては、周囲へ配慮するとともに地域の除排雪活動への協力を努めましょう。
- ・ 冬期における従業員のマイカー出勤の自粛に努めましょう。 など

第3節 自然の公益的機能

1 現状と課題

森林、農地、海は、様々な恵みを与えてくれます。森林は、木材生産機能に加え、洪水や渇水の緩和、土砂災害の防止、多様な生物の生息地の提供、快適な景観の形成、二酸化素の吸収や固定など多くの公益的機能を持っています。

農地や海も同様であり、これらの機能を適切に維持していくことが必要です。

(1) 森林の公益的機能の保全と活用

秋田市の森林面積の割合は、県林業統計書によると市域の約7割を占め、その内訳は、国有林が概ね4割、民有林が6割となっています。

民有林のうち約6割が、スギを主とする人工林で、今後、森林資源の健全な育生を図るため、除伐や間伐などの保育作業が必要とされています。

林業の経営状況が厳しい状況の中で、森林の有する多様な公益的機能を適切に保全するため、生産基盤の整備による作業の効率化を図るとともに、市民の森林づくりへの参加や森林所有者との協働などの役割分担により、森林の維持保全を図ることが必要とされています。

また、森林浴やレクリエーションを通じて森林をやすらぎや健康増進の場として活用したり、林業作業の体験や林産物の採取や利用をしたりすることにより、充実感を得たり生きがいつくりにもつながる場として森林の活用を図ることが必要とされています。



(2) 農地の公益的機能の保全と活用

本市における農地面積は、2010年世界農林業センサスによると市域の8.5%となっており、平成12年と比較すると、平成22年の面積は8.0%の減少となっています。農地のうち耕地（田および畑）の面積は、過去10年間で、田耕地で1.6%の減少、畑地で14.4%の減少となっています。減少の理由は、主に宅地等への転用で、特に市街化区域内での移動が顕著でした。市街化区域内には、全面積の3.3%にあたる約300haの耕地が残存しており、今後とも都市化の進展に伴って宅地等への転換が進むものと予想されます。

秋田市における水害・津波危険区域は、雄物川、太平川、旭川、新城川流域に集中していますが、農地は浸水を未然に防ぐ保水機能を担っています。

また、農村集落の原風景は、貴重な文化的資源ともなっており、こうした観点からの保全と活用も必要となっています。

(3) 海の公益的機能の保全と活用

本市の海岸線は、延長約23.5kmにおよびます。北部は秋田港と臨海工業地帯として利用され、南部の砂浜の一部は、海水浴場など市民のレクリエーションの場として親しまれています。また、海岸の随所で釣りを楽しむ市民の姿が見られます。

秋田港は、苫小牧、新潟、敦賀を結ぶフェリーの定期航路や、釜山等とを結ぶ外貿定期コンテナ便などの発着地になっており、日本海沿岸における物流の拠点であるとともに、ポートタワーや覆い付き緑地が整備され、周辺でイベントが開催されるなど、海と市民を結ぶレクリエーション機能も併せ持っています。

本計画の見直しにあたって実施した市民アンケート結果によると、海の水質や海岸の状態に対する不満が2割強ありました。これは海岸部のごみの散乱や親水性の不足によるものと考えられることから、海の恵みを損なわないよう適切な保全を図りつつ、一層の快適性や親水性の向上を図っていく必要があります。

2 目 標

先に示した現状と課題を踏まえ、以下を課題解決に向けた目標とします。

【環境目標】
自然の恵みを持続的に得られる環境づくりを進めます

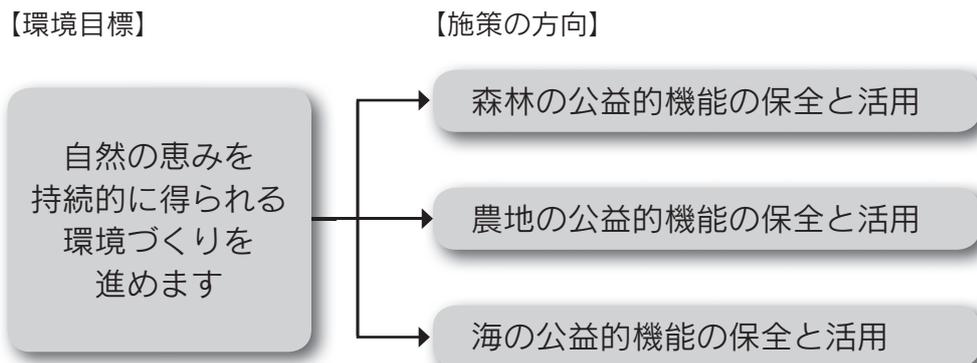
【数値目標】

- ① 市面積に占める森林面積を一定の割合以上確保します。
 <平成21年(2009年)度=68.0%> → <平成32年(2020年)度=69.0%>
- ② 適切な森林の管理のため、一定の間伐実施面積を確保します。
 <平成21年(2009年)度=2,591ha> → <平成27年(2015年)度=7,870ha>
- ③ 間伐の実施により、二酸化炭素吸収量を確保します。
 <平成21年(2009年)度=8,370t> → <平成27年(2015年)度=58,454t>
- ④ バイオエタノールの製造原料として、もみがらの利用を促進します。
 <平成21年(2009年)度=0t> → <平成27年(2015年)度=2,250t>
- ⑤ 市面積に占める農業振興地域内の農用地面積を一定の割合以上確保します。
 <平成21年(2009年)度=10.6%> → <平成32年(2020年)度=10.6%>
- ⑥ 海辺の保全について、市民等が行うボランティア清掃を支援する件数の増加を図ります。
 <平成22年(2010年)度=31件> → <平成32年(2020年)度=45件以上>

※目標年度の（ ）内は西暦

3 施策の方向

木材、農作物、魚介類などの生産機能に加え、災害防止、景観形成、レクリエーション機能など森林、農地、海が有する多様な公益的機能の重要性を認識し、自然の恵みを持続的に得られる環境づくりを進めます。





(1) 森林の公益的機能の保全と活用

【施策の方針】

- ・ 森林の適正な管理と活用に努め、水源涵養機能や防災など市民の生活環境を守る公益的機能の維持を図ります。
- ・ 森林資源としての松林等を保全し、飛砂や風害等から市民生活を守るため、森林害虫等の防除に努めます。
- ・ 森林のもつ健康増進効果や、生きがいづくり、やすらぎの場としての働きに着目し、森林の新たな活用のあり方を検討します。
- ・ 森林の保育作業の効率化を図り公益的機能の維持向上を図るため、適切な林道整備に努めます。

【主な取組】 取組・担当課・事業の内容

○地域防災計画策定事業（W） 地域防災計画の本編、資料編および防災カルテの修正を行い、公開する。	防災安全対策課
○森林環境保全整備事業 生産性と公益的機能の向上のため、間伐に対する補助を行う。	農地森林整備課
○市有林経営 市有林の森林資源の質的向上を図るため、除間伐を行う。	農地森林整備課
○県単局所防災事業（W） 山地崩壊による、公共施設および人家被害を未然に防止する。	農地森林整備課
○森林病虫害等防除事業 松くい虫被害木の伐採処理とともに、薬剤散布により被害の拡大を防止する。	農地森林整備課
○林道の整備 林道の改良・舗装により輸送力向上と通行の安全確保を図る。	農地森林整備課
○水と緑の森づくり事業 松林等の保全や自然公園の整備を行い、森林環境の保全を図る。	農地森林整備課

(2) 農地の公益的機能の保全と活用

【施策の方針】

- ・優良農地の確保を図るとともに、農業経営に伴う各種施設等の整備にあたっては、秋田市ならではの農村集落の原風景の維持に努めます。
- ・農地はその本来の生産機能に加え、水生生物等の生息地としても重要であることから、適切な保全と活用に努めます。
- ・農業体験学習の実施などを検討し、市民と土とのふれあいの機会を創出します。
- ・農薬の散布等による河川への影響が少ないことから、環境に配慮した農業の推奨を図ります。
- ・自然環境に配慮したため池の整備を進めます。

【主な取組】 取組・担当課・事業の内容

○地域防災計画策定事業（W） 地域防災計画の本編、資料編および防災カルテの修正を行い、公開する。	防災安全対策課
○スーパー市民農園整備事業 区画・設備等グレードの高い市民農園を整備する。	農業農村振興課
○都市・農村交流促進事業（W） 自然環境や農林水産資源を活用し、都市と農村の共生・対流を促進する。	農業農村振興課
○環境保全型農業直接支援対策事業 減農薬、有機農業の取組を行なう農業者を支援する。	農業農村振興課
○中山間地域等振興対策事業 中山間地域等の適切な生産活動等を通じ、耕作放棄地の防止、農業・農村の有する多面的な機能の維持等を図る。	農業農村振興課
○農道の整備 農道の改良・舗装等の整備を行い、農業生産の効率化や農村環境の改善を図る。	農地森林整備課
○市単独土地改良事業費補助金 ○県営土地改良施設等整備事業費負担金 土地改良事業に対する補助や、県実施の用排水路整備等の事業費を負担する。	農地森林整備課
○県単局所防災事業（W） 山地崩壊による、公共施設および人家被害を未然に防止する。	農地森林整備課



○土地改良施設管理費補助金

○土地改良施設維持管理経費

農業生産や公益的、多面的機能を有する土地改良施設の機能を維持する。

農地森林整備課

○農地・水・農村環境保全向上活動支援事業

農地・農業用水等の資源の保全と質的向上を図る。

農地森林整備課

(3) 海の公益的機能の保全と活用

【施策の方針】

- ・海水浴場や沿岸海域における水質の監視を行います。
- ・海に流れ込む排水の監視や生活排水対策の推進により沿岸海域の水質の向上を図ります。
- ・油流出事故などに対し、すばやく対応できる体制を整備します。
- ・海岸におけるマナーの向上や環境の美化を推進します。

【主な取組】 取組・担当課・事業の内容

○大気・水質等環境保全事業（W）

海水浴場や、海域や秋田港等での水質調査を行う。

環境保全課

○定期フェリー便需要拡大推進（W）

エネルギー利用効率の高い輸送手段として、航路の定着を図る。

港湾貿易振興課

4 市民に望まれる主な取組

- ・自然の公益的機能の重要性を認識しましょう。
- ・森林や海辺の自然を損なわないようにしましょう。 など

5 事業者にも望まれる主な取組

- ・自然の公益的機能の重要性を認識しましょう。
- ・環境保全型農業や林業の推進に努めましょう。
- ・農業系廃棄物や林業系廃棄物の有効利用と適正処理に努めましょう。
- ・農地や森林などの有効活用に努めましょう。 など

第4節 歴史的・文化的環境

1 現状と課題

私たちの秋田市は、これまで先人から受け継いだ恵まれた環境の下に伝統と文化を育み、成長し発展してきました。これら有形・無形の歴史的・文化的な遺産を将来の世代に適切に継承するとともに、新たな文化の創造を支援していく必要があります。

秋田市は、奈良時代から平安時代にかけて東北地方日本海側の地方官庁として秋田城、中世には湊城が築かれ、政治・軍事・文化の中心地となりました。近世には佐竹氏 20 万石の城下町として栄え、明治以降も秋田県の行政、経済、文化の中心地として、また、日本海沿岸の中心都市として繁栄してきました。このため市内には、秋田城跡の清水公園、久保田城跡の千秋公園など歴史と伝統のある多くの史跡、文化財等を有しています。

また、全国に先駆けて秋田市文化振興条例と秋田市文化振興基金条例を制定し、文化の視点に立った郷土のまちづくり、文化施設の整備、文化遺産の保存に努めています。平成 23 年 9 月 1 日現在、263 件（国指定 24 件、県指定 88 件、市指定 151 件）が指定文化財となっています。また、美術館等の文化施設や、図書館や公民館等の社会教育施設も整備されています。

さらに、本市には多くの祭りや伝統行事がありますが、竿燈まつりには毎年 130 万人以上もの観光客が集まり、地域の活性化や経済効果をもたらす可能性を有しています。これらは、地域の支えや環境の整備があつてこそ続けていけるものでもあります。

こうした地域に伝承された有形・無形の歴史的・文化的遺産は、市民の心のよりどころとなり、郷土愛を育む貴重な資源でもあります。このことから、周辺の自然環境や歴史的価値のある街並みの保全と活用を図るとともに、創造性豊かな文化の香り高い郷土づくりを進める必要があります。

■ 秋田市における指定文化財件数一覧表（資料 秋田市教育委員会文化振興室）平成 23 年 9 月 1 日現在

名称	総数	有形文化財							無形文化財	民俗文化財		記念物		
		建造物	絵画	彫刻	工芸	書跡・古文書	考古資料	歴史資料		有形	無形	史跡	名勝	天然記念物
国指定文化財	24	8	1	1	—	1	2	1	—	2	3	3	1	1
県指定文化財	88	2	5	10	26	14	14	7	—	3	2	4	—	1
市指定文化財	151	9	16	18	21	19	10	18	2	7	9	9	2	11
計	263	19	22	29	47	34	26	26	2	12	14	16	3	13



2 目 標

先に示した現状と課題を踏まえ、以下を課題解決に向けた目標とします。

【環境目標】

先人の遺産と知恵を活かし、豊かな心をはぐくみます

【数値目標】

○ 市民が歴史的・文化的環境に触れあう機会の向上を目指します。

<平成 22 年(2010 年)度= 553,049 人> → <平成 27 年(2015 年)度= 725,000 人>

※目標年度の()内は西暦

3 施策の方向

本市の貴重な歴史的・文化的遺産や祭り、伝統行事などを次世代に引き継ぐとともに、先人の遺産と知恵を活かしながら、秋田市ならではの新しい文化の創造を支援します。

【環境目標】

【施策の方向】

先人の遺産と
知恵を活かし、
豊かな心を
はぐくみます

歴史的・文化的遺産の継承と活用

歴史的・文化的環境を活かした活動の支援

第4節 歴史的・文化的環境

(1) 歴史的・文化的遺産の継承と活用

【施策の方針】

- ・ 高清水公園や千秋公園など自然環境と一体となった史跡や景観を生かしたまちづくりを推進します。
- ・ 市民の郷土意識の醸成や文化の振興を図るため、先人から引き継いだ貴重な文化財の保全に努めます。
- ・ 竿燈などの郷土の祭りや伝統行事などを伝承し保存していくため、郷土意識の醸成を図るとともに、必要な自然や街並みの保全と整備に努めます。

【主な取組】 取組・担当課・事業の内容

○都市公園整備事業（W） 千秋公園等史跡と一体となった公園の整備をすすめる。	公園課
○地蔵田遺跡環境整備事業 国指定史跡地蔵田遺跡を市民参加で復元整備し、郷土学習などに活用する。	文化振興室
○史跡秋田城跡環境整備事業 ○秋田城跡史跡公園管理事業 ○史跡秋田城跡歴史資料館（仮称）整備事業 史跡公園の国指定史跡秋田城跡を、郷土学習や観光資源として活用するため、土地の公有化や発掘調査・環境整備を行うとともに、情報提供やイベント等を実施する。また、展示や普及活動の場として歴史資料館を整備する。	文化振興室 （秋田城跡調査事務所）
○文化財保護活用推進事業 文化財散策会、指定文化財巡りなどを実施する。	文化振興室
○赤れんが郷土館、民俗芸能伝承館 郷土に関する資料の収集・保存・展示・調査・研究や民俗芸能の伝承等を行う。	赤れんが郷土館
○佐竹史料館 佐竹氏・久保田藩に関する歴史資料等の収集・保存・展示・調査・研究を行う。	佐竹史料館
○千秋美術館 美術作品・美術に関する資料の収集・保存・展示・調査・研究を行う。	千秋美術館
○藤倉水源地 「近代化遺産」に指定されている藤倉水源地の見学などを行う。	上下水道局総務課
○竿燈まつり振興事業 国指定の重要無形民俗文化財の竿燈を保存伝承し、竿燈まつりを実施する。	観光物産課
○桜・つつじまつり事業 市内各地の桜まつりや千秋公園のつつじまつりの実施や支援を行う。	観光物産課・西部市民サービスセンター・北部市民サービスセンター
○土崎港まつり支援 国の重要無形民俗文化財の「土崎神明社例祭の曳山行事」を支援する。	北部市民サービスセンター



(2) 歴史的・文化的環境を活かした活動の支援

【施策の方針】

- ・秋田の環境・歴史・文化を土台とした、市民の文化活動の支援を行います。
- ・秋田の環境・歴史・文化を生かした、イベントなどの創出を支援します。
- ・市民が多様な文化に触れる機会を創出します。

【主な取組】 取組・担当課・事業の内容

○秋田市民交流プラザ市民活動育成・支援 相談やコーディネートにより、市民活動の育成や支援を行う。	秋田市民交流 プラザ管理室
○文化施設等の事業や活動 芸術や文化財にふれる機会と、文化活動の場を提供する。	文化施設
○文化振興基金事業 文化振興基金を活用し、優れた文化業績を顕彰するとともに、市民の自主的な文化活動への支援を行う。	文化振興室
○公民館や図書館等の事業や活動 学習機会や場所および情報の提供を通じて、市民を支援する。	社会教育施設

4 市民に望まれる主な取組

- ・歴史的な街並みや建物の保存に協力しましょう。
- ・郷土の歴史や文化を自主的に学び合いましょう。
- ・郷土の祭りなど、郷土芸能伝承活動に取り組みましょう。
- ・地域で、だれもが参画ができるイベントを、実施していきましょう。 など

5 事業者にも望まれる主な取組

- ・年中行事や伝統芸能の保存に積極的に協力しましょう。
- ・歴史的な街並みや建物の保存に協力しましょう。
- ・地域の景観づくりに協力しましょう。
- ・地域文化の振興に協力しましょう。 など

第1部 環境施策の方向

第3章

第1節 廃棄物

第2節 エネルギー・水資源

第1節 廃棄物

1 現状と課題

廃棄物をめぐる諸問題を解決するには、廃棄物の発生が抑制され、資源が効率よく循環する社会に転換する必要があり、その実現のためには、行政、事業者、市民がそれぞれの果たすべき役割を認識して取り組んでいく必要があります。

本市で処理するごみの量は、年々増加する傾向にありましたが、減量の呼びかけとともに、市民の協力のもとで分別収集やリサイクルを進めた結果、増加に一定の歯止めがかかってきております。しかし、未だ排出抑制の目標値には達していません。

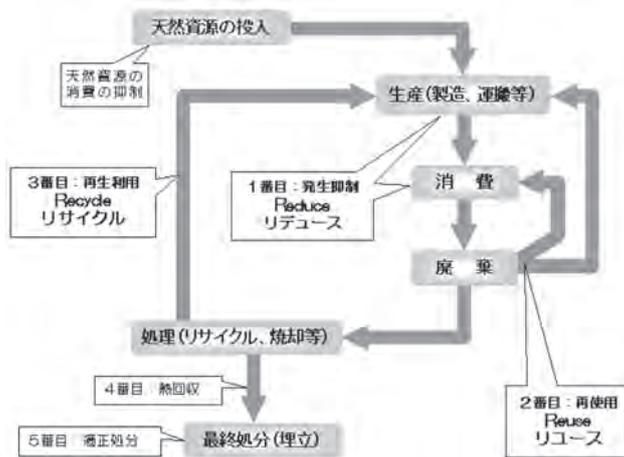
本計画の見直しにあたって実施した市民アンケートでは、6割以上の方が日常的にごみの減量やリサイクルに取り組んでいると回答しています。また、事業者アンケートでは、半数以上が環境への影響低減のための対策を行っていると回答し、そのほとんどが廃棄物の適正処理とごみの減量やリサイクルの推進に取り組んでいると回答しております。

しかし、本市を含む社会全体においては、ごみ量増加による環境負荷の増大、最終処分場の確保、処理経費の増大、処理過程で環境汚染が発生する危険性への対応、不法投棄による環境悪化といった廃棄物処理をめぐる課題が数多く残されています。

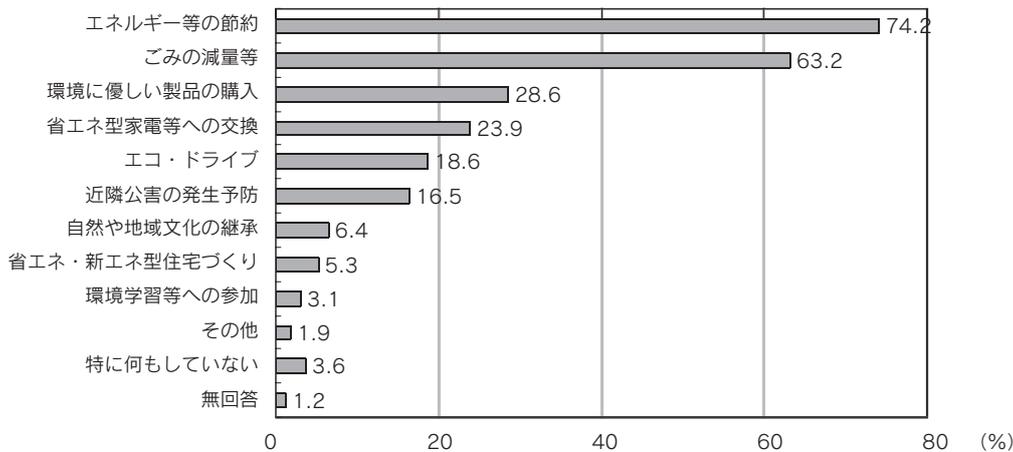
今後、こうした課題に対応していくためには、現在見直しが進められている大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会から天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される社会、すなわち「循環型社会」の早急な構築が必要になっています。

平成12年に制定された循環型社会形成推進基本法における廃棄物・リサイクル対策では、第一に廃棄物等の発生抑制（リデュース）、第二に使用済製品、部品等の適正な再利用（リユース）、第三に回収されたものを原材料として適正に利用する再生利用（マテリアルリサイクル）、第四に熱回収（サーマルリサイクル）を行い、それでもやむを得ず循環利用が行われないものは適正な処分を行うといった優先順位を掲げています。その取組にあたっては、市民や事業者の協力が不可欠であるとし、排出者としての自覚とともに、生活様式や事業活動の見直しが強く求められています。

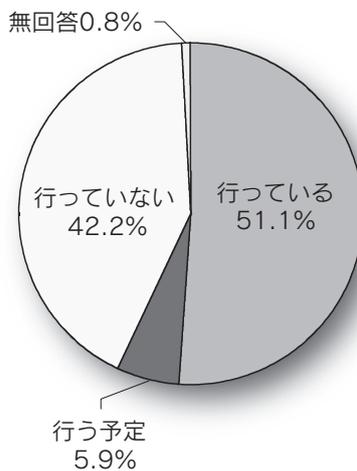
■ 望ましい廃棄物処理の流れ



■ 環境に配慮した日常の取り組み (平成 23 年度市民意識調査による)



■ 環境への影響低減のための対策 (平成 23 年度事業者意識調査による)





2 目 標

先に示した現状と課題を踏まえ、以下を課題解決に向けた目標とします。

【環境目標】

循環型都市を目指し、廃棄物等の発生抑制やリサイクルの推進、適正処理を進めます

【数値目標】

① 市民一人あたりの家庭系ごみ（資源化物※¹を除く。）の排出量を削減します。

＜平成 11 年（1999 年）度＝ 618g /人・日＞

→ ＜平成 24 年（2012 年）度＝ 10%以上削減、556g /人・日以下＞

② 事業系ごみ（資源化物を除く一般廃棄物）の排出量を削減します。

＜平成 11 年（1999 年）度＝ 49,138t /年＞

→ ＜平成 24 年（2012 年）度＝ 15%以上削減、41,767t /年以下＞

③ 一般廃棄物のリサイクル率を引き上げます。

＜平成 11 年（1999 年）度＝ 23.6%＞

→ ＜平成 27 年（2015 年）度＝ 38%以上＞

④ 最終処分場の減量目標

＜平成 11 年（1999 年）度＝ 20,798t＞

→ ＜平成 27 年（2015 年）度＝ 90%以上削減、2,079t 以下＞

※ 1 資源化物とは、循環資源のうち、本市において、資源化ルートを整っている「空きびん、空きかん、古紙類、ペットボトル等」をいいます。

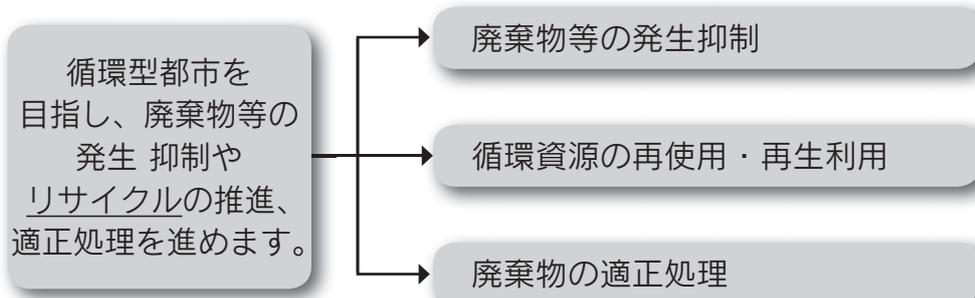
※目標年度の（ ）内は西暦

3 施策の方向

市民、事業者、市が一体となって廃棄物等の発生抑制や再使用・再生利用を推進するとともに、循環利用が行われないものは適正な処理を行い、循環型都市の形成を図ります。

【環境目標】

【施策の方向】



(1) 廃棄物等の発生抑制

【施策の方針】

- ・ 一般廃棄物処理基本計画に基づき、廃棄物の排出抑制に向けた取組を計画的に進めます。
- ・ 市民や事業者に対し、廃棄物などの発生抑制に関する意識の啓発に努めます。
- ・ 家庭系廃棄物などの減量や分別、出し方についての周知や徹底に努めます。
- ・ 事業系廃棄物などの発生抑制や分別のための取組を促進します。

【主な取組】 取組・担当課・事業の内容

○一般廃棄物処理基本計画の策定・管理（W） 廃棄物の発生抑制、再利用、再生利用への取組とともに、適正処理を行うため、計画の策定とその管理を行う。	環境都市推進課
○ごみ減量対策事業（W） 市民にごみの正しい分別や減量方法を紹介するため、出前講座等を開催する。ごみの減量・リサイクルを推進するため、資源集団回収を奨励する。事業所の調査・指導により、事業系一般廃棄物の減量・再資源化を図る。	環境都市推進課
○環境学習推進事業（W） 市民等に各種環境学習等の機会を通してごみ減量・再資源化の啓発を図る。	環境都市推進課
○総合環境センターの施設見学 総合環境センターの施設見学を通じて、廃棄物処理の現状を周知する。	総合環境センター



(2) 循環資源の再使用・再生利用

【施策の方針】

- ・ 一般廃棄物処理基本計画に基づき、資源化物の再使用、再生利用に向けた取組を計画的に進めます。
- ・ リサイクルプラザや溶融施設などで資源化物の適正処理を図ります。
- ・ 地域や市民団体等の協力を得て、家庭系廃棄物の分別や再資源化を促進します。
- ・ 事業系廃棄物の再資源化の取組を促進します。
- ・ 家庭で不用となった生活用品の再使用を促進します。
- ・ 市民や事業者に対し、グリーン購入の拡大を啓発します。
- ・ 廃棄物を処理するにあたっては、焼却熱を利用した廃棄物発電を行うなど、エネルギーの回収に努めます。
- ・ 建設工事における再生材料の使用に努めるとともに、建築廃材等の再使用や再生利用を推進します。

【主な取組】 取組・担当課・事業の内容

○ごみ減量対策事業（W） 市民にごみの正しい分別や減量方法を紹介するため、出前講座等を開催する。 ごみの減量・リサイクルを推進するため、資源集団回収を奨励する。 事業所の調査・指導により、事業系 <u>一般廃棄物</u> の減量・再資源化を図る。	環境都市推進課
○古紙ステーション回収システムの支援 ごみ集積所を活用した古紙回収システムの支援を図る。	環境都市推進課
○資源化物の適正処理 <u>リサイクルプラザ</u> 、第2 <u>リサイクルプラザ</u> などを活用し、資源化物の適正処理を図る。	総合環境センター
○廃棄物発電の実施（W） 焼却熱を利用した発電を行う。	総合環境センター
○生活用品交換案内 家庭で不要となった生活用品の情報を市民に提供し、再使用を促進する。	市民相談センター
○ <u>グリーン購入</u> ・グリーン調達の推進（W） <u>リサイクル商品</u> や省エネ商品など環境にやさしい商品の購入の推進を図る。	環境総務課 契約課
○各種建設・改築事業（W） 各種建設・改築事業において、再生資材の活用を図る。	関係課所室

(3) 廃棄物の適正処理

【施策の方針】

- ・一般廃棄物処理基本計画に基づき、廃棄物を計画的かつ適正に処理します。
- ・市の廃棄物処理施設や最終処分場など施設整備を計画的に推進します。
- ・一般廃棄物の安全で効率的な収集、運搬体制の整備を推進します。
- ・廃棄物処理施設や処理業者、排出事業者に対する監視や指導に努めます。
- ・不法投棄や野外焼却についての監視や指導を行います。
- ・し尿処理施設の今後の処理見込み量を踏まえた効率的な管理・運営を推進します。
- ・農業用使用済プラスチックや稲わら、畜産廃棄物などの農畜産廃棄物の有効活用や適正処理を推進します。

【主な取組】 取組・担当課・事業の内容

○一般廃棄物処理基本計画の策定・管理（W） 廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用への取組とともに、適正処理を行うため、計画の策定とその管理を行う。	環境都市推進課
○廃棄物処理施設の整備 市の一般廃棄物処理施設を計画的に整備する。	環境総務課
○ごみ収集業務の収集体制の見直し ごみ収集業務の安全で効率的な収集・運搬体制を整備する。	環境都市推進課
○粗大ごみ戸別収集事業 粗大ごみの戸別有料収集を行う。	環境都市推進課
○産業廃棄物処理施設等の監視・指導 廃棄物処理施設等や処理業者、排出事業者への監視や指導を行う。	廃棄物対策課
○不法投棄対策事業 監視カメラの設置やパトロール等により不法投棄の未然防止を図る。	廃棄物対策課
○一般廃棄物の適正処理 一般廃棄物（ごみ・し尿）を効率的に適正処理する。	環境都市推進課 総合環境センター 向浜事業所
○畜産環境対策・有機農業等推進業務 農畜産廃棄物の有効活用や適正処理を推進する。	農業農村振興課



4 市民に望まれる主な取組

- ・ごみの分別方法、排出日等、ごみの出し方は決められたルールを守りましょう。
- ・再使用や再生利用に協力し、日常生活におけるごみの減量化に努めましょう。
- ・計画的に、必要なものを必要な分だけ、買うように努めましょう。
- ・リサイクル商品や省エネ商品など環境にやさしい商品の優先的な購入に努めましょう。
- ・ごみの排出が少ない買い物に努めましょう。
- ・マイバッグやマイバスケット、ふろしきなどを買い物に持ち歩き、レジ袋の使用を減らしましょう。
- ・使い切る、食べ切る、ごみの水気を切るなどのエコクッキングで、生ごみの減量に努めましょう。
- ・生ごみの堆肥化に努めましょう。
- ・フリーマーケットやオークションなどを活用し、不要物の再使用に努めましょう。 など

5 事業者に望まれる主な取組

- ・廃棄物の排出抑制に努めるとともに、分別を徹底しましょう。
- ・リサイクル商品や省エネ商品など環境にやさしい商品の優先的な購入に努めましょう。
- ・環境にやさしい製品の開発・製造・販売に努めましょう。
- ・廃棄物の再使用、再生利用を進めましょう。 など

第2節 エネルギー・水資源

1 現状と課題

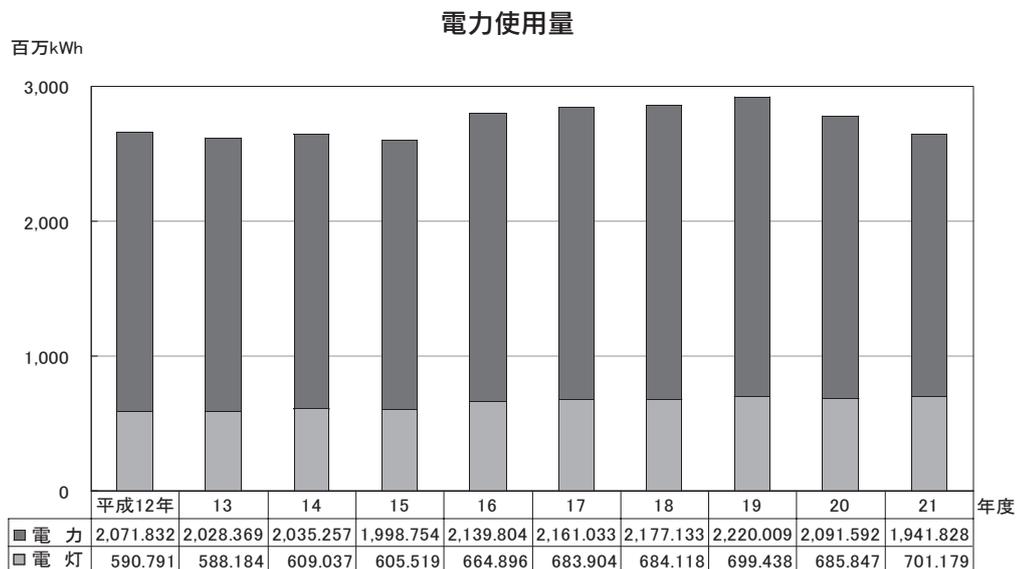
エネルギーと水は、快適な生活や産業を営んでいくために欠かせない資源です。これらの資源が持続的に利用できるよう省エネルギーの推進や資源の保全、新たなエネルギー資源の活用などが求められています。

これまで、電気やガスなどのエネルギーは安定的に供給され、私たちの暮らしはこのエネルギーを大量に消費することで支えられてきました。しかし、エネルギー源の多くは、石油や石炭などの化石燃料に大きく依存しており、これらは将来枯渇することが予測されています。また、化石燃料の燃焼時に排出される二酸化炭素が最大の要因となって引き起こされる地球温暖化は、地球規模の気候変動をもたらすなど、世界的な問題となっています。

こうしたことを受け、現在は、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済構造や個人の生活様式を見直し、エネルギーの効率的な利用を図る取り組みが進展しており、特に、太陽光や風力など、枯渇の心配が無く、環境への負荷の少ない新エネルギー導入の取り組みが、今後、更に加速化していくことは確実となっています。

なお、水資源については、今後減少が見込まれますが、流域自治体や関係機関との連携を深め、引き続き水質の保全と有効活用を図っていく必要があります。

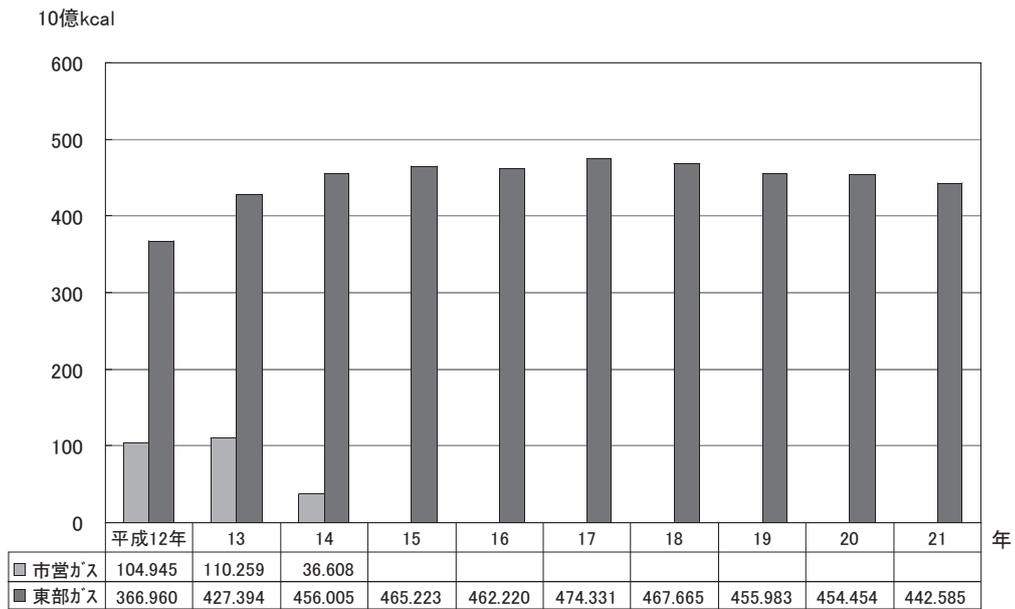
■ 電力使用量の推移（資料 平成 22 年度版 統計から見た伸びゆく秋田市による）





■ 都市ガスの使用カロリーの推移 (資料 平成 22 年度版 統計から見た伸びゆく秋田市による)

都市ガスの使用カロリー



※平成 13 年度以前はガス会社により熱量が異なるため、熱量換算しています。

2 目 標

先に示した現状と課題を踏まえ、以下を課題解決に向けた目標とします。

【環境目標】

知恵と工夫で、エネルギーを大切に利用します

【数値目標】

- ① 市民一人あたりの家庭系の電力使用量（電灯需要）の増加を抑えます。
＜平成 21 年（2009 年）度＝2,151kWh／年・人＞
→ ＜平成 32 年（2020 年）度＝平成 21 年度比 10% 減、1,935kWh／年・人＞
- ② 市内での都市ガス使用総量の増加を抑えます。
＜平成 21 年（2009 年）度＝40,235 千 m³／年＞
→ ＜平成 32 年（2020 年）度＝平成 21 年度比 10% 減、36,211m³／年＞
- ③ 有効率の向上をめざした水道施設の整備を行います。
＜平成 22 年（2010 年）度＝92.4%＞ → ＜平成 28 年（2016 年）度＝95.0%以上＞
- ④ 省エネルギー住宅の比率を高めます。
＜平成 20 年（2008 年）度＝65%＞ → ＜平成 32 年（2020 年）度＝70%＞

※目標年度の（ ）内は西暦



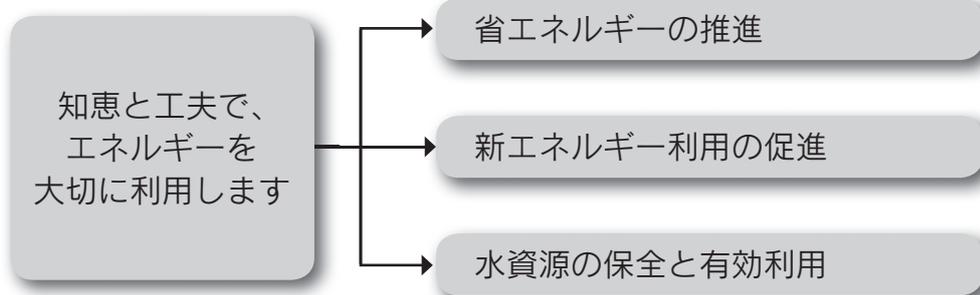
3 施策の方向

省エネルギー対策および新エネルギー導入の推進を図り、環境負荷が少なく、再生可能なエネルギー利用への転換を進めます。

また、水源涵養地域の保全や節水、雨水等の利用により水資源の有効活用を図ります。

【環境目標】

【施策の方向】



(1) 省エネルギーの推進

【施策の方針】

- ・省エネルギー型の生活や事業活動における工夫について、意識の啓発に努めます。
- ・公用車の低公害車への代替を推進します。
- ・公共施設の整備にあたっては、省エネルギー型の設備・機器の率先導入およびエネルギー使用の見える化に努めます。
- ・エネルギーの利用効率を高めるため、断熱効果の高い建物や住宅の普及啓発に努めます。

第2節 エネルギー・水資源

【主な取組】取組・担当課・事業の内容

○環境配慮指針の普及・啓発（W） 日常生活や事業活動に係る環境配慮指針を普及・啓発する。	環境都市推進課
○エコオフィスの推進 市役所の事務・事業に伴うエネルギーや資源の節約に努める。	環境総務課
○定期フェリー便需要拡大推進（W） エネルギー利用効率の高い定期フェリー便の需要拡大を推進する。	港湾貿易振興課
○グリーン購入・グリーン調達の推進（W） 低公害車や省エネルギー製品など環境にやさしい物品の購入を図る。	環境総務課 契約課
○スマートシティ情報統合管理基盤の構築（W） 市有施設等のエネルギーの見える化等を通じて、その最適化を図る。	環境総務課
○地域 ESCO 事業の導入（W） 複数の市有施設を包括する ESCO 事業の導入を進め、省エネルギー化を図る。	環境総務課
○町内防犯灯の LED 化 町内会で管理する約 29,000 灯の防犯灯を、ESCO 事業により LED 防犯灯への取り替えを図る。	生活総務課
○長期優良住宅の認定 住宅を長期にわたり良好な状態で使用するため、省エネルギーや劣化対策などの措置が講じられた「長期優良住宅」の認定を行なう。	住宅整備課



(2) 新エネルギー利用の促進

【施策の方針】

- ・ 太陽光や風力など新エネルギーの活用に関する普及啓発に努めます。
- ・ 新エネルギーの利用に関する情報の収集と提供に努め、安全性や実用化を見極めながら、地域規模での導入について検討します。
- ・ 廃棄物の焼却熱を利用した発電を行います。
- ・ 下水の放流水を利用した融雪など未利用エネルギーの活用にも努めます。
- ・ 公共施設における太陽光発電や風力発電の導入などを進めます。
- ・ 公用車へのバイオエタノールの導入について検討します。

【主な取組】 取組・担当課・事業の内容

○新エネルギー普及・啓発事業 イベント等の各種機会に、新エネルギーの普及・啓発に努める。	環境総務課
○廃棄物発電の実施（W） 廃棄物焼却熱を利用した廃棄物発電を行う。	総合環境センター
○公共施設整備にあたっての新エネルギーの導入 公共施設整備にあたって新エネルギー等の環境配慮設備の導入に努める。	全庁各課所室

(3) 水資源の保全と有効利用

【施策の方針】

- ・ 市民や事業者に対し、水の有効利用についての啓発に努めます。
- ・ 有害物質の地下浸透規制等により地下水の水質の保全を図るとともに、透水性舗装の採用など雨水の地下浸透の促進を図り地下水の涵養に努めます。
- ・ 融雪に利用した地下水を再び地中に戻すなど地下水の保全を図ります。
- ・ 国や県などの関係機関や雄物川流域の市町村と協力し、良好な水資源の確保を図ります。
- ・ 保安林など水源の涵養源となる森林の保全に努めます。

第2節 エネルギー・水資源

【主な取組】取組・担当課・事業の内容

○秋田市水道事業基本計画に基づく取組 安心な水を安定的に供給するため水道事業の計画的な推進を図る。	上下水道局総務課
○地下水の水質監視 定期的に地下水の水質調査を実施する。	環境保全課
○雄物川水系水質汚濁対策連絡協議会との連携 流域市町村等との連携により良好な水資源の確保に努める。	環境保全課 道路建設課
○森林の整備 森林の適切な保育を推進し、水源の涵養源となる森林資源の質的向上を図る。	農地森林整備課

4 市民に望まれる主な取組

- ・日常生活における電気・ガス・灯油・水などの有効利用と節約に努めましょう。
- ・住宅の新築や改築時には、省エネルギー化や新エネルギーの導入に努めましょう。
- ・e-市民認定システムなどを利用し、各自のエネルギー使用状態をチェックし、省資源や省エネルギーを実践しましょう。
- ・省エネ普及指導員などのアドバイスや学習会で学び合いましょう。 など

5 事業者に望まれる主な取組

- ・事業活動における電気・ガス・灯油・水などの有効利用と節約に努めましょう。
- ・事務所や工場を建てる時は、省エネルギー化や新エネルギーの導入に努めましょう。
- ・衣服による温度調整に取り組み、過度の冷暖房による二酸化炭素排出の抑制に努めましょう。
- ・製品の製造にあたっては、エネルギー効率が高いものとなるように努めましょう。
- ・貨物列車の利用など、二酸化炭素排出量を抑え、使用エネルギーを減少させる物流への転換(モーダルシフト)に努めましょう。 など

第1部 環境施策の方向

第4章

第1節 環境保全活動

第2節 環境配慮対策

第1節 環境保全活動

1 現状と課題

人と自然との健全な共生や、持続可能な経済社会システムの実現とそれに至るためのライフスタイルへの転換を促していくためには、環境教育・環境学習によって環境の現状やその変化について正しく理解した上で、さらに一歩進んで「実際に行動する」ことが求められています。

(1) 環境保全活動に対する市民意識

環境保全活動を行っている団体やグループに参加している割合は、本計画見直しのためのアンケートによると、全体では市民の3%程度にとどまっており、実際に団体やグループに参加し活動することの難しさを示しているといえます。

市民一人ひとりのより積極的な環境への配慮によって、現在の環境を維持し、あるいは少しでもよくなることは十分可能です。市民・事業者による環境保全活動が活発に行われるよう環境保全意識の向上と市民、事業者、市のパートナーシップの構築が必要です。

(2) 環境保全活動の意義と担い手

① 環境保全活動の意義

環境保全活動とは「環境に関心を持ち、環境に対する人間の責任と役割を理解した上で行う、環境の保全と創造の全般に係る活動」ということができます。

こうしたことから、環境保全活動は、個人はもとより、市民団体、NPO、企業、行政とのパートナーシップの下で推進されるべきものです。

② 環境保全活動の担い手

環境保全活動は、子どもから大人までのあらゆる年齢層の市民が参加して行われることが重要です。

また、個人や家庭、学校での活動から、地域全体での活動へ拡大することが必要であり、市民団体、NPO、企業等の参加と協力も必要です。

2 目 標

先に示した現状と課題を踏まえ、以下を課題解決に向けた目標とします。

【環境目標】

市、事業者、市民の協働により、環境にやさしい行動を進めます

【数値目標】

① 市で認定した自然環境保全活動を行っている団体を増やします。

<平成 17 年(2005 年)度 = 3 団体> → <平成 27 年(2015 年)度 = 5 団体>

※目標年度の()内は西暦

3 施策の方向

市、事業者、市民が協働して環境保全活動を行えるよう啓発するとともに、事業者や市民が自主的に行う活動を支援し、三者が一体となった環境にやさしい行動を進めます。

【環境目標】

市、事業者、市民の
協働により、
環境にやさしい
行動を進めます

【施策の方向】

市民の環境保全活動の促進

事業者の環境保全活動の促進

市、事業者、市民の連携の促進



(1) 市民の環境保全活動の促進

【施策の方針】

- ・市民が日常生活において実践することのできる環境保全活動に関する各種情報提供を行います。
- ・環境保全活動を実践する市民の交流や情報提供を推進します。
- ・町内会やグループ、ボランティア、NPO などが行う環境保全活動への支援を行います。
- ・空き地の除草など適正な管理を指導し、生活環境の美化に努めます。

【主な取組】 取組・担当課・事業の内容

○ごみ減量対策事業（W） ごみの減量・リサイクルを推進するため、資源集団回収を奨励する。	環境都市推進課
○自然環境保全市民活動計画の推進 条例に基づき市民活動計画として認定した市民団体の活動を支援・周知するとともに、新たな計画の立ち上げを促す。	環境都市推進課
○活動団体への講師の派遣 活動団体が主催する各種学習会や研修会へ職員を講師として派遣する。	環境部
○消費者啓発事業 消費者講座等で、環境に配慮した行動ができるよう支援する。	市民相談センター
○空閑地の美化事業 空閑地除草強化週間を設け、空閑地美化を図るよう推進する。	公園課

(2) 事業者の環境保全活動の促進

【施策の方針】

- ・事業活動における環境保全行動に関する情報提供を行います。
- ・環境保全活動を実践する事業者の交流や情報提供を推進します。
- ・事業者が行う環境保全活動を把握し、情報提供等を行います。
- ・小売店等における白色トレーや牛乳パックなどの回収の推進を図ります。

第1節 環境保全活動

【主な取組】 取組・担当課・事業の内容

- | | |
|---|---------|
| ○公害防止管理者等設置指導
公害防止等、環境保全活動を担う公害防止管理者設置等の指導を行う。 | 環境保全課 |
| ○製造業環境担当者との情報交換
製造業環境担当者との情報交換を図り、事業者の環境活動を推進する。 | 環境保全課 |
| ○事業系廃棄物減量・再資源化事業（W）
事業所の廃棄物処理についての指導等を行う。 | 環境都市推進課 |

(3) 市、事業者、市民の連携の推進

【施策の方針】

- ・市広報やインターネット等を通して、環境保全活動に関する情報の共有に努めます。
- ・県、近隣市町村、学校、公共機関、市民団体・グループ、NPO、企業等が連携し、協働して環境保全活動を進めます。
- ・市民参加型の環境調査を実施します。
- ・周辺市町村および調査・研究機関との連携の強化を進めていきます。
- ・市、事業者、市民が協働して、効率的に環境保全活動を実施していくためのネットワークづくりを進めます。

【主な取組】 取組・担当課・事業の内容

- | | |
|--|---------|
| ○秋田市環境活動推進協議会との連携
環境関連団体、環境関連企業や市で構成する協議会との連携を図る。 | 環境都市推進課 |
| ○エコマップ作成
市民、環境団体等の連携によりエコマップづくりを行う。 | 環境都市推進課 |



4 市民に望まれる主な取組

- ・自ら環境について考え、日常的にできる環境保全活動を実践しましょう。
- ・環境活動に関する情報交換の場に参加しましょう。
- ・行政や地域、市民団体、NPO などが行う環境保全活動への参加と協力を努めましょう。
- ・マナーを守り、町内の清掃など、街の美化に努めましょう。 など

5 事業者に望まれる主な取組

- ・環境活動に関する情報交換の場に参加しましょう。
- ・環境保全活動の取組状況をホームページや環境報告書などで広く公表しましょう。
- ・行政や地域、市民団体、NPO などが行う環境保全活動への参加と協力を努めましょう。
- ・地域のクリーンアップ等など職場における環境保全活動を推進しましょう。 など

第2節 環境配慮対策

1 現状と課題

事業活動は、その業態や規模に関わらず、環境へ何らかの影響を与えています。自らの事業活動に伴う環境への影響を認識し、自主的・積極的に対策を講ずることができるよう、環境に関する情報の提供や啓発を進める必要があります。

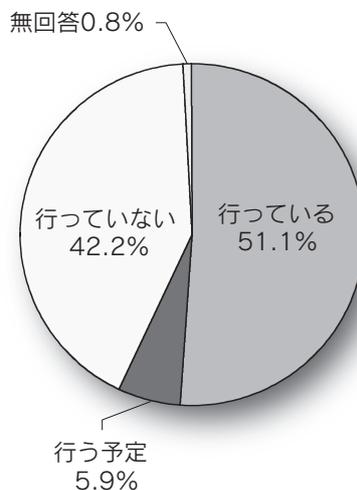
(1) 環境配慮に対する事業者意識

本計画の改定にあたり実施した事業者アンケート調査によると、「環境への影響を低減させるための対策の有無」では、実際に「対策を行っている」または「行う予定である」とする事業者が57%でしたが、前回平成17年度の調査の73%と比較し、対策を行うという回答が大幅に減っています。また「対策を行っていない」とする事業者も4割強おり、「環境への影響がないと考えるから」という理由が最も多くなっています。今日の複雑多岐にわたる環境問題の発生要因を考えると、業種や事業規模の大小に関わらず、事業活動による環境への影響は少なからずあるものと考えられるため、より事業者の環境への認識を高める必要がある結果となっています。

こうしたことから、今後も事業者が自らの事業活動に伴う環境への影響を認識し、自主的・積極的に配慮対策を講ずるよう情報提供や啓発などを進めていく必要があります。

また、市も一事業者として、環境負荷の軽減に取り組んでいく必要があります。

■ 事業活動等による環境への影響を低減させるための対策の有無 (平成23年度事業者意識調査による)





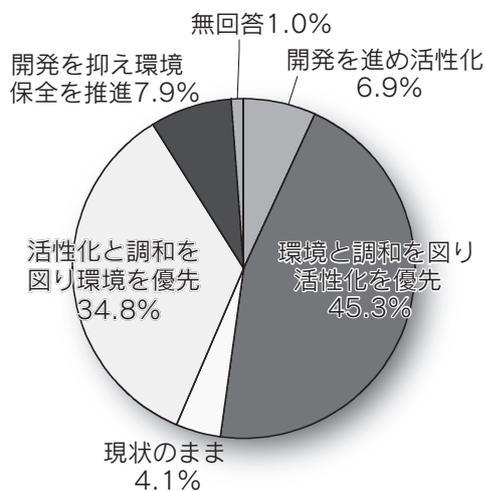
(2) 環境保全と活性化のバランス

本市には、県都として、さらには東北日本海沿岸における中核都市として、その役割を担うための発展が期待されています。

本計画の見直しにあたり、平成 23 年 8 月に市民および事業者に行ったアンケート調査では、市民の半数以上、事業者の 7 割強が、今後の秋田市のまちづくりについて、「活性化を優先すべきである」としており、市域の活性化を図り、地域経済の向上を図っていくことが重要な課題となっています。

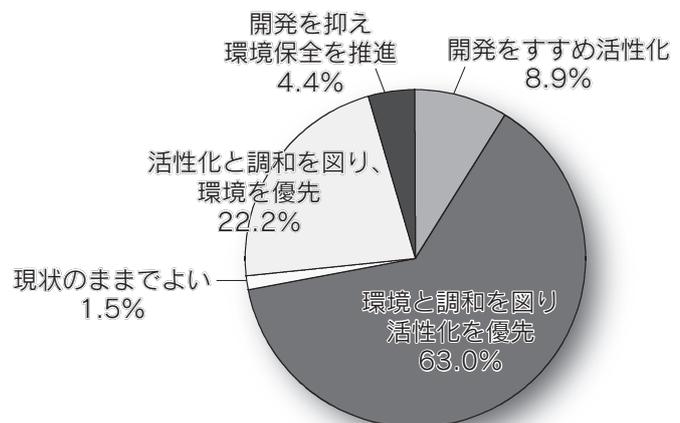
ただし、市民および事業者の 8 割以上が環境と活性化が調和した形で、今後の秋田市のまちづくりを進めて欲しいと思っており、開発によって、山や川や海などの豊かな自然の恵みを失い、環境の悪化に結びつくことがないように、バランスを取りながら活性化を図っていくことが大切です。

■ 今後のまちづくりのあり方 (平成 23 年度市民意識調査による)



■ 今後のまちづくりのあり方

(平成 23 年度事業者意識調査による)



2 目 標

先に示した現状と課題を踏まえ、以下を課題解決に向けた目標とします。

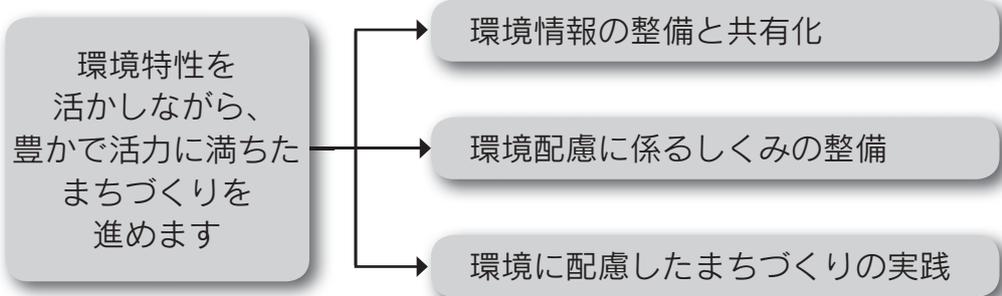
【環境目標】
環境特性を活かしながら、豊かで活力に満ちたまちづくりを進めます

3 施策の方向

上記の目標の達成に向けて、配慮指針など環境情報の提供と共有化に努めるとともに、事業者などに対して環境配慮に向けた取組を促し、秋田市の環境特性を活かしたまちづくりを実践します。

【環境目標】

【施策の方向】



(1) 環境情報の整備と共有化

【施策の方針】

- ・ 環境情報を収集、管理、提供できるシステムの整備を進めます。
- ・ 環境情報の全庁的活用や市民・事業者への公開などにより、環境情報の共有化を図り効果的な環境対策を推進します。
- ・ 環境情報を防災情報に反映させるなど、相互活用を図ります。



【主な取組】 取組・担当課・事業の内容

○「広報あきた」の発行（W） 「広報あきた」に環境啓発等にかかる記事を掲載する。	広報広聴課
○市政番組の放送（W） 市政テレビ番組枠において、環境をテーマとした番組を放送する。	広報広聴課
○環境情報の整備・提供（W） 広報・テレビ・ラジオやホームページ等での啓発、印刷物配布などを行う。	環境部
○地域防災計画策定事業（W） 大規模災害時の予防・応急・復旧・復興について、対処する計画を策定する。	防災安全対策課

(2) 環境配慮に係るしくみの整備

【施策の方針】

- ・各種開発事業や土地利用の変更などに際して環境配慮指針等との整合性をチェックし、適切な方向に誘導します。
- ・国の定める環境影響評価法、県の定める環境影響評価条例への的確な対応を図ります。
- ・「大規模小売店舗立地法」における環境指針に基づき、周辺地域の生活環境の保全のための措置や廃棄物の減量化およびリサイクルの推進などの的確な対応を図ります。
- ・公共事業の実施にあたっては、事業の構想段階から環境への配慮を講じていくための調整の場づくりを進めます。

【主な取組】 取組・担当課・事業の内容

○大規模小売店舗立地法に基づく周辺環境配慮 大規模小売店舗の立地における配置や運営方法の適正な配慮を確保する。	商工労働課
○開発指導による環境配慮 一定の条件の土地への建築等時には、環境配慮指針を示す。	都市計画課

(3) 環境に配慮したまちづくりの実践

【施策の方針】

- ・公共事業などにおいて、自然への影響を考えたり、資源の再生利用など環境への配慮を図ります。
- ・市自らが、環境配慮に向けて、事業者の環境配慮の取組を促すような取り組みを図ります。
- ・環境や防災の面に配慮したまちづくりを進めます。

【主な取組】 取組・担当課・事業の内容

- | | |
|-------------------------------------|-------|
| ○各種建設事業（W）
各種建設事業において、環境への配慮を図る。 | 関係課所室 |
| ○各種活性化事業
各種活性化事業において、環境への配慮を図る。 | 関係課所室 |

4 市民に望まれる主な取組

- ・家などを建てるにあたっては、近隣への影響を考慮するとともに周囲に調和した建物の外観や植栽など良好な地域の景観づくりに努めましょう。 など

5 事業者に望まれる主な取組

- ・事業者が行った調査などにともなう環境情報を広く公表しましょう。
- ・自主的に事業の計画段階で環境への影響を検討しましょう。
- ・事業の実施に対する環境への影響を予測・評価し、適切な対策を行いましょ。
- ・事業実施後の環境への影響を把握し、必要に応じ、適切な対策を行いましょ。
- ・周辺の自然環境や景観などに配慮した建築を推進しましょ。
- ・環境に負荷の少ない建築資材などの活用など、環境にやさしい建築物づくりの推進に努めましょ。
- ・環境管理体制を整備し、環境に配慮した事業活動を推進しましょ。
- ・環境マネジメントシステムの導入に努めましょ。 など

第1部 環境施策の方向

第5章

第1節 環境教育・環境学習

第2節 地球環境問題

第1節 環境教育・環境学習

1 現状と課題

環境問題を解決し、人と自然が健全に共生する持続可能な社会を構築するためには、市や事業所のみならず、市民の取り組みも欠かせません。しかし、環境への意識が高い人とそうでない人に開きがみられ、環境保全につながる取り組みにも大きな差があります。

地域の環境ひいては地球環境を改善し、未来へより良い環境を受け継いでいくためにも環境教育・環境学習を強力に推進していく必要があります。

(1) 環境教育・環境学習に対する意識

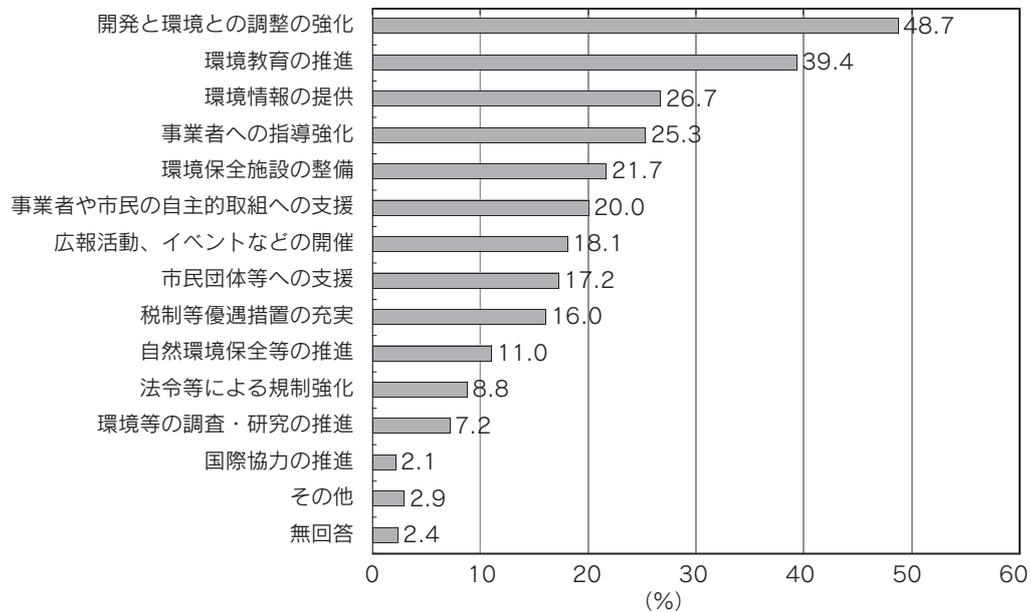
本計画の改定にあたって実施した市民アンケート調査結果によると、行政に期待されている施策としては「環境教育の推進」が約40%となっており、環境負荷を低減し、持続可能な社会を築くためには、環境教育・環境学習が重要であるとの認識が示されています。

国でも、平成23年、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が改正され、環境保全活動や行政・企業・民間団体等の協働による環境教育の一層の推進が求められております。

しかし、反面、「環境への取り組み」の設問では、「環境情報の収集や環境学習・環境保全活動への参加に努めている」としている人は、3.1%となっており、環境教育・環境学習の大事さを理解しながらも、自らは行動に移せない人が多いことが分かります。

本計画の望ましい環境像である“人にも地球にもやさしいあきた”を実現していくためには、より広く市民が環境教育や環境学習に取り組み、自然の仕組や人間の活動が環境に及ぼす影響などについて理解を深める必要があります。また、恵み豊かな環境とのふれあいを通じて、秋田の環境はもとより、地球全体にも思いをめぐらせて、よりよいものとして将来の世代に引き継いでいくよう、自然に対する感性や自然を大切に思う心を育てていくことが重要です。そのためには、環境に対する学びのきっかけや意欲につながるような取り組みが必要となっています。

■ 秋田市の環境をより良くするために市に望むこと（平成23年度市民意識調査による）



(2) 環境教育・環境学習の意義と対象

①環境教育・環境学習の意義

環境教育・環境学習とは、環境の保全についての理解を深めるために行われる教育および学習です。環境に関心を持ち、環境への人間の責任と役割および環境からの恵みについて正しく理解するとともに、日常において環境に配慮し、自ら行動できる人を育てることを目的とします。ひいては人と自然とが健全に共生し、持続可能な循環型社会が実現することを目指しています。

②環境教育・環境学習の対象

環境教育・環境学習は、幼児から高齢者までの幅広い年齢層の市民を対象として、学校、家庭、地域、職場、野外活動等多様な場において、総合的に推進されることが重要です。また、この環境教育・環境学習は、社会を構成する個人、市民団体、NPO、企業など多様な主体が連携し、それぞれが適切な役割を果たしながら推進する必要があります。



2 目 標

先に示した現状と課題を踏まえ、以下を課題解決に向けた目標とします。

【環境目標】

自らすすんで環境保全活動に取り組む人づくりを進めます

【数値目標】

- ① こどもエコクラブの登録認定数および参加こども人数
＜平成 17 年(2005 年)度＝ 40 クラブ、987 名＞
→ ＜平成 27 年(2015 年)度＝ 40 クラブ、1,000 名以上＞
- ② 出前講座の開催回数と受講者数
＜平成 22 年(2010 年)度＝ 41 回、1,908 名＞
→ ＜平成 32 年(2020 年)度＝ 45 回、1,800 名＞

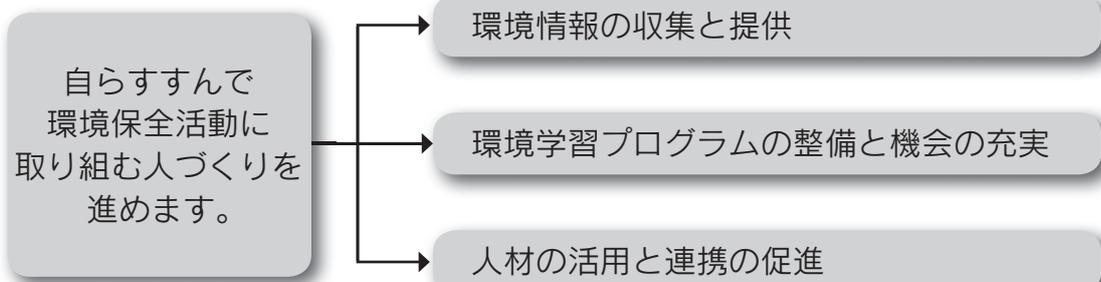
※目標年度の（ ）内は西暦

3 施策の方向

環境教育・環境学習に係る情報の提供に努めます。また、市民や事業者に対して環境教育・環境学習の重要性を啓発していくとともに、誰もが取り組める場の形成や人材育成により、環境にやさしく、自らすすんで環境保全活動に取り組んでいく人づくりを進めます。

【環境目標】

【施策の方向】



第1節 環境教育・環境学習

(1) 環境情報の収集と提供

【施策の方針】

- ・市広報やテレビ、インターネットなどの様々な広報手段を用いて環境教育・環境学習に関する啓発を進めます。
- ・教育関係機関と連携し、環境教育・環境学習のための教材の整備を進めるとともに、インターネットの活用や印刷物などにより環境情報の提供に努めます。
- ・市民や事業者が持っている環境教育・環境学習に役立つ情報を収集・整理・加工し、提供し、いけるネットワークづくりを進めます。
- ・図書館など公共施設における環境資料の整備を進めます。

【主な取組】 取組・担当課・事業の内容

○「広報あきた」の発行（W） 「広報あきた」に環境啓発等にかかる記事を掲載する。	広報広聴課
○市政番組の放送（W） 市政テレビ番組枠において、環境をテーマとした番組を放送する。	広報広聴課
○環境教育の実施 学校において自然環境に親しむ様々な体験学習を実施する。	学校教育課
○環境情報の整備・提供（W） 広報・テレビ・ラジオやホームページ等での啓発、印刷物配布などを行う。	環境部
○環境学習推進事業（W） 小学生環境学習副読本の作成や様々な機会を通じ環境情報の提供を行う。	環境都市推進課
○環境学習サポート事業（W） 市民団体等や学校での環境教育・学習の場への講師の派遣や資料の提供を行う。	環境都市推進課



(2) 環境学習プログラムの整備と機会の充実

【施策の方針】

- ・小中学校や高等教育機関、関係行政機関などとの連携により、小中学校における学習プログラムの中に環境教育を導入し、その推進に努めるとともに、環境教育・環境学習のあり方について検討します。
- ・親しみやすく分かりやすい環境教育・環境学習の推進に努めます。
- ・市有施設などで環境に関する展示の充実を図ります。
- ・自然の中で体験学習ができる機会の充実を図ります。
- ・環境展などの各種イベントを通じて、市民の環境に対する関心を喚起します。
- ・子どもや市民向けの環境教室や事業者向けの環境セミナーなどを開催します。
- ・身近な動植物等の調査を市民参加で行い、環境を守り育てる意識の醸成を図ります。
- ・子どもたちの地域におけるリサイクル活動や、クリーンナップ活動などの充実を図ります。

【主な取組】 取組・担当課・事業の内容

○子ども体験活動推進事業（W） 子どもの野外体験活動の充実、情報の提供、指導者の養成などを行う。	生涯学習室 公民館
○太平山自然学習センター運営事業（W） 小中学生の宿泊研修や自然体験活動の主催事業を実施する。	太平山自然学習 センター
○体験学習やふれあい教室の実施 動物の生態に親しむことで、動物や自然に対する愛護の心や感性を育てる。	大森山動物園
○命のつなぎ（種の保存）事業活動（W） 秋田に生息する希少動物の保全（種の保存）活動を行う。	大森山動物園
○環境教育展示 大森山の自然環境保全を活かした動物の展示を行う。	大森山動物園
○農業体験学習推進対策事業 農作業や農産物の生育観察等の学習を通じて、食・農・環境への理解を深める。	農林総務課
○環境学習推進事業（W） 小学生環境学習副読本の作成や様々な機会を通じ環境情報の提供を行う。	環境都市推進課
○市職員の環境教育 環境に配慮した事務事業の実施のため、市職員の環境意識の高揚に努める。	環境総務課
○環境学習サポート事業（W） 市民団体等や学校での環境教育・学習の場への講師の派遣や資料の提供を行う。	環境都市推進課
○資源集団回収事業 地域における子ども会などの資源集団回収活動を支援する。	環境都市推進課

(3) 人材の活用と連携の促進

【施策の方針】

- ・ 環境カウンセラーや各分野の専門家、市民団体等をデータベース化し、相互の連携を深めるなど、地域における人材の活用を図ります。
- ・ 環境の様々な分野で活動または活動しようとしている個人や団体の交流の場づくりを充実していきます。
- ・ 子どもたちに自然や環境を指導できる人材の養成に努めます。

【主な取組】 取組・担当課・事業の内容

○子ども体験活動推進事業（W）

子どもの野外体験活動の充実、情報の提供、指導者の登録などを行う。

生涯学習室

○こどもエコクラブ事業

環境活動のクラブで、環境学習・環境保全活動を行う。

環境都市推進課

4 市民に望まれる主な取組

- ・ 環境に関する情報を収集し、環境教育・環境学習の場に積極的に参加する等、自主学習に努めましょう。
- ・ 市民自らが市民参加の調査の実施や地域活動者の体験発表の場を作ること等により、楽しく学べる環境教育・環境学習の場を増やしましょう。
- ・ 環境カウンセラー等の講師を活用し、環境への学びを深めましょう。 など

5 事業者に望まれる主な取組

- ・ 環境マネジメントシステムの導入に努めましょう。
- ・ 職場における環境教育・環境学習の推進に努めましょう。
- ・ 市や NPO などとともに、環境教育・環境学習の活動に協力しましょう。
- ・ 環境保全についての専門的知識や資格を持った人材を育成しましょう。 など

第2節 地球環境問題

1 現状と課題

オゾン層の破壊、地球温暖化、酸性雨、森林（特に熱帯林）の減少、砂漠化、開発途上国の公害、野生生物の種の減少、海洋汚染、有害廃棄物の越境移動などの地球環境問題が深刻化しています。

これらの問題は、より豊かで便利な暮らしを求め続ける私たち人類の活動が引き起こしたもので、地球全体の環境に大きな影響を及ぼしており、人類のみならず、地球上の多様な生命の生存・存在をおびやかしています。

私たちは、より良い地球環境を未来の世代に引き継いでいくため、これらの問題の解決に取り組んで行かなければなりません。

地球環境問題とは、先進国の利益主義や競争主義に基づく経済活動、開発途上国における人口増加とこれに伴う過度の資源需要、世界経済の相互依存関係の深まり等を背景に、長い時間をかけて蓄積された環境負荷が、地球規模の環境問題として顕在化したものです。また、地球環境問題は、それぞれの問題同士が、原因・結果の関係にあるなど、相互に密接に関連していることが特徴となっています。

その中でも、人類の活動により大量に排出される二酸化炭素等の温室効果ガスが引き起こしているとされる地球温暖化は、地球規模の気候変動をもたらし、人類の活動や地球の生態系へ重大な影響が生じていることから、国および国際レベルの防止策や対応策について、国際会議等において協議が続けられています。本市も、秋田市役所環境配慮行動計画（平成14年策定）および秋田市地球温暖化対策実行計画（平成23年策定）に基づき、市民・事業者・市が一体となって地球温暖化対策に取り組んでいます。

地球環境問題は、本を正すと、地域における私たち一人ひとりの日常生活や事業活動などの社会経済活動が原因です。この問題を解決し、より良い環境を未来の世代に引き継いでいくため、地球環境への影響に配慮したライフスタイル・ワークスタイルへの転換など、地域でできる地球環境保全の取り組みを進める必要があります。

2 目 標

先に示した現状と課題を踏まえ、以下を課題解決に向けた目標とします。

【環境目標】

地球環境への認識を深め、地球温暖化防止など、地域から行動を進めます

【数値目標】

- ① 市域の温室効果ガス排出量（純排出量）を削減します。
<平成 2 年(1990 年)度 = 2,936 千 t -CO₂>
→ <平成 32 年(2020 年)度 = 平成 2 年(1990 年)度比 - 10%>
- ② 事業所として、秋田市役所の温室効果ガスの排出量を抑えます。
<平成 17 年(2005 年)度 = 135,075t-CO₂>
→ <平成 24 年(2012 年)度 = 平成 17 年(2005 年)度比 - 5%>

※目標年度の（ ）内は西暦

3 施策の方向

日常生活や通常の事業活動が及ぼす地球環境への影響を認識し、オゾン層の保護、地球温暖化の防止、酸性雨対策、その他の地球環境保全対策など、地域でできる地球環境問題への取組を進めます。

【環境目標】

【施策の方向】

地球環境への
認識を深め、
地球温暖化防止など、
地域から行動を
進めます

地球環境保全対策

地球温暖化の防止



(1) 地球環境保全対策

【施策の方針】

- ・地球環境問題に関する情報収集と周知啓発に努めます。
- ・酸性雨対策の一環として、酸性雨および酸性雪のモニタリング調査を実施します。
- ・市民や事業者に対してオゾン層保護のための啓発に努めます。
- ・フロン回収や適正処理に関する情報提供に努めます。
- ・資源の有効利用に資する「再・未利用材」の使用に努めます。
- ・海外の都市と、共通する環境問題等の情報交換に努めます。

【主な取組】 取組・担当課・事業の内容

○環境教育・環境学習（W） 様々な環境学習やイベント等の機会を通じ地球環境問題を周知・啓発する。	環境都市推進課
○酸性雨のモニタリング 酸性雨の実態把握のための測定調査を実施する。	環境保全課
○グリーン購入・グリーン調達の推進（W） リサイクル商品や省エネ商品など環境にやさしい商品の購入等を図る。	環境総務課 契約課
○海外交流都市との情報交換 環境に関して、海外交流都市との情報交換に努める。	企画調整課

(2) 地球温暖化の防止

【施策の方針】

- ・市民の日常活動や事業者の事業活動から排出される二酸化炭素の抑制について啓発に努めます。
- ・廃棄物の発生抑制による温室効果ガスの排出削減に努めます。
- ・地球温暖化の防止を図るため、市の事務や事業から排出される温室効果ガス削減の目標をたて、継続的に実行していきます。

第2節 地球環境問題

- ・ 二酸化炭素の吸収源として、森林の整備や緑地の保全を図るとともに緑化を推進します。
- ・ 低公害車への代替の促進を図ります。
- ・ 地球温暖化につながる二酸化炭素以外の温室効果ガスについての対応を検討します。
- ・ 新エネルギーの導入促進および省エネルギーの推進を図ります。
- ・ 事業所指導や環境マネジメントシステムの啓発を行います。
- ・ グリーン購入の推進を図ります。

【主な取組】 取組・担当課・事業の内容

○温暖化対策実行計画の推進・見直し 秋田市地球温暖化対策実行計画および秋田市役所環境配慮行動計画に基づき、市として温暖化対策を行う。また、必要に応じ、計画の見直しを行う。	環境総務課
○市民版 <u>ISO</u> の推進 e- <u>市民認定システム</u> などで家庭でのエネルギー使用をチェックする。	環境総務課
○ <u>低公害車</u> 導入・普及 (W) 公用車への <u>低公害車</u> の導入を推進する。	管財課 全庁関係各課
○ <u>エコドライブ</u> の推進 (W) <u>アイドリングストップ</u> 等 <u>エコドライブ</u> の周知・啓発、庁内での取組強化を行う。	環境総務課 交通政策課
○ <u>グリーン購入</u> ・ <u>グリーン調達</u> の推進 (W) リサイクル商品や省エネ商品など環境にやさしい商品の購入等を図る。	環境総務課 契約課
○ <u>オフセット</u> ・ <u>クレジット</u> 制度活用推進経費 市有林の適切な保育によって増加したCO ₂ 吸収量をクレジット化し、販売する。	農地森林整備課
○ <u>スマートシティ</u> 情報統合管理基盤の構築 (W) 市有施設等のエネルギー使用の見える化等を通じて、その最適化を図る。	環境総務課
○地域 <u>ESCO</u> 事業導入 (W) 複数の市有施設を包括する <u>ESCO</u> 事業の導入を進め、省エネルギー化を図る。	環境総務課



4 市民に望まれる主な取組

- ・省資源や省エネルギーに取り組むなど温室効果ガスの排出削減に努めましょう。
- ・緑地の保全と緑化の推進に努めましょう。
- ・グリーン購入に努めましょう。 など

5 事業者に望まれる主な取組

- ・省資源や省エネルギーに取り組むなど温室効果ガスの排出削減に努めましょう。
- ・フロンガスなどの漏洩防止と適正な回収・処理に努めましょう。
- ・環境に関する国際協力活動への貢献に努めましょう。
- ・地球環境保全のための技術開発を推進しましょう。
- ・地球環境に配慮した事業活動に努めましょう。
- ・酸性雨原因物質の排出抑制に努めましょう。
- ・グリーン購入に努めましょう。 など

第2部 重点的取組分野

- I 清らかな水とさわやかな空気のもと、健やかなくらしを守ります
 - 1 健全な大気環境・水環境の維持
- II 多様な自然をとうとび、身近な緑に親しみ、豊かな心をはぐくみます
 - 1 雪と向き合うまちづくりの実践
 - 2 グリーン・ツーリズムの推進
- III 知恵と工夫で、限りある資源とエネルギーを大切にします
 - 1 循環型社会構築のための計画的施設整備
 - 2 省エネルギーの推進と新エネルギーの導入
- IV 世代や地域を越えてともに語らい、環（わ）となって取り組みます
 - 1 協働による環境にやさしいまちづくり
- V 一人ひとりが秋田を知り、地球に学び、未来を想い、行動します
 - 1 環境教育・環境学習の推進
 - 2 地球温暖化防止行動の推進

■重点的取組分野の位置づけとねらい

環境基本計画の環境像を実現していくためには、様々な環境施策を計画で示した施策の方向に沿って、市民や事業者の参加と協力を得ながら着実に実施していくことが必要です。しかし、それらの取組はイメージしにくかったり、徐々に効果が出たりするため気が付かなかったりします。

そこで、環境施策をイメージすることができ、環境の保全と創造に関する取組の中心となって他の施策を牽引し、計画全体を導いていくような先導的な取組を重点的取組分野として位置づけ提示するものです。



I 清らかな水とさわやかな空気のもと、 健やかにくらしを守ります

1 健全な大気環境・水環境の維持

(1) 概要

私たちの暮らしは、汚染のない清らかな水とさわやかな空気できり立っています。

しかし、一度環境が破壊されると、これを回復するのは容易なことではありません。

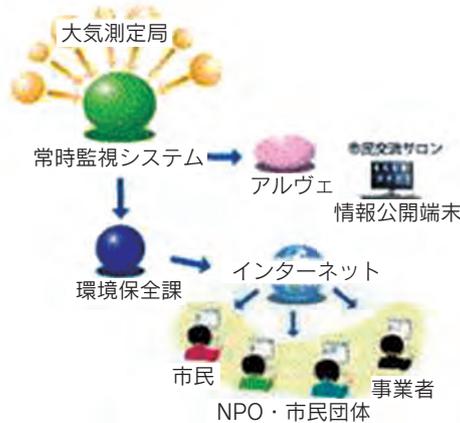
そのため、市では、河川、湖沼、地下水などの水質や大気の監視を行うとともに、汚染の未然防止や早期発見のために、効率の良い監視体制の構築を進めます。

さらに、ダイオキシン類やアスベストなどを引き続き監視するとともに、新たな化学物質による汚染にも対応するため、情報の収集に努めていきます。

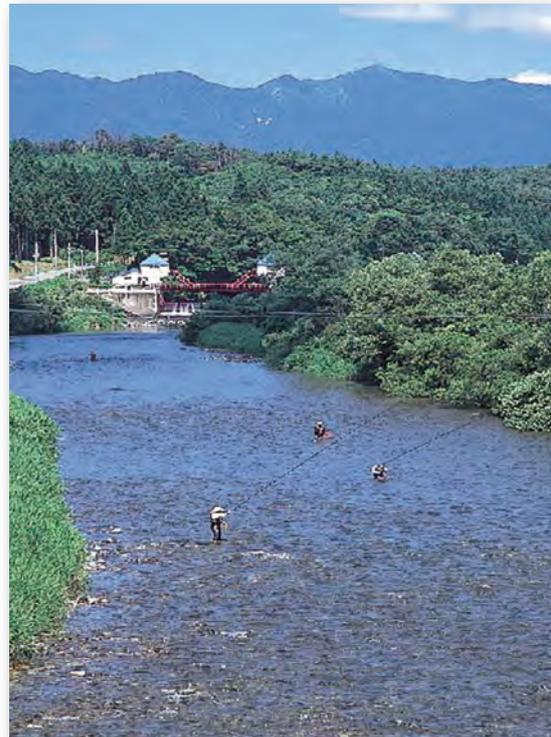
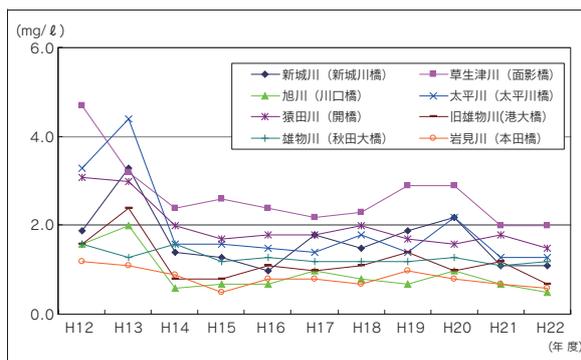
また、大気環境や水環境の調査結果はインターネットなどを通じて広く公表し、市民、事業者、市が一体となって大気環境・水環境の保全に努めていきます。

(2) イメージ

大気常時監視体制イメージ



市内主要河川BOD75%値の推移



岩見川の清流と太平山



Ⅱ 多様な自然をとらとび、身近な緑に親しみ、豊かな心をはぐくみます

1 雪と向き合うまちづくりの実践

(1) 概 要

本市における平成 18 年豪雪は、市民生活や社会経済活動に大きな影響を及ぼす結果となりました。

こうした災害規模の豪雪にも対応するため、早期除雪による交通確保を最優先に下記の基本方針を定め、実施していきます。

- ・ 出勤基準を定め、早期除雪により円滑な道路交通の確保に努めます。
- ・ 豪雪にも対応するため、作業の優先順位を定め効果的な除排雪に努めます。
- ・ 市民への情報提供と地域実情の迅速な把握に努め、地域との連携を図ります。
- ・ 歩道等の除排雪に努め、安全な歩行者空間の確保に努めます。
- ・ 機械貸出制度等を充実し、地域が自ら実施する除排雪作業を支援します。
- ・ 市民・事業者・行政の役割や責任を明確にし、市民協働の除排雪作業をさらに推進します。

(2) イメージ





2 グリーン・ツーリズムの推進

(1) 概要

近年、都市住民の食や農、健康などへの関心の高まりや余暇活動の多様化を受けて、豊かな自然ややすらぎ、潤いをもとめて、農山村で余暇を過ごそうとするライフスタイルが広がるなど、田舎やふるさと志向が高まってきています。

一方、農山村地域では、高齢化や過疎化などによる地域の衰退が課題となっており、活性化の手段として、都市住民との交流促進が注目されています。

このため、本市においても、農山村地域が持つ豊かな自然や農林業・農山村体験活動などを通して、都市と農村の交流を促進し、健康でゆとりある生活の実現と、農林業・農山村の活性化を図ります。

(2) イメージ



仁井田スーパー農園



観光農園



農作業体験



椿台スーパー農園



農家レストラン



Ⅲ 知恵と工夫で、限りある資源とエネルギーを大切にします

1 循環型社会構築のための計画的施設整備

(1) 概要

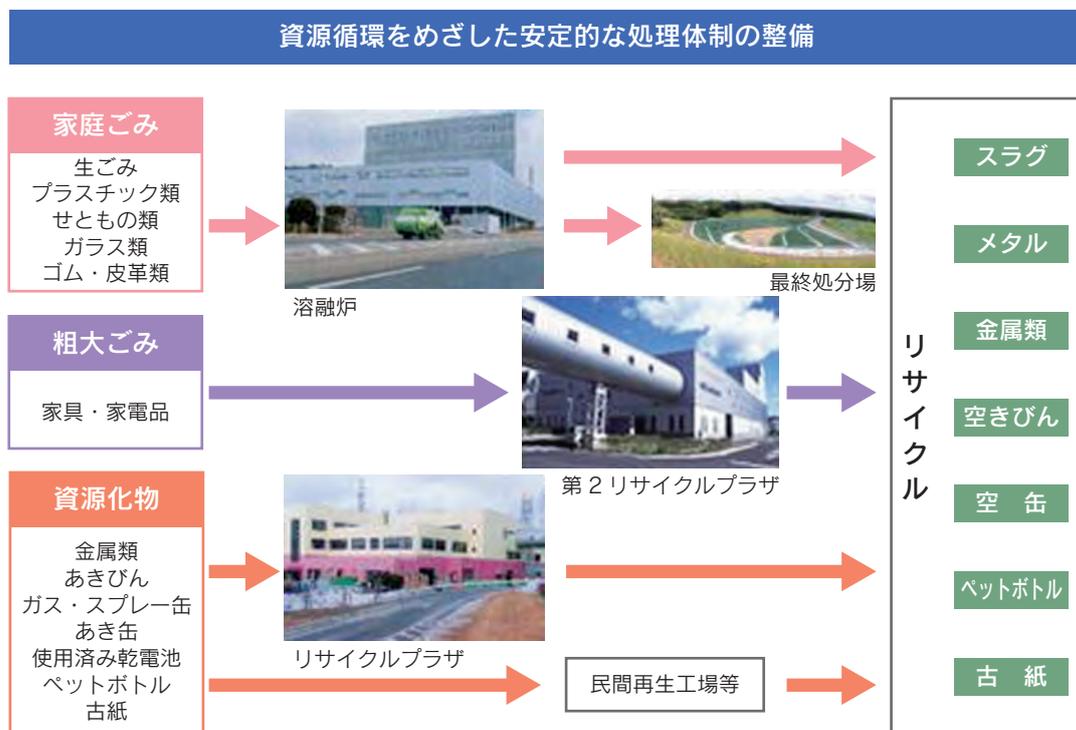
循環型社会の構築には、排出抑制や再使用、再資源化の取り組みなど市民意識の向上とともに、適切な資源化施設や処理施設の整備も必要です。

本市では、平成 11 年に再使用（リユース）や再生利用（リサイクル）のために、びん・缶・ペットボトル等の再資源化施設であるリサイクルプラザを、平成 18 年度には粗大ごみと金属類を破碎選別する第 2 リサイクルプラザを整備してきました。

平成 14 年度からは溶融施設の稼働により、今まで埋立処分していたものも含めほとんどの廃棄物が溶融処理され、発生したスラグ・メタルはリサイクルされ、最終処分場の延命化が図られています。また、溶融施設では、廃棄物発電による熱回収も行われており、本施設は、適正処理はもとより資源循環をめざした施設となっています。

今後も、廃棄物処理施設の整備に当たっては、環境負荷の低減や熱回収等に努めるとともに、資源の適切な循環をめざします。

(2) イメージ





2 省エネルギーの推進と新エネルギーの導入

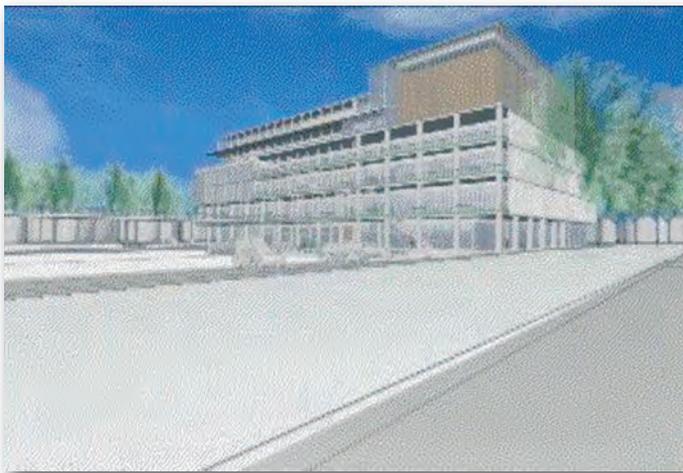
(1) 概要

今、私たちの暮らしや様々な活動を支えているエネルギーのほとんどは、石油や石炭など、限りある化石燃料をエネルギー源としています。また、これらのエネルギー源については、その使用過程時などに発生する二酸化炭素を始めとする温室効果ガスが、地球温暖化という深刻な地球環境問題を引き起こしているという問題があります。こうしたことから、社会全体において、省エネルギーの取組や化石燃料に代わる新たなエネルギー源の導入が進められています。

本市も市民や事業者に対する意識啓発のほか、一事業者として、市有施設への太陽光・風力発電施設、地中熱ヒートポンプシステム等の導入、グリーン購入・エコオフィスの推進など、省エネルギー推進および新エネルギーの導入に積極的に取り組んできました。

今後は、これらの取組を更に発展させ、秋田市全体のエネルギー使用効率の最適化を図っていくため、「あきたスマートシティ・プロジェクト」に基づき、産学官連携のもと、豊かな森林資源や風況などの本市の地理的・自然的条件を秋田ブランドとしつつ、秋田の自然環境を守りながら各種新エネルギーの導入促進を図っていきます。

(2) イメージ



新庁舎 完成イメージ



風力発電装置のイメージ
(仁井田浄水場に設置したもの)



IV 世代や地域を越えてともに語らい、環（わ）となって取り組みます

1 協働による環境にやさしいまちづくり

(1) 概要

地球規模のさまざまな環境問題を解決するためには、市民、事業者、市（行政）がそれぞれ主体的に、また、協働して取り組むことが重要です。そのためには環境活動のリーダーとなる人材の育成や地域および各種団体が自主的に行う環境保全活動などへの支援が必要です。

このため、市民団体・NPOや事業者などが行う環境保全活動や環境学習などを支援するとともに、関連した情報を効率的に収集し、データベース化してわかりやすく提供することにより、市民の環境意識の向上を図り、市民や事業者が気軽に参加できる環境活動の場や機会の拡大を図ります。

さらに、市、事業者、市民がともに環境保全活動に取り組める協働体制や各主体間のネットワークを構築し、環境にやさしいまちづくりに努めます。

(2) イメージ



- ・市民参加の機会の拡大
- ・各種団体等の活動の活性化

協働体制のネットワーク



地域での環境活動（明徳地区）



市民参加による打ち水大作戦
（秋田青年会議所主催）



V 一人ひとりが秋田を知り、地球に学び、未来を想い、行動します

1 環境教育・環境学習の推進

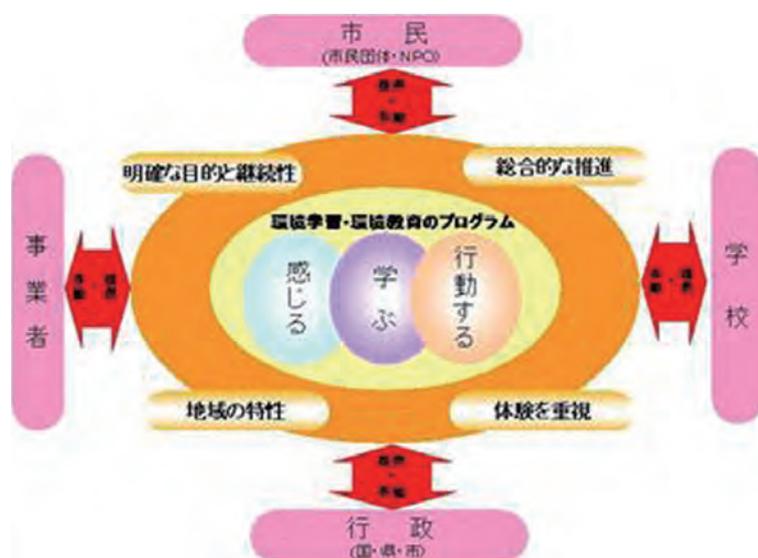
(1) 概要

環境教育・環境学習の推進とは、わたしたちを取り巻く環境と人間が密接な関係にあることを実感し理解するばかりではなく、環境問題を自らの問題と気づき、進んで行動することができる人材を育成することです。

市では、小学校での環境学習に用いる副読本の発行や授業等への講師派遣など教育現場や、「こどもエコクラブ」など自発的に環境学習に取り組む団体への支援を通し、環境教育・環境学習を推進しています。

今後、既存の学習プログラムに加え、関連団体や学校と連携して、地域特性を活かした継続的な環境活動につながる新たな学習プログラムを開発するなど体系的に整備をしていくとともに、子どもから大人まで幅広い世代の市民が環境問題を楽しく学び、語らい、環境活動を実践していただける機会を提供します。

(2) イメージ



環境学習・環境教育のプログラム

(右上) こどもエコクラブ活動【感じる】

(右中) 環境学習サポート事業【学ぶ】

(右下) 「大学病院前の水辺環境を守る会
(愛称：ホータル会)」の活動【行動する】

2 地球温暖化防止行動の推進

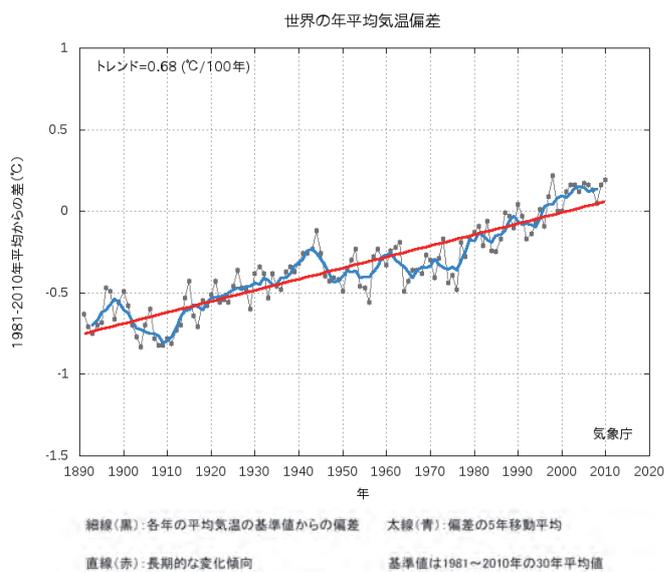
(1) 概要

私たち人間の活動によって排出される温室効果ガスの量は、自然が吸収できる量の2倍にも達しており、このことがもたらす地球規模の気候変動が、私たちの活動や地域環境へ重大な影響を生じさせることが懸念されています。本市においても平均気温の上昇が見られ、桜の開花や秋の紅葉への影響が観測されています。

本市は、秋田市役所環境配慮行動計画(平成14年策定)および秋田市地球温暖化対策実行計画(平成23年策定)に基づき、市民・事業者・市が一体となって地球温暖化対策に取り組みます。

私たち人間の活動が引き起こしている地球温暖化は、私たち一人ひとりの心がけと行動で食い止めることができます。より良い環境を未来の世代に引き継いでいくため、家庭における省エネルギーの取組等を促進するe-市民認定システム(市民版ISO)の普及・拡充、小中学校や地域における環境学習の充実、事業者に対する環境マネジメントシステムの普及啓発、市職員に対するエコオフィスやグリーン購入などの意識啓発等により、家庭や学校・地域、職場等における地球温暖化防止のための自主的な行動の推進および環境へ配慮したライフスタイル・ワークスタイルへの転換を図っていきます。

(2) イメージ



(右上) e-市民コンテスト
(右下) 環境配慮指針「できることからやってみよう」

行動編

各主体における自主的な取組

- 1 環境配慮の基本的な考え方
- 2 日常生活における環境配慮指針
- 3 事業活動における環境配慮指針

●行動編の概要

本計画の環境像を達成するために、先の計画編で示した施策の取組に加え、わたしたちの日々の暮らしや事業活動の中で、環境に配慮した自主的な取組が不可欠です。

こうしたことから、本編では、日常生活や事業活動における環境配慮の指針を示すとともに、その指針に沿った具体的な行動を例示しています。

市民、事業者がそれぞれの立場で、環境に配慮した行動を”できることから着実に”実行し、その取り組みを継続していくことが、環境問題を克服していくための第一歩となります。



環境配慮の基本的な考え方

1 環境配慮指針作成の目的と性格

都市・生活型公害や、地球環境問題の発生要因の多くは、私たちの日常生活や事業活動が深く関わっています。特に地球環境問題は、従来の公害問題と異なり、特定の事業活動のみが原因となるものではなく、一般の事業活動を含む我々の日常生活そのものが原因となっています。

このような環境問題を根本的に解決するためには、環境の保全と創造に係る施策（環境基本計画「計画編」）だけでは限界があり、我々の日常生活や事業活動の中で環境に配慮した取り組みを行うことが不可欠となっています。

こうしたことから、本計画では、市民が日常生活を営むうえで、また、事業者が日々の事業活動を行っていくうえで、可能な限り環境への負荷を低減するための「環境配慮指針」を示します。

環境配慮指針は、配慮がないことにより発生する様々な環境悪化（公害や災害の発生、水や大気等への影響、住環境や地球環境への悪影響等）を防ぐためのものです。また、環境をよりよいものとして将来世代に引き継ぐとともに、その環境を役立て、うるおいあるまちづくりに活かすためのものでもあります。

2 環境配慮への取組の現状

平成 18 年度に改定した環境基本計画では、行動編として環境配慮指針を示し、啓発活動やパンフレット等で周知に努めてきました。その結果、市民や事業者が自主的に環境配慮に取り組む際の指針としての役割を果たしてきました。

今回、環境基本計画の見直しに先だって、平成 23 年 8 月に「環境に関する市民の意識調査」を実施しました。その結果によると、電気・水・ガスなどのエネルギーや資源の節約に取り組んでいる市民は 74.2%、ごみ減量やリサイクルに取り組んでいる市民は 63.2% となっており、平成 18 年 1 月の調査と比べるとそれぞれ 7.1 ポイントおよび 3.2 ポイント増えています。しかし、特に何もしていないとする市民も 3.6% おり、環境学習や環境保全活動に参加し実際に活動している市民は 3.1% にとどまっています。また、事業者においても、環境への影響を低減化させるための対策を「特に行っていない」とする割合が、未だ 42.2% を占めています。こうしたことから、現段階における市民や事業者の環境配慮の取り組みはまだ十分とはいえない状況にあります。

そのため、環境問題に関する正しい知識を市民や事業者に提供し、環境問題への関心をさらに高めるとともに、引き続き具体的でわかりやすい配慮指針を示すことにより、環境配慮への取組を進めていく必要があります。



3 環境配慮指針の対象と指針の実行により効果のある環境項目

■ 日常生活における環境配慮指針と指針を実行することで特に効果のある環境項目

環境項目	大気環境	水環境	生活環境	自然環境	身近な自然	自然の公益的機能	歴史的・文化的環境	廃棄物	水資源・エネルギー	環境保全活動	環境配慮対策	環境教育・環境学習	地球環境問題
環境配慮指針													
(1) 買い物をするときに													
● ごみの排出を少なくするような買い物に努めましょう。								■					
● リサイクル製品や省エネ商品など、環境にやさしい製品を優先した購入に努めましょう。								■	■				■
● 自然にも健康にもやさしい食生活に努めましょう。									■	■			■
(2) 電気・水・ガスなどを使うときに													
● 日常生活における電気の節約に努めましょう。	■								■				■
● 日常生活における水の節約に努めましょう。		■							■				
● 日常生活における水の有効利用に努めましょう。									■				■
● 家庭からの雑排水の抑制に努めましょう。		■		■									
● 日常生活におけるガスや灯油などの節約に努めましょう。									■				■
(3) ごみを処理するときに													
● 日常生活におけるごみの減量化に努めましょう。								■					
● リサイクルに協力しましょう。								■	■				
● ごみの分別など、日常生活におけるごみ処理の適正化に努めましょう。			■					■					
(4) 外出するときに													
● 環境に配慮した運転（エコドライブ）などの実践に努めましょう。	■								■				■
● 自動車の使用をできるだけ控えるように努めましょう。	■								■				■
● 低公害車などの環境に負荷の少ない車の利用に努めましょう。	■								■				■
● マナーを守り、街の美化に努めましょう。			■					■					
(5) 家の新・改築や管理するときに													
● 周辺の自然環境や景観などに配慮しましょう。							■	■				■	
● 省エネルギー型や自然エネルギー型の住宅づくりに努めましょう。									■				■
● 汚水排水処理施設などの整備と適正管理に努めましょう。		■			■								
● 家の周りの緑化に努めましょう。			■		■								■
(6) 近隣公害をなくすために													
● 家庭における悪臭の発生防止に努めましょう。			■										
● 自動車やオートバイからの騒音防止に努めましょう。			■										
● 家庭における騒音や振動の防止に努めましょう。			■										
● 周囲に配慮した除雪に努めましょう。			■		■								
(7) 自然とふれあい、文化を育むために													
● 自然の重要性を認識しましょう。					■	■							■
● 自然とのふれあいに努めましょう。					■	■							■
● 自然環境を守るためのマナーの徹底に努めましょう。					■	■		■					
● 里山などの保全に努めましょう。					■					■			
● 地域の歴史や文化遺産の保全と継承に努めましょう。							■						■
(8) 一歩進んだ環境配慮を実践するために													
● 環境について考え、理解し、行動しましょう。										■			■
● 環境に関する情報を収集し、自主学習に努めましょう。													■
● 環境学習の場へ積極的に参加しましょう。													■
● 日常的にできる環境保全活動を実践しましょう。										■			
● 地域や国際的な環境保全活動へ参加や協力しましょう。										■			■

1 環境配慮の基本的な考え方

■ 事業活動（オフィスなど）における環境配慮指針と指針の実行により特に効果のある環境項目

環境項目	大気環境	水環境	生活環境	自然環境	身近な自然	歴史的・文化的環境	廃棄物	水資源・エネルギー	環境保全活動	環境配慮対策	環境学習	地球環境問題
環境配慮指針												
(1) 事務用品や備品などを購入するときに												
● 印刷製品や省エネ製品など環境にやさしい事務用品・備品などの優先的な購入に努めましょう。												
● ごみの排出が少ない事務用品や備品などの購入に努めましょう。												
(2) エネルギーや水などを使用するときに												
● 職場における電気やガスなどのエネルギーの節約に努めましょう。												
● 職場における水の節約や有効利用に努めましょう。												
(3) 物品などを廃棄するときに												
● 職場におけるごみの減量を推進しましょう。												
● 職場におけるリサイクルを推進しましょう。												
● 事業系ごみの適正処理に努めましょう。												
(4) 車を利用するときに												
● 低公害車などの環境負荷の少ない車の導入に努めましょう。												
● 環境に配慮した運転（エコドライブ）などの実践に努めましょう。												
● 自動車の使用をできるだけ控えるように努めましょう。												
(5) 事務所や工場などを建設や管理するときに												
● 周辺の自然環境や景観などに配慮した建築を推進しましょう。												
● 省エネルギー型や新エネルギー型の建築に努めましょう。												
● 透水性の確保に努めましょう。												
● 汚水排水処理施設などの整備と適正管理に努めましょう。												
● 工場や事業場の緑化に努めましょう。												
● 屋外照明の適正化に配慮しましょう。												
(6) 悪臭や騒音・振動等をなくすために												
● 工場や事業場における悪臭防止対策の徹底に努めましょう。												
● 社用車両などの騒音や振動の防止を徹底しましょう。												
● 工場や事業場における騒音や振動の防止に努めましょう。												
● 周囲に配慮した除雪に努めましょう。												
(7) 自然とふれあい、文化を育むために												
● 自然の重要性を認識しましょう。												
● 自然環境に配慮した事業活動を推進しましょう。												
● 自然環境保全活動への協力を努めましょう。												
● 里山などの緑化に対する協力や支援に努めましょう。												
● 地域の歴史や文化遺産の保全と継承に努めましょう。												
(8) 地球環境を良くするために												
● 事業活動における二酸化炭素など温室効果ガスの排出抑制に努めましょう。												
● 二酸化炭素の吸収源としての森林の保全と創出に努めましょう。												
● 地球環境保全のための技術開発を推進しましょう。												
● 地球環境に配慮した事業活動に努めましょう。												
● 酸性雨原因物質の排出抑制に努めましょう。												
(9) 一歩進んだ環境配慮を実践するために												
● 職場における環境教育の推進に努めましょう。												
● 市やNPOなどが行う環境学習会などへの協力を努めましょう。												
● 職場における環境保全活動を推進しましょう。												
● 地域の環境保全活動を推進しましょう。												
● 環境管理体制を整備し、環境に配慮した事業活動を推進しましょう。												



■ 事業活動（工場・事業場など）における環境配慮指針と指針の実行により特に効果のある環境項目

環境配慮指針	環境項目											
	大気環境	水環境	生活環境	自然環境	身近な自然	自然の公益的機能	歴史的・文化的環境	廃棄物	水資源・エネルギー	環境保全活動	環境配慮対策	地球環境問題
(1) 農林業												
● 環境保全型の農林業の推進に努めましょう。		■	■	■	■	■						
● 農業や林業からの産業廃棄物の有効利用と適正処理に努めましょう。								■				■
● 農地などや森林の有効活用と交流の推進に努めましょう。					■	■			■			■
(2) 建設業、鉱業												
● 自然環境や景観にやさしい建築物づくりの推進に努めましょう。					■		■		■		■	■
● 工事などにともなう廃棄物の再生利用や適正処理に努めましょう。								■				■
● 工事などにともなう粉じんや騒音・振動の発生防止に努めましょう。	■		■								■	
● 自然環境や景観に配慮した資源の採掘に努めましょう。			■	■							■	
● 地域住民への安全対策を徹底しましょう。								■			■	
(3) 製造業												
● 環境にやさしい製品の開発や製造に努めましょう。								■	■			■
● ごみの減量化や再資源化に適した製品の開発や製造に努めましょう。								■				
● 製造工程における環境配慮の推進に努めましょう。								■	■		■	
● 大気汚染防止対策の充実に努めましょう。	■											
● 水質汚濁防止のための排水処理や浄化対策の推進に努めましょう。		■										
● 工場や事業場における悪臭防止対策の徹底に努めましょう。									■			
● 地域住民への安全対策を徹底しましょう。								■			■	
(4) 卸売・小売、飲食業												
● 環境にやさしい商品などの販売に努めましょう。								■	■			■
● 容器包装の減量化とリサイクルを推進しましょう。								■				
● 飲食におけるごみの減量化やリサイクルに努めましょう。								■				
● 周囲の環境に配慮した事業活動に努めましょう。			■								■	
(5) 廃棄物処理業												
● 廃棄物の適正処理の徹底に努めましょう。								■				
● 廃棄物の循環を図った処理に努めましょう。								■				
● 地域住民への安全対策を徹底しましょう。								■			■	
(6) エネルギー供給業												
● 地球温暖化防止対策を推進しましょう。									■			■
● 地域住民への安全対策を徹底しましょう。											■	
● 海域環境に配慮した安全対策を徹底しましょう。		■		■		■			■			■
(7) 運輸・流通業												
● 効率的な物流などに努めましょう。	■								■			■
● 低公害車などによる輸送とエコドライブ、アイドリングストップに努めましょう。	■								■			■



日常生活における環境配慮指針

1 買い物をするときに

- **ごみの排出を少なくするような買い物に努めましょう。**
 - ・ 本当に必要な物が考えて、不要な物は買わないよう心がけましょう。
 - ・ マイバッグやマイバスケット、ふるしきなどを買い物に持参し、レジ袋の使用を減らしましょう。
 - ・ 紙コップや紙皿、ペーパータオル、割りばしなどの使い捨て製品は、なるべく購入しないようにしましょう。
 - ・ トレイやパックを使っていない簡易包装の商品を優先して購入しましょう。
 - ・ 修理体制が充実していて長く使える製品を優先して購入しましょう。
 - ・ シャンプーや洗剤、調味料などは、詰め替え可能な製品を優先して購入しましょう。
 - ・ 再使用または再生利用のルートが確立している製品を優先して購入しましょう。
- **リサイクル製品や省エネ製品など、環境にやさしい製品を優先した購入に努めましょう。**
 - ・ エコマークやグリーンマークなど、環境ラベルのある製品を優先して購入しましょう。
 - ・ ティッシュやトイレトペーパーなどの紙製品は、再生紙を使用した製品を優先して購入しましょう。
 - ・ 電化製品を購入する際は、省エネルギー効果の高い製品を優先して購入しましょう。
- **自然にも健康にもやさしい食生活に努めましょう。**
 - ・ 生産するためのエネルギー負荷が少ない、旬の食材を食べるようにしましょう。
 - ・ 輸送のためのエネルギー負荷が少ない、地場産農畜産物などの食材を食べるようにしましょう。



2 電気・水・ガスなどを使うときに

● 日常生活における電気の節約に努めましょう。

- ・ 不要な照明や、電化製品・OA 機器などのスイッチはこまめに切りましょう。
- ・ 電化製品の待機時電力の使用を抑えるため、主電源を切る、コンセントを抜く、省エネタップを使用するなどしましょう。
- ・ 電気ポットや炊飯器を長時間使用しないときは、保温状態にせず、コンセントを抜きましょう。
- ・ 長時間パソコンを使用しないときは、本体の電源を切りましょう。また、少しの時間、席を外すときは、ディスプレイの電源を切るようにしましょう。
- ・ ストーブやエアコンなどは、使わない季節にはコンセントを抜きましょう。
- ・ エアコンのフィルターをこまめに掃除し、冷暖房の効率を上げましょう。
- ・ 掃除機の集じん袋やフィルターはこまめに掃除し、集塵力を高めましょう。
- ・ 電球やかさをこまめに掃除し、照明の効果を高めましょう。
- ・ 白熱灯を省エネ型蛍光灯や LED 灯に切り替えましょう。
- ・ 冷房は 28℃、暖房は 20℃を目安として設定し、過度の冷暖房を止めましょう。
- ・ 夏はクールビズなど涼しい格好で、冬はウォームビズなど 1 枚多く着ることで、冷暖房の使用を抑制しましょう。
- ・ 冷蔵庫には物を詰めすぎず適量を入れ、ドアの開閉回数は少なくしましょう。
- ・ 熱い食品などを冷蔵庫に入れるときには、冷ましてから入れましょう。

● 日常生活における水の節約に努めましょう。

- ・ 歯磨きや洗顔、シャワー、洗車の際には、水を流し放しにしないようにしましょう。
- ・ 蛇口には、節水コマをつけましょう。
- ・ 食器洗いは、流しに水を溜めて、まとめて洗いましょう。
- ・ 洗濯は、まとめ洗いで回数を減らすとともに、できるだけ溜めすぎで行いましょう。
- ・ 水漏れの点検をこまめに行いましょう。

● 日常生活における水の有効利用に努めましょう。

- ・ お風呂の残り湯は、洗濯水や真夏の打ち水などに利用しましょう。
- ・ 家庭用の雨水貯留施設などで雨水を溜め、植木への水まきや洗車などに有効利用しましょう。

● 家庭からの雑排水の抑制に努めましょう。

- ・ 食用油は使い切るようにし、廃油は流さないようにしましょう。

2 日常生活における環境配慮指針

- ・食器や鍋などは、汚れを拭き取ってから洗いましょう。
- ・米のとぎ汁は、植木などにまきましょう。
- ・三角コーナーに水切りネットなどを付け、調理屑を流さないようにしましょう。

● 日常生活におけるガスや灯油などの節約に努めましょう。

- ・石油ストーブの反射板やガスコンロのバーナーは、こまめに掃除しましょう。
- ・灯油などの流出事故がないよう、灯油タンクを定期的に点検しましょう。
- ・やかんや鍋の底から、ガスコンロの火が外へ大きくはみださないように、火力を調整して使用しましょう。
- ・やかんや鍋は、水滴をよくふき取ってからコンロにかけましょう。
- ・お湯を沸かすときは、必要な分のみを沸かすようにしましょう。
- ・湯沸かし器の種火は、こまめに消しましょう。
- ・食器を洗うときは、湯沸かし器の温度を上げすぎないようにしましょう。
- ・お風呂には、家族が続けて入るようにし、追い炊きの回数を減らしましょう。
- ・浴槽にはフタをし、お湯が冷めにくいようにしましょう。

3 ごみを処理するときに

● 日常生活におけるごみの減量化に努めましょう。

- ・暮らしの中から生じる廃棄物を、ごみとしてではなく、資源としてとらえ、再使用を図る意識を持ちましょう。
- ・紙コップや紙皿、ペーパータオル、割りばしなどの使い捨て製品は、なるべく購入しないようにしましょう。
- ・不用になったものは、知人にゆずったり、フリーマーケットやオークションなどで、交換し、活用しあいましょう。
- ・使い切る、食べ切る、ごみの水気を切るなどのエコクッキングで、生ごみの減量につとめましょう。
- ・生ごみは、コンポスト容器などを活用し、堆肥として利用しましょう。
- ・衣料品は、ほころびを繕ったり、リフォームするなどして、長く使いましょう。
- ・シャンプーや洗剤、調味料などは、詰め替え可能な製品を優先して購入しましょう。
- ・電化製品は、修理に出すなどして、長く使いましょう。



● **リサイクルに協力しましょう。**

- ・ビールビンなどのリターナブルビンは、販売店に返却しましょう。
- ・空き缶やビン類、ペットボトル、古新聞、段ボール、牛乳パックなどは、資源回収に出しましょう。
- ・町内会や子ども会などが実施している、地域における集団回収や不用品交換会などのリサイクル活動に参加・協力しましょう。
- ・小売店が行うトレイやペットボトルなどの分別回収に積極的に協力しましょう。

● **ごみの分別など、日常生活におけるごみ処理の適正化に努めましょう。**

- ・ごみの分別方法や収集日など、決められたルールを守りましょう。
- ・古紙類は、ビニールひもを使わず、紙ひもで結んで出しましょう。
- ・包装紙、紙箱、雑誌、本などの雑多な紙も分別しましょう。
- ・ダイレクトメールなどの中身やセロハンを除いた封筒、たたんだ包装紙などは、雑誌にはさむなどして、古紙として一緒に出しましょう。
- ・レシートや名刺、メモ書きなどの細かな紙類は、大きめの封筒に保管後、雑誌と一緒に出しましょう。
- ・小型の紙箱は開いてビニール類を取り除き、紙ひもでまとめて出しましょう。

4 外出するときに

● **環境に配慮した運転（エコドライブ）などの実践に努めましょう。**

- ・アイドリングストップに努めましょう。
- ・急発進、急加速、空ぶかし、スピードの出し過ぎ運転はやめましょう。
- ・トランクなどを整理し、 unnecessary 荷物は載せないようにしましょう。
- ・自動車の整備や点検はこまめに行い、燃費を良くしましょう。

● **自動車の使用をできるだけ控えるように努めましょう。**

- ・自動車利用を控え、できるだけ公共交通機関を利用しましょう。
- ・近距離に出かけるときは、徒歩や自転車を利用しましょう。
- ・ムダな距離を走らないように、計画的な走行に努めましょう。
- ・同じ方向に行く場合には、車の相乗りに努めましょう。

2 日常生活における環境配慮指針

- **低公害車などの環境に負荷の少ない車の利用に努めましょう。**
 - ・ハイブリッド自動車などの低公害車や、環境負荷の少ない自動車を使用しましょう。
- **マナーを守り、街の美化に努めましょう。**
 - ・ペットの糞は、飼い主がきちんと始末しましょう。
 - ・たばこや空き缶などのポイ捨てはやめましょう。

5 家の新・改築や管理をするときに

- **周辺の自然環境や景観などに配慮しましょう。**
 - ・周辺の自然環境を壊さないように十分配慮しましょう。
 - ・街の景観などを損なわないようにしましょう。
 - ・隣家への日照などに配慮しましょう。
 - ・除雪や屋根からの落雪などに配慮しましょう。
 - ・庭など、家の敷地内に土の面を確保し、雨水の地下浸透に配慮しましょう。
- **省エネルギー型や自然エネルギー型の住宅づくりに努めましょう。**
 - ・断熱・通風性などに配慮し、省エネルギー型の住宅設計をしましょう。
 - ・自然の光を屋内にうまく取り込み、省エネルギーに努めましょう。
 - ・網戸やすだれを利用するなど、通風性を良くしましょう。
 - ・ソーラーシステムなどの太陽熱利用機器や太陽光発電の導入を進めましょう。
 - ・雨水を利用するなど、水資源を有効に使いましょう。
- **污水排水処理施設などの整備と適正管理に努めましょう。**
 - ・下水道や農業集落排水施設が整備された地域では、速やかに接続しましょう。
 - ・下水道未整備地域では、生活雑排水とし尿を処理できる浄化槽を設置しましょう。
 - ・下水道の污水柵や浄化槽は定期的に点検・清掃しましょう。
- **家の周りの緑化に努めましょう。**
 - ・生垣の設置や庭木の植栽、鉢植えなどの緑化に努めましょう。



- ・落ち葉、生ごみなどを堆肥化し、身近な緑を育てましょう。
- ・庭先の緑は隣家や通行人などの迷惑にならないようにしましょう。
- ・空き地などは、隣家の迷惑にならないように、きちんと管理しましょう。

6 近隣公害をなくすために

● 家庭における悪臭の発生防止に努めましょう。

- ・動物などを飼うときは、糞尿などをきちんと管理しましょう。
- ・庭先などでのごみの焼却はやめましょう。
- ・殺虫剤や除草剤などの使用にあたっては、必要最小限に抑えましょう。

● 自動車やオートバイからの騒音防止に努めましょう。

- ・自動車やオートバイの空ぶかしや不要なアイドリングはやめましょう。
- ・暴走行為はやめましょう。
- ・日ごろからきちんと点検や整備をしましょう。

● 家庭における騒音や振動の防止に努めましょう。

- ・住宅機器（エアコン、電話、換気扇、洗濯機など）を使用するときは、近所に迷惑がかからないように十分注意しましょう。
- ・ピアノなど楽器を弾くときやカラオケを使用するときには、防音や時間帯に十分注意しましょう。
- ・テレビや音響機器などの音量は小さくし、深夜にはヘッドホンなどを使用しましょう。
- ・ペットの鳴き声などにより、近所迷惑にならないよう、適正な飼育やしつけに努めましょう。
- ・集合住宅では、足音や飛びはね音に注意しましょう。

● 周囲に配慮した除雪に努めましょう。

- ・集めた雪を隣家の敷地や道路に捨てないようにしましょう。
- ・地域の除雪活動への協力を努めましょう。
- ・効率的な除雪のため、路上駐車はやめましょう。

2 日常生活における環境配慮指針

7 自然とふれあい、文化を育むために

● 自然の重要性を認識しましょう。

- ・家の周りの動植物について調べましょう。
- ・木や花、虫や鳥などの生き物の名前を覚えましょう。
- ・花の咲く時期、虫や鳥がいる時期や場所を覚えましょう。
- ・身の回りの環境を「環境マップ」などを作って調べましょう。
- ・大気浄化機能や水源涵養機能など自然の持つ公益的機能の重要性を認識しましょう。

● 自然とのふれあいに努めましょう。

- ・自然観察会や自然環境調査などへ参加・協力しましょう。
- ・休日などは、山や海に出かけ、自然に親しむようにしましょう。
- ・ウォーキングやサイクリングなどで、健康にも環境にも配慮しましょう。

● 自然環境を守るためのマナーの徹底に努めましょう。

- ・自生する植物はむやみに持ち帰らないなど、野鳥や昆虫、植物などの生き物を大切にしましょう。
- ・釣り糸の放置は野生生物を傷つける原因になるため、きちんと後始末をしましょう。
- ・生態系を守るため、外来生物（動物や鳥、魚、昆虫）などを放さないようにしましょう。
- ・ごみはきちんと持ち帰り、自然に悪影響を及ぼさないようにしましょう。

● 里山などの保全に努めましょう。

- ・身近な自然である里山の管理に積極的に協力しましょう。
- ・環境保全団体などが実施する緑化活動に協力しましょう。
- ・緑化基金や緑化募金に協力しましょう。

● 地域の歴史や文化遺産の保全と継承に努めましょう。

- ・地域の文化と自然を知り、楽しみましょう。
- ・地域に伝わる伝説や風習などや、文化財や名木などの歴史的・文化的遺産を調べましょう。
- ・地域の祭りや郷土芸能に参加し、文化を受け継ぎましょう。
- ・歴史や文化の香るまちづくりに参加・協力しましょう。
- ・地域で、だれもが企画や参画のできるイベントを実施しましょう。



8 一歩進んだ環境配慮を実践するために

● 環境について考え、理解し、行動しましょう。

- ・自ら環境について考え、足元から行動しましょう。
- ・環境に配慮した暮らし方をするために、自分たちができること、しなければいけないこと、自分たちではできないことを考えてみましょう。
- ・自分自身が、環境へどのような影響を与えているかを考えてみましょう。

● 環境に関する情報を収集し、自主学習に努めましょう。

- ・環境問題について家族や友人など身の回りの人と話し合しましょう。
- ・環境問題に関するニュースや新聞記事など、情報を調べましょう。
- ・地球環境問題と私たちの日常生活や事業活動の関わりについて調べましょう。

● 環境学習の場へ積極的に参加しましょう。

- ・市や環境関連団体などが主催する環境学習会などへ積極的に参加したり、自らのグループでも環境学習会を開催するなどしましょう。

● 日常的にできる環境保全活動を実践しましょう。

- ・休日などに家族で家の周りの清掃などを行いましょう。
- ・e-市民認定システム（環境家計簿）を利用して、自分の家のエネルギー使用状況を把握し、省エネルギーに努めましょう。

● 地域や国際的な環境保全活動へ参加・協力しましょう。

- ・市や環境関連団体などが主催する環境保全活動へ参加しましょう。
- ・グループで環境保全活動を企画・開催しましょう。
- ・環境に関する国際協力活動へ積極的に参加しましょう。
- ・環境保全のための基金に協力しましょう。



事業活動における環境配慮指針

1 オフィスなどで

(1) 事務用品や備品などを購入するときに

- リサイクル製品や省エネ製品など、環境にやさしい事務用品・備品などの優先的な購入に努めましょう。
 - ・ グリーン購入の推進に努めましょう。
 - ・ エコマークやグリーンマークなど、環境ラベルのある製品を優先して購入しましょう。
 - ・ コピー用紙や封筒、トイレットペーパーなどは、再生紙を利用した製品で、できるだけ古紙配合率の高い製品を購入しましょう。
 - ・ OA 機器などの電化製品を購入するときは、省エネルギー効果の高い製品を購入しましょう。
 - ・ 寿命の長い製品の使用に努めましょう。

- ごみの排出が少ない事務用品や備品などの購入に努めましょう。
 - ・ 紙コップや紙皿、割りばしなどの使い捨て製品は、なるべく使用しないようにしましょう。
 - ・ リサイクル（再生利用）が容易な素材を使用した製品を購入しましょう。
 - ・ 過剰包装を控え、簡易包装を進めましょう。
 - ・ 修理や部品交換が容易なものの購入に努めましょう。
 - ・ トナーカートリッジや洗剤などは詰め替え可能な製品を選びましょう。
 - ・ リユース（再使用）またはリサイクル（再生利用）のルートが確立しているものを購入しましょう。



(2) エネルギーや水などを使用するときに

● 職場における電気やガスなどのエネルギーの節約に努めましょう。

- ・ 不要な照明は消しましょう。
- ・ 電化製品や OA 機器のスイッチはこまめに切りましょう。
- ・ 長時間パソコンを使用しないときは、本体の電源を切りましょう。また、少しの時間、席を外すときは、ディスプレイの電源を切るようにしましょう。
- ・ 電化製品の待機時電力の使用を控えるため、主電源を切りましょう。
- ・ 電気ポットなどを長時間使用しない場合は、保温状態にせず、コンセントを抜きましょう。
- ・ ストーブやエアコンを使わない季節は、コンセントを抜きましょう。
- ・ 定期的な清掃などを行い、電化製品の効率的な利用に努めましょう。
- ・ エレベータなどの利用を控え、できるだけ階段を利用しましょう。
- ・ 冷房は 28℃、暖房は 20℃を目安に設定し、過度の冷暖房はやめましょう。
- ・ 暖房で汗をかいたり、冷房で寒い思いをすることのない職場環境をつくりましょう。
- ・ 冷暖房時は、ブラインドやカーテンを利用して、冷暖房の効果を高めましょう。
- ・ 灯油などの流出事故がないよう、灯油タンクを定期的に点検しましょう。
- ・ 湯沸器の種火はこまめに消しましょう。
- ・ ガスコンロのバーナーはこまめに掃除し、熱効率を高めましょう。
- ・ 定期的に事業所のエネルギー使用量を把握し、効率的な使用に努めましょう。
- ・ 業務時間の適正化を図ることで、エネルギー使用を抑えましょう。

● 職場における水の節約や有効利用に努めましょう。

- ・ 節水コマや水圧調整により水道使用量を削減しましょう。
- ・ 手洗いや食器洗い時などに水を流し放しにしないようにしましょう。
- ・ 洗車などのときには、水を流し放しにしないようにしましょう。
- ・ 雨水の貯留施設を設置し、水をため、草木への水やりや洗車、敷地内での水まきなどに有効利用しましょう。

(3) 物品などを廃棄するときに

● 職場におけるごみの減量を推進しましょう。

- ・ 両面印刷や両面コピーを心がけましょう。

3 事業活動における環境配慮指針

- ・ ミスコピーや使用済みのコピーの裏面を利用しましょう。
- ・ 会議資料の部数やページ数は、必要最小限の量としましょう。
- ・ OA 機器や電化製品は修理に出すなどして長く使いましょう。

● 職場におけるリサイクルを推進しましょう。

- ・ 廃棄物は、リユース（再使用）やリサイクル（再生利用）できないかを考えたうえで、処理しましょう。
- ・ ごみ分別回収ボックスを設置し、分別回収を徹底しましょう。
- ・ 空き缶や古新聞、段ボールなどの資源ごみは資源回収に出しましょう。
- ・ 包装紙、紙箱、雑誌、本などの雑多な紙も分別しましょう。
- ・ 包装紙はたたんで、ダイレクトメールなどは中身をそのまま雑誌にはさんで、封筒はセロハンを除いて一緒に出しましょう。
- ・ レシートや名刺、メモ書きなどの細かな紙類は、大きめの封筒に保管後、雑誌と一緒に出しましょう。
- ・ 小型の紙箱は開いてビニール類を取り除き、紙ひもでまとめて出しましょう。
- ・ 不用品な事務用品などは、バザーやフリーマーケットなどを活用し、再使用を図りましょう。
- ・ 機密文書は、古紙のリサイクルルートを活用するように努めましょう。

● 事業系ごみの適正処理に努めましょう。

- ・ 廃棄物などは法令などを遵守し、排出者の責任において適正に処理しましょう。

(4) 車を利用するときに

● 低公害車などの環境負荷の少ない車の導入に努めましょう。

- ・ 社用車として、ハイブリッド自動車などの低公害車や、より環境負荷の少ない自動車を積極的に導入しましょう。

● 環境に配慮した運転（エコドライブ）などの実践に努めましょう。

- ・ 不要なアイドリングはやめましょう。
- ・ 急発進、急加速、空ぶかし、スピードの出し過ぎ運転はやめましょう。
- ・ 不要な荷物は載せないようにしましょう。
- ・ 自動車の整備点検はこまめにしましょう。



● **自動車の使用をできるだけ控えるように努めましょう。**

- ・出張などでは、自動車利用は控え、できるだけ公共交通機関を利用しましょう。
- ・近距離のときは、徒歩や自転車を利用しましょう。
- ・同じ方向への移動のときは、調整して相乗りするなどして車の使用を控えましょう。
- ・社内におけるノーマイカーデーなどを実践しましょう。

(5) 事務所・工場などを建設するときや管理するときに

● **周辺の自然環境や景観などに配慮した建築を推進しましょう。**

- ・工場などを設置するときは、周辺の自然環境や景観に十分配慮しましょう。
- ・近隣への日照などに配慮しましょう。
- ・看板などの設置に際しては、周囲に与える影響に配慮しましょう。

● **省エネルギー型や新エネルギー型の建築に努めましょう。**

- ・効率的な空調システムを採用しましょう。
- ・省電力照明機器を採用しましょう。
- ・断熱・通風性などに配慮した設備の導入を進めましょう。
- ・太陽光利用システムなどの自然エネルギーの導入を進めましょう。
- ・太陽光を上手に取り込み、省エネルギーにつながる建築にしましょう。
- ・工場排熱など事業から出る未利用エネルギーを熱回収し、有効利用を進めましょう。
- ・環境に負荷の少ない建築素材などの活用に努めましょう。
- ・省エネ診断や ESCO 事業を活用し、事業所全体の省エネルギーに努めましょう。

● **透水性の確保に努めましょう。**

- ・敷地内の土の面を確保し、雨水を地下浸透させましょう。
- ・駐車場などは、透水性舗装にしましょう。

● **污水排水処理施設などの整備と適正管理に努めましょう。**

- ・下水道などが整備された地区では、速やかに接続しましょう。
- ・下水道未整備地区については、浄化槽などを設置しましょう。
- ・下水道の污水柵や浄化槽は定期的に点検・清掃しましょう。

3 事業活動における環境配慮指針

● **工場や事業場の緑化に努めましょう。**

- ・工場など敷地内の緑化を進めましょう。
- ・ベランダや屋上の壁面緑化を進めましょう。

● **屋外照明の適正化に配慮しましょう。**

- ・光害を防止するため、照明の時間帯、場所、照明方法に配慮するなど屋外照明の適正化を進めましょう。

(6) 悪臭や騒音・振動などをなくすために

● **工場や事業場における悪臭防止対策の徹底に努めましょう。**

- ・臭気を発生する施設は、密閉性の高い建屋内に収納するとともに、高効率の脱臭装置を設置しましょう。

● **社用車両などの騒音や振動の防止を徹底しましょう。**

- ・自動車やオートバイの空ぶかしや不要なアイドリングはやめましょう。
- ・トラックなどの大型車を使用するときは、走行時間帯や速度などを定め、周囲への騒音や振動に十分注意しましょう。
- ・バックブザーの音量は、近隣民家の迷惑にならない程度にしましょう。

● **工場や事業場における騒音や振動の防止に努めましょう。**

- ・防音施設などを整備しましょう。
- ・低騒音、低振動型の機器を導入しましょう。
- ・場内放送設備や、騒音・振動発生施設・機器などの管理を徹底しましょう。

● **周囲に配慮した除雪に努めましょう。**

- ・集めた雪を隣地や道路に捨てないようにしましょう。
- ・地域の除雪活動への協力を努めましょう。
- ・作業時などに騒音や悪臭などを発生させないよう職員などへの技術的指導を徹底しましょう。



(7) 自然とふれあい、文化を育むために

● 自然の重要性を認識しましょう。

- ・ 事業所周辺の地形、地質などの自然環境の特性を把握しましょう。
- ・ 事業所周辺の動植物の分布について把握しましょう。
- ・ 大気浄化機能や水源涵養機能など自然の持つ公益的機能の重要性を認識しましょう。

● 自然環境に配慮した事業活動を推進しましょう。

- ・ 事業活動にともなう、地域の自然環境への負荷を最小限に抑えましょう。
- ・ 事業の実施にあたっては、事業の実施時や実施後の環境への影響を予測・評価し、適切な対策を行いましょう。
- ・ 自然の減少につながるような事業活動を行う場合には、代替措置として植林や他の地域での自然回復に努めましょう。
- ・ 事業所内外の動植物を保護しましょう。
- ・ 市や環境活動団体が行う自然環境保全施策に協力しましょう。

● 自然環境保全活動への協力を努めましょう。

- ・ 市や環境活動団体などが実施する自然観察会や自然環境調査などへの協力や参加に心がけましょう。
- ・ 自然とふれあうレクリエーション事業を開催しましょう。

● 里山などの緑化に対する協力や支援に努めましょう。

- ・ 里山の管理に対する協力や支援に努めましょう。
- ・ 緑化基金や地域における緑化運動などへの協力や支援を心がけましょう。
- ・ 緑地協定を結んで緑化に協力しましょう。

● 地域の歴史や文化的遺産の保全と継承に努めましょう。

- ・ 歴史的・文化的遺産の保全に協力・支援しましょう。
- ・ 地域の祭りやイベントに参加・協力し、地域の活性化に貢献しましょう。
- ・ 地域の郷土芸能の保全と継承に協力や支援しましょう。
- ・ 歴史や文化の香るまちづくりに参加・協力しましょう。

3 事業活動における環境配慮指針

(8) 地球環境を良くするために

- **事業活動における二酸化炭素など温室効果ガスの排出抑制に努めましょう。**
 - ・工場や事業所などにおける省資源や省エネルギー対策に取り組み、温室効果ガスの排出削減に努めましょう。
 - ・冷暖房による二酸化炭素の排出削減に努めましょう。
 - ・工場や事業場などでの新エネルギーの導入を進めましょう。
 - ・原材料の調達過程や製造・輸送過程での温室効果ガスの排出抑制に努めましょう。

- **二酸化炭素の吸収源としての森林の保全と創出に努めましょう。**
 - ・地域や地球規模での森林の保全と創出に努めましょう。
 - ・地域の森林や緑地の保全と創出に参加・協力しましょう。

- **地球環境保全のための技術開発を推進しましょう。**
 - ・大気汚染、水質汚濁など公害防止技術の研究開発を進めましょう。
 - ・地球温暖化防止などの環境保全技術の開発を進めましょう。

- **地球環境に配慮した事業活動に努めましょう。**
 - ・海外進出時は、十分な環境保全対策や環境配慮を実践しましょう。

- **酸性雨原因物質の排出抑制に努めましょう。**
 - ・硫酸酸化物や窒素酸化物対策を進めましょう。

(9) 一歩進んだ環境配慮を実践するために

- **職場における環境教育の推進に努めましょう。**
 - ・職場における環境教育を実施しましょう。
 - ・環境保全についての専門的な知識や資格を持った人材を育成しましょう。

- **市や NPO などが行う環境学習会などへの協力に努めましょう。**
 - ・市や環境活動団体などが主催する環境学習会へ参加し、環境活動に関する情報交換の場を活用しましょう。



- ・市や環境活動団体などが主催する環境学習会などへ協力や支援を行いましょう。

● **職場における環境保全活動を推進しましょう。**

- ・職場でできる環境保全活動を実践してみましょう。
- ・環境保全活動を企画し、地域貢献に努めましょう。

● **地域の環境保全活動を推進しましょう。**

- ・地域で行う環境保全活動への参加や支援を行いましょう。
- ・環境保全のための基金に協力しましょう。
- ・緑を守る運動、河川の水質改善に関する活動などに参加・協力しましょう。

● **環境管理体制を整備し、環境に配慮した事業活動を推進しましょう。**

- ・環境情報を広く公表しましょう。
- ・環境に配慮した行動に関するマニュアルや指針を作成しましょう。
- ・環境保全に関する基本方針や行動指針を定めましょう。
- ・環境保全のための担当部署や専任者を設置しましょう。
- ・事業の計画段階で環境への影響を検討しましょう。
- ・事業実施後の環境への影響を把握し、必要に応じ、適切な対策を行いましょう。
- ・環境マネジメントシステムの導入により環境負荷の低減に努めましょう。
- ・環境報告書やホームページなどで、積極的に環境活動事例などの情報を公開しましょう。

3 事業活動における環境配慮指針

2 工場・事業場などで（業種別）

(1) 農林業

● 環境保全型の農林業の推進に努めましょう。

- ・ 水源涵養機能を高めるようにしましょう。
- ・ 田畑や自然林などの良好な景観を保全しましょう。
- ・ 動植物の生息環境の維持に努めましょう。
- ・ 稲わらや生ごみの堆肥化などを活用した有機栽培を進めましょう。
- ・ 農薬や化学肥料の使用を減らしましょう。
- ・ 悪臭発生防止のため、堆肥などをきちんと管理しましょう。
- ・ 多様な森林づくりをしましょう。
- ・ 森林は、植栽や施肥、枝打ちなどを実施し、適正に管理しましょう。

● 農業や林業からの産業廃棄物の有効利用と適正処理に努めましょう。

- ・ ビニールハウスの資材などの廃棄物は自家焼却せず、適正に処理しましょう。
- ・ 再資源化できるものについては、再資源化しましょう。
- ・ 伐採で生じる木屑などは堆肥化するなど、有効利用しましょう。
- ・ 再資源化できないものについては、適正処理しましょう。
- ・ 稲わらや剪定枝など、農林業の廃棄物の野外焼却はやめ、適正に処理しましょう。

● 農地などや森林の有効活用と交流の推進に努めましょう。

- ・ 消費者に、環境保全型農業をPRしましょう。
- ・ ボランティア活動などの受け入れなど、市街地住民などとの交流を進めましょう。
- ・ 森林浴などの推進に努めましょう。

(2) 建設業、鉱業

● 自然環境や景観にやさしい建築物づくりの推進に努めましょう。

- ・ 環境共生型住宅の開発及び普及拡大に努めましょう。
- ・ 環境に配慮した設計をし、周辺の緑化を図りましょう。
- ・ 高層の建物の建設時は、日照や景観に与える影響を検証しましょう。



- ・省エネルギー型の建築物づくりを進めましょう。
 - ・太陽光利用システム・自然換気などの自然エネルギーの導入を進めましょう。
 - ・排熱を冷暖房や給湯の熱に利用するようなエネルギー供給システムの導入を進めましょう。
 - ・建築物などの色彩や形状などが周辺の景観と調和するようにしましょう。
 - ・建築物の長寿命化やリフォーム志向型設計の採用に努めましょう。
- **工事などにもなう廃棄物の再生利用や適正処理に努めましょう。**
- ・環境に負荷の少ない建築資材などの活用に努めましょう。
 - ・再資源化が可能な建設副産物や廃棄物の再生利用など、資源の有効活用に努めましょう。
 - ・効率的な建設を行い、工程から発生する廃棄物の抑制に努めましょう。
 - ・型枠用熱帯木材などの使用を削減しましょう。
 - ・廃材や鉄筋などの廃棄物は、適正に処理しましょう。
- **工事などにもなう粉じんや騒音・振動の発生防止に努めましょう。**
- ・建設工事などを実施するときは、騒音・振動が少なかったり、排ガス対策がとられたりしている建設機材などを使用しましょう。
 - ・周辺の住民から苦情がでないよう工事などの内容を住民に説明し、理解を得られるようにしましょう。
- **自然環境や景観に配慮した資源の採掘に努めましょう。**
- ・自然環境や景観、周辺地域に十分配慮した採掘場の選定に努めましょう。
 - ・貴重な動植物や地質などの情報収集を行い、保全に努めましょう。
 - ・水質汚濁などの公害や災害発生の少ない工法を用いましょう。
- **地域住民への安全対策を徹底しましょう。**
- ・管理体制を確立して安全対策を徹底しましょう。
 - ・緊急時対策を徹底し、地域住民の安全性に十分配慮しましょう。
 - ・周辺自治体との連携強化に努めましょう。

3 事業活動における環境配慮指針

(3) 製造業

● 環境にやさしい製品の開発や製造に努めましょう。

- ・ エコマーク、グリーンマークなどの環境ラベルの製品の開発や製造に努めましょう。
- ・ 再生紙を利用した製品の開発や製造に努めましょう。
- ・ 省エネルギー型の電化製品などの開発や製造に努めましょう。
- ・ 自然界で分解される素材を活かした製品の開発や製造に努めましょう。
- ・ 重金属や有害化学物質の少ない環境にやさしい製品の開発や製造に努めましょう。

● ごみの減量化や再資源化に適した製品の開発や製造に努めましょう。

- ・ 分解や解体しやすくリサイクル（再生利用）が容易な素材で製品の開発や製造に努めましょう。
- ・ ごみになる量が少ない製品の開発や製造に努めましょう。
- ・ 部品の共通規格化や交換化、長期間の保管など、持続的に使用可能な製品の開発に努めましょう。
- ・ 修理が可能で長持ちする製品をつくりましょう。
- ・ 詰め替え可能な製品の開発や製造に努めましょう。
- ・ 製品の梱包に際してはリサイクル（再生利用）しやすい梱包材を活用しましょう。

● 製造工程における環境配慮の推進に努めましょう。

- ・ 製造工程から排出される廃棄物の減量や再資源化に努めましょう。
- ・ 製造工程の効率化、排熱の有効利用など省エネルギー対策を進めましょう。
- ・ 廃棄物を資源として利用する産業と協力しましょう。
- ・ ライフサイクルアセスメントを導入し、事業活動における環境への負荷の把握、低減に努めましょう。
- ・ 製造工程で使用する化学物質などは適正に管理し、廃棄するときは適正に処理しましょう。
- ・ 低騒音・低振動型の機器を導入しましょう。
- ・ 未利用エネルギーや自然エネルギーを活用しましょう。
- ・ 原料や部材の調達段階にも環境配慮の視点を導入しましょう。

● 大気汚染防止対策の充実に努めましょう。

- ・ 揮発性有機化合物（VOC）の発生を抑制し、光化学スモッグの発生を防止しましょう。
- ・ 大気汚染の防止に係る高効率な設備の導入や環境負荷の少ない燃料への転換などに努めましょう。
- ・ 施設の管理を徹底しましょう。



- ・作業時などに大気汚染を発生させないよう職員などへの技術的指導を徹底しましょう。
- ・大気汚染防止のための測定や調査・研究を推進しましょう。

● **水質汚濁防止のための排水処理や浄化対策の推進に努めましょう。**

- ・排水の管理体制を整備しましょう。
- ・排水処理施設の整備充実を図るとともに、定期的な排水の水質調査を実施しましょう。
- ・地下水汚染防止のための排水対策や油などの流出などの事故がないよう、排水汚濁防止体制を整えましょう。

● **工場・事業場における悪臭防止対策の徹底に努めましょう。**

- ・臭気を発生する施設は、密閉性の高い建屋内に収納するとともに、適切な処理装置の導入など、悪臭の発生防止を図りましょう。
- ・作業時などに悪臭を発生させないよう職員などへの技術的指導を徹底しましょう。
- ・社内外の状況を確認するなどして、悪臭防止のための調査・研究を推進しましょう。

● **地域住民への安全対策を徹底しましょう。**

- ・管理体制を確立して安全対策を徹底しましょう。
- ・緊急時対策を徹底し、地域住民の安全性に十分配慮しましょう。
- ・周辺自治体との連携強化に努めましょう。

(4) 卸売・小売、飲食業

● **環境にやさしい商品などの販売に努めましょう。**

- ・エコマークやグリーンマークなどの環境ラベルの製品の販売を進めましょう。
- ・地場産や有機栽培の農作物をすすんで販売しましょう。
- ・リサイクル製品や省エネ商品の販売を進めましょう。
- ・動植物の輸入や販売などをするときには、貴重な野生生物の保護に十分注意しましょう。

● **容器包装の減量化とリサイクルを推進しましょう。**

- ・包装紙や使い捨て容器の使用を減らし、過剰包装を控えましょう。
- ・詰め替え売りや量り売りなどに努めましょう。
- ・トレイやペットボトルなどの分別回収ボックスを設置しましょう。

3 事業活動における環境配慮指針

- ・チラシやポスター、包装材などに再生紙を使用しましょう。
- ・使用済みの段ボール箱を再資源化しましょう。
- ・マイバッグやマイバスケット、ふろしきなどの使用を進め、レジ袋の削減に努めましょう。
- ・廃棄物処理の担当者を置きましょう。
- ・廃棄物の保管場所を設置し、きちんと管理しましょう。

● 飲食におけるごみの減量化やリサイクルに努めましょう。

- ・割り箸や食べ残し、調理くず、廃食用油などを分別し、再生利用を進めましょう。
- ・生ごみの発生を抑えるために、食材の効率的な利用を図るほか、生産数や入荷数を適正化するなどしましょう。
- ・飲食店では食べ残しを減らすため、食事の分量に配慮するようにしましょう。

● 周囲の環境に配慮した事業活動に努めましょう。

- ・深夜や早朝の配送車からの騒音に十分注意しましょう。
- ・看板や建物などは、周辺の景観に十分注意しましょう。
- ・ネオンや照明などは、最小限にし、使用時間に十分注意しましょう。
- ・拡声器などを使用するときは、音量や時間に十分注意しましょう。

(5) 廃棄物処理業

● 廃棄物の適正処理の徹底に努めましょう。

- ・廃棄物を保管するときは、流出や飛散などがないよう保管基準の遵守を徹底しましょう。
- ・廃棄物処理に関する情報を公開しましょう。
- ・有害物質などの排出抑制に努めましょう。

● 廃棄物の循環を図った処理に努めましょう。

- ・リユース（再使用）が可能なものは、そのまま再使用に努めましょう。
- ・リユース（再使用）ができない場合でも、リサイクル（再生利用）が可能なものは、再生利用に努めましょう。

● 地域住民への安全対策を徹底しましょう。

- ・管理体制を確立して安全対策を徹底しましょう。



- ・緊急時対策を徹底し、地域住民の安全性に十分配慮しましょう。
- ・自治体との連携強化に努めましょう。

(6) エネルギー供給業

● 地球温暖化防止対策を推進しましょう。

- ・環境に負荷の少ない自然エネルギーなどの新エネルギーの研究や開発を進めましょう。
- ・消費者に地球温暖化に関する情報や省エネルギーの方法などの情報提供に努めましょう。

● 地域住民への安全対策を徹底しましょう。

- ・管理体制を確立して安全対策を徹底しましょう。
- ・緊急時対策を徹底し、地域住民の安全性に十分配慮しましょう。
- ・周辺自治体との連携強化に努めましょう。

● 海域環境に配慮した安全対策を徹底しましょう。

- ・油の流出などによる水質汚濁事故が発生しないよう適正な管理に努めましょう。

(7) 運輸・流通業

● 効率的な物流などに努めましょう。

- ・貨物鉄道や海運などの活用による物流の効率化（モーダルシフト）の推進につとめましょう。
- ・共同輸配送を実施するなど、貨物輸送の効率化を進めましょう。
- ・配送システムの情報化、集積化による配送効率の向上を図りましょう。
- ・過積載しないように十分注意しましょう。
- ・輸送車用の最短走行ルートを選定しましょう。

● 低公害車などによる輸送とエコドライブ、アイドリングストップに努めましょう。

- ・低公害車など、より環境に負荷の少ない車を使用しましょう。
- ・荷物の積み卸し時や、時間待ち・客待ち時には、車のエンジンを止め、アイドリングストップを徹底しましょう。
- ・急加速や急発進をしない、適正速度を守るなど、社員へのエコドライブを徹底させましょう。

地域編

地域づくりにおける環境配慮の推進

- 1 地域区分
- 2 地域別環境配慮の基本的方向

●地域編の概要

地域の環境は、山や川、森などの自然のものや、道路、建物などの人工のものまで様々な要素で構成されており、それらは環境面から見た資源（環境資源）として捉えることができます。これらの環境資源を保全し、持続的な活用を図っていくためには、地域の環境特性を把握した上で、適切な環境への配慮を行い、「計画編」で示した環境施策などを効果的に推進していく必要があります。

地域の環境特性に応じた適切な配慮がなされなかった場合は、貴重な自然の喪失や災害、環境汚染などが発生することがあります。その一方で、適切な配慮がなされた場合は、環境資源が適切に保全されるとともに地域環境を以前よりも良好な状態にしていくことが可能となります。

本編は、市内各地域ごとの基本的な環境特性を示すとともに、土地利用などにおける環境配慮のガイドラインとしての役割を担うものです。



地域区分

1 地域区分

地域の区分にあたっては、他の計画との整合性を考慮して、秋田市総合計画に準拠し、以下の7環境地域を設定します。ただし環境面を考慮したため、河川流域境界を用いるなど、一部異なっているところもあります。



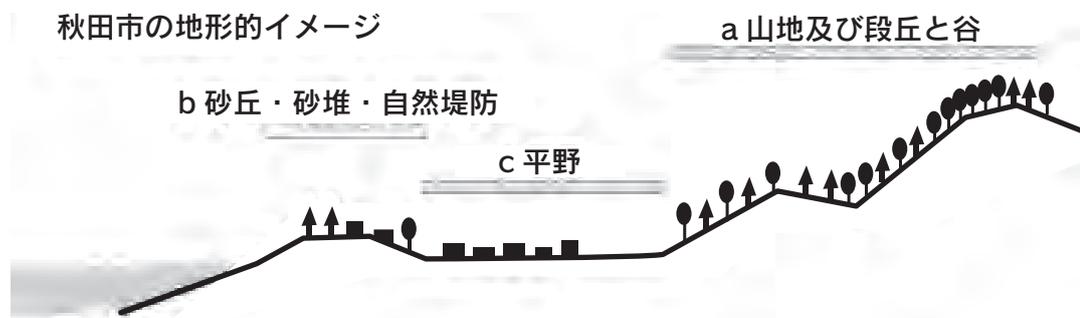


地域名	地域の範囲（住居表示、大字等）
中央環境地域	大町、旭北、旭南、川元、川尻、山王、高陽、保戸野、秋操駅西側の泉、千秋、中通、南通、檜山、茨島、八橋、卸町
東部環境地域	手形、手形山、秋操駅東側の泉、旭川、東通、横森、桜、桜ガ丘、桜台、新藤田、濁川、添川、広面、柳田、山内、仁別、太平、下北手
西部環境地域	新屋（勝平含む）、新屋町、浜田、下浜、豊岩
南部環境地域	牛島東、牛島西、牛島南、前記以外の牛島、大住、仁井田、御所野、御野場、四ツ小屋、上北手、大平台、山手台
北部環境地域	金足、下新城、上新城、飯島、外旭川、港北、土崎港中央、土崎港東、土崎港西、土崎港南、土崎港北、前記以外の土崎港、寺内、将軍野東、将軍野南、前記以外の将軍野
河辺環境地域	河辺赤平、河辺岩見、河辺大沢、河辺大張野、河辺北野田高屋、河辺三内、河辺神内、河辺高岡、河辺戸島、河辺豊成、河辺畑谷、河辺松淵、河辺諸井、河辺和田
雄和環境地域	雄和萱ヶ沢、雄和碓田、雄和神ヶ村、雄和新波、雄和向野、雄和左手子、雄和和繋、雄和女米木、雄和戸賀沢、雄和相川、雄和種沢、雄和平尾島、雄和妙法、雄和石田、雄和平沢、雄和下黒瀬、雄和椿川、雄和田草川、雄和芝野新田

2 地形から見た地域内の地区区分

秋田市の市域の特徴は、地形が多様であり、それが植生の分布をはじめ農地や市街地などの形成に大きく影響していることです。したがって、植生や土地利用が地形ごとにまとまった様相を呈しており、その形状や位置などを把握することが環境への配慮を進めていく上で重要となります。

これらのことから、地形からみた区分を、a 山地及び段丘と谷、b 砂地の砂丘や砂堆・自然堤防、c 標高の低い平野の3つに大別します。



砂堆：河川や潮流、波の作用によって砂が堆積することで形成された地形

段丘：過去の海面・湖面の変動や河川の変遷に伴って形成された階段状の地形

次項の「地域別環境配慮の基本的方向」においては、この大きな地形のまとまりを示して地域内の地区区分とし、その地区ごとに基本的な特性と環境配慮の視点を示しています。

地形など基本的な自然条件の把握は、地形分類図（国土庁調整）、土地利用現況図（国土庁調整）に基づいています。

各地域の人口は、平成 17 年 10 月 1 日の国勢調査から推計した平成 22 年 10 月 1 日現在の数値です。



- a : 山地及び段丘と谷
- b : 砂丘・砂堆・自然堤防
- c : 平野



地域別環境配慮の基本的方向

1 中央環境地域

【位置、面積、人口】



面積	約 17km ² (1.9%)
人口	74,115 人 (平成 22 年 10 月 1 日現在)

【地域の概況】

中央環境地域は、本市における各種機能の中枢をになう市街化地域です。都市基盤が整備されていますが、県都の顔としてより都市求心性を高めるとともに居住環境の充実が求められています。

秋田駅周辺については、駅東地区から中通・大町・山王地区までの連続性を考慮した地下自動車道が整備されるなど、中心市街地の活性化やにぎわいづくりのための事業が進められています。

また、本市を代表する憩いの場として千秋公園の整備が進められ、まちの魅力を高めるための取組が行われてきています。

山王地区は、官公庁街を中心に周辺の八橋運動公園と連動しながら、整然とした空間として整備が進められてきています。

旭北、旭南、川尻、高陽、保戸野、八橋、泉、南通、檜山、茨島地区などの住宅地については、良好な居住環境の保全が求められています。

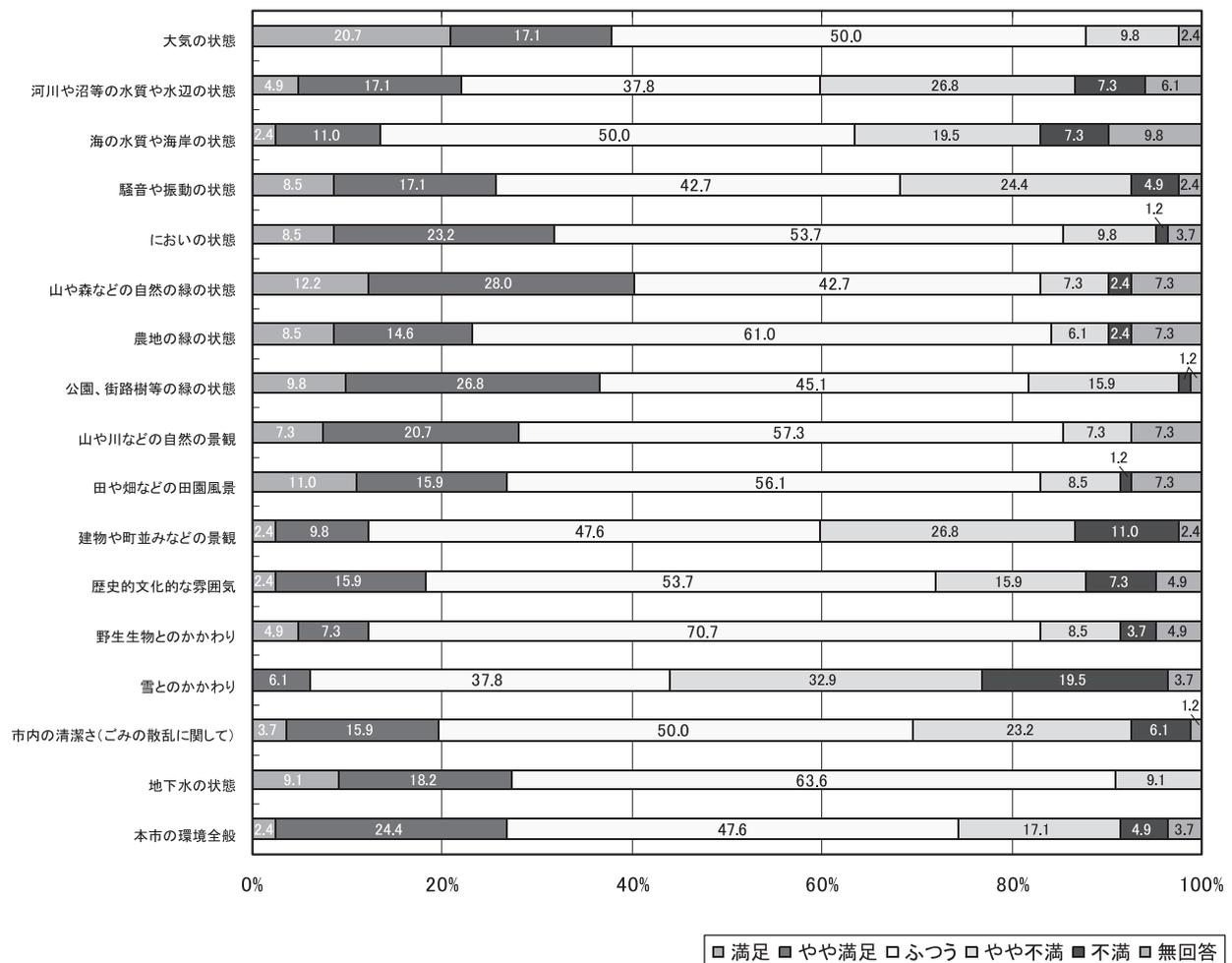


【地域住民の地域環境に対する意識】

本計画の改定にあたって、平成 23 年 8 月に実施した市民を対象とした意識調査によると、本地域の住民の環境に対する意識で満足・やや満足が高い値を示した項目は、「山や森などの自然の緑の状態」「大気の状態」「公園、街路樹等の緑の状態」などで、逆に不満・やや不満とした項目は、市内共通の項目である「雪との関わり」の他、「建物や街並みなどの景観」「河川や沼等の水質や水辺の状態」でした。

これは、本地域が商業施設や事業所の多い市街化区域にあることから、建物や街並みなどの景観に対する関心が高いこと、水質の良好な旭川や千秋公園のお堀はあるものの水に親しむための施設が少ないことなどが影響しているものと思われます。

環境に対する満足度(中央環境地域)



2 地域別環境配慮の基本的方向

【基本的な自然条件と環境配慮】

中央環境地域には、過去に何度も河川が流路を変え、瀧や湖沼を形成していた標高の低い平野（1c）が広がっています。その中で、千秋公園の小さな山地地形（1a）や、いくつかの砂堆・自然堤防（1b）が島状に分布しています。





1a 中央環境地域段丘地区：小さな段丘の地区

■ 全体的な配慮の方向

都心の都市空間において貴重な千秋公園の景観や快適性への配慮が特に望まれます。

基本的な特性	環境配慮の視点
<ul style="list-style-type: none"> ●地盤、水系関連 <ul style="list-style-type: none"> ・島状の段丘で、段丘際には極めて急な斜面が分布し、災害関連の指定がされています。 ・周囲を囲む市街地からの景観上重要な地形です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・斜面崩壊の災害防止 ・特徴的な景観の保全
<ul style="list-style-type: none"> ●植生関連 <ul style="list-style-type: none"> ・水辺もある都心の公園で、自然林が分布しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然の連続性やまとまりの保全 ・都市空間の安全性や快適性の向上 ・緑化等による自然との共生
<ul style="list-style-type: none"> ●その他 <ul style="list-style-type: none"> ・城跡としての歴史があり文化財も集まっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的環境の保全

1b 中央環境地域砂堆地区：砂堆・自然堤防で構成される地区

■ 全体的な配慮の方向

都心付近における良好な住環境形成への配慮が特に望まれます。

基本的な特性	環境配慮の視点
<ul style="list-style-type: none"> ●地盤、水系関連 <ul style="list-style-type: none"> ・雨水が浸透しやすく、乾燥、安定した砂地の地盤が主体です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水地下浸透機能の保全
<ul style="list-style-type: none"> ●植生関連 <ul style="list-style-type: none"> ・植生は乏しくほぼ全域が宅地です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市空間の安全性や快適性の向上 ・緑化等による自然との共生
<ul style="list-style-type: none"> ●その他 <ul style="list-style-type: none"> ・秋田市の都心市街地で建物の密度が高く、高層のビルやマンションも多く集まっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車公害、事故、災害の防止 ・施設の安全性や快適性の向上と良好な景観の形成

1c 中央環境地域低地地区：標高の低い平野を主とする地区

■ 全体的な配慮の方向

被害が大きくなりやすい都心市街地の水害や軟弱地盤への配慮が特に望まれます。

基本的な特性	環境配慮の視点
<ul style="list-style-type: none"> ●地盤、水系関連 <ul style="list-style-type: none"> ・全体に標高が極めて低く、軟弱な沖積層が厚く堆積しています。 ・市街地を草生津川、旭川が旧雄物川へ流れています。 ・地下水が豊かで水位が高くなっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫、軟弱地盤、液状化による災害の防止 ・雨水貯留機能の向上 ・河川・池の水質や機能の保全
<ul style="list-style-type: none"> ●植生関連 <ul style="list-style-type: none"> ・植生は乏しくほぼ全域が宅地です。 ・雄物川は水辺と特有の植生が相まって、多様な生態系を形成しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市空間の安全性や快適性の向上 ・緑化等による自然との共生 ・湿地・水辺生態系の保全
<ul style="list-style-type: none"> ●その他 <ul style="list-style-type: none"> ・秋田市の都心市街地で建物の密度が高く、高層のビルやマンションも多く集まっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車公害、事故、災害の防止 ・施設の安全性や快適性の向上と良好な景観の形成

2 地域別環境配慮の基本的方向

2 東部環境地域

【位置、面積、人口】



面積	約 167km ² (18.4%)
人口	64,734 人 (平成 22 年 10 月 1 日現在)

【地域の概況】

東部環境地域は、東に山地が広がり、市街地においては、周辺の緑豊かな環境が活かされるとともに、居住性の高いまちが整備されてきています。

このうち、秋田駅周辺については、駅西側と一体となった開発が進められつつあり、本市の東玄関として、各種整備事業などの実施により都市機能の充実が図られてきています。

中心部に近接する手形、旭川、東通、横森、桜、新藤田、広面地区等の住宅地については、下水道や道路などの基盤整備により、居住環境の向上が図られてきています。中でも、秋田大学やノースアジア大学の周辺地区は良好な学園都市として、大学と調和したまちづくりが進められてきています。

添川、柳田、下北手地区などの周辺の農業地域については、農道等生産基盤の整備が進められる一方で宅地化も進められてきています。

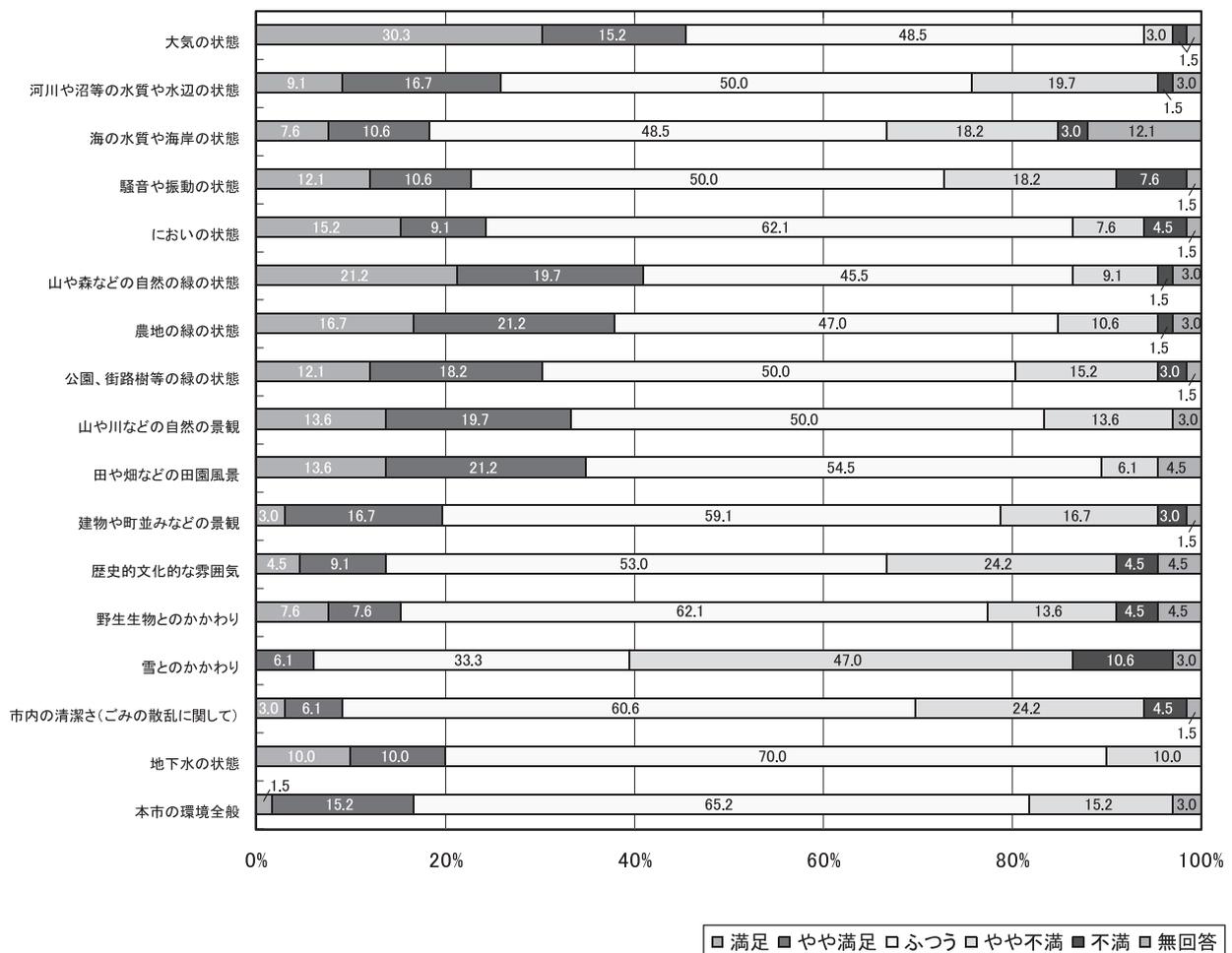
山内、仁別、太平地区は豊かな自然が保たれており、農用地のほか観光・レクリエーションの場としての活用も図られてきています。



【地域住民の地域環境に対する意識】

本地域の住民の環境に対する意識で満足・やや満足が高い値を示した項目は、「大気の状態」「山や森などの自然の緑の状態」「農地の緑の状態」などで、逆に不満・やや不満とした項目は「雪との関わり」「歴史的文化的な雰囲気」でした。また、「騒音や振動の状態」「ごみの散乱に関して」についてはやや不満、不満が満足、やや満足を上回っており、これは本地域が、駅の東側周辺の市街地から郊外・山地にまでわたる地域のためと思われます。

環境に対する満足度(東部環境地域)



2 地域別環境配慮の基本的方向

【基本的な自然条件と環境配慮】

東部環境地域は、東側に広大な山地（2a）が広がる一方、西端には、過去には何度も河川が流路を変え、瀧や湖沼を形成していた標高の低い平野（2c）があります。





2a 東部地域山地地区：険しい斜面と谷（谷底平野）で構成される地区

■全体的な配慮の方向

広大で豊かな森林がもたらす自然生態系や国土保全機能への配慮と、河川下流域の災害防止や水環境への配慮が望まれます。

基本的な特性	環境配慮の視点
<p>●地盤、水系関連</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川沿いに細長い谷が形成され、谷際や河川の最上流一帯には極めて急な斜面が分布し、全体的に災害関連の指定が多数されています。 ・雄物川に流入する旭川水系、太平川水系の上流域及び源流域です。 ・谷を利用してため池が多く設けられています。 ・長滝、金山滝、鶏鳴滝、不動滝、仁別渓谷は重要な景観地形です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・斜面崩壊、土石流、氾濫等による災害防止 ・国土保全機能の向上 ・河川下流域の災害防止や水環境の保全 ・河川・池の水質や機能の保全 ・特徴的な自然景観の保全
<p>●植生関連</p> <ul style="list-style-type: none"> ・斜面の半分程度はスギ植林ですが、太平山をはじめ最上流域には自然林や二次林の他貴重な植生も多く分布し、原始的で多様な生態系を形成しています。 ・最上流の自然林一帯は国有林や太平山県立自然公園で、市有林も多数あります。 ・谷は水田に利用され、小さな宅地が点在し、一部に水辺特有の植生が分布しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・原生性や多様性の保全 ・自然の連続性やまとまりの保全 ・森林の国土・環境保全機能の向上 ・水田の国土・環境保全機能の向上 ・湿地・水辺生態系の保全
<p>●その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旭川の仁別付近にはレジャー施設等が集まっています。 ・その他に主な施設としては、秋田自動車道及び秋田中央IC、ゴルフ場があります。 ・簡易水道などの水源があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車公害・事故、災害の防止 ・施設の安全性や快適性の向上と良好な景観の形成 ・水道の水質、水量の保全

2c 東部地域低地地区：標高の低い平野を主とする地区

■全体的な配慮の方向

市街地や下流の中央地域及び南部地域における水害や軟弱地盤への配慮が望まれます。

基本的な特性	環境配慮の視点
<p>●地盤、水系関連</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体に標高が極めて低く、軟弱な沖積層が厚く堆積しています。 ・市街を旭川、太平川などが中央地域及び南部地域へ流れています。 ・地下水が豊かで水位が高くなっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫、軟弱地盤、液状化、斜面崩壊（隣接する山地）による災害の防止 ・河川・池の水質や機能の保全 ・雨水貯留機能の向上
<p>●植生関連</p> <ul style="list-style-type: none"> ・植生は乏しく全体に比較的新しい宅地が広がり、都心へ連続しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市空間の安全性や快適性の向上 ・緑化等による自然との共生
<p>●その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秋田駅やJR 奥羽本線の東側に位置しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車公害、事故、災害の防止

2 地域別環境配慮の基本的方向

3 西部環境地域

【位置、面積、人口】



面積	約 83km ² (9.2%)
人口	36,862 人 (平成 22 年 10 月 1 日現在)

【地域の概況】

西部環境地域は、日本海と雄物川や旧雄物川に挟まれた砂丘・丘陵地が南北に延び、古くからの商工業地と住宅地域が形成され、産業や生活の基盤整備が進められてきています。さらに南には、山地が広がっています。

このうち向浜地区については、工業専用地域として活用が図られ、勝平地区は、住宅地域として整備が進められています。また、海岸部においては、大規模な風力発電施設が設置されています。

新屋、浜田地区については、秋田公立美術工芸短期大学、大森山公園・動物園、大川端带状近隣公園などが整備されるとともに、良好な居住環境の整備も進められてきています。

豊岩、下浜地区においては、豊かな自然とともに、優良な農地が保全され、生活基盤の整備や環境に配慮した工業団地の整備も図られてきています。

また、下浜地区等の海岸部は、海水浴場として活用されています。

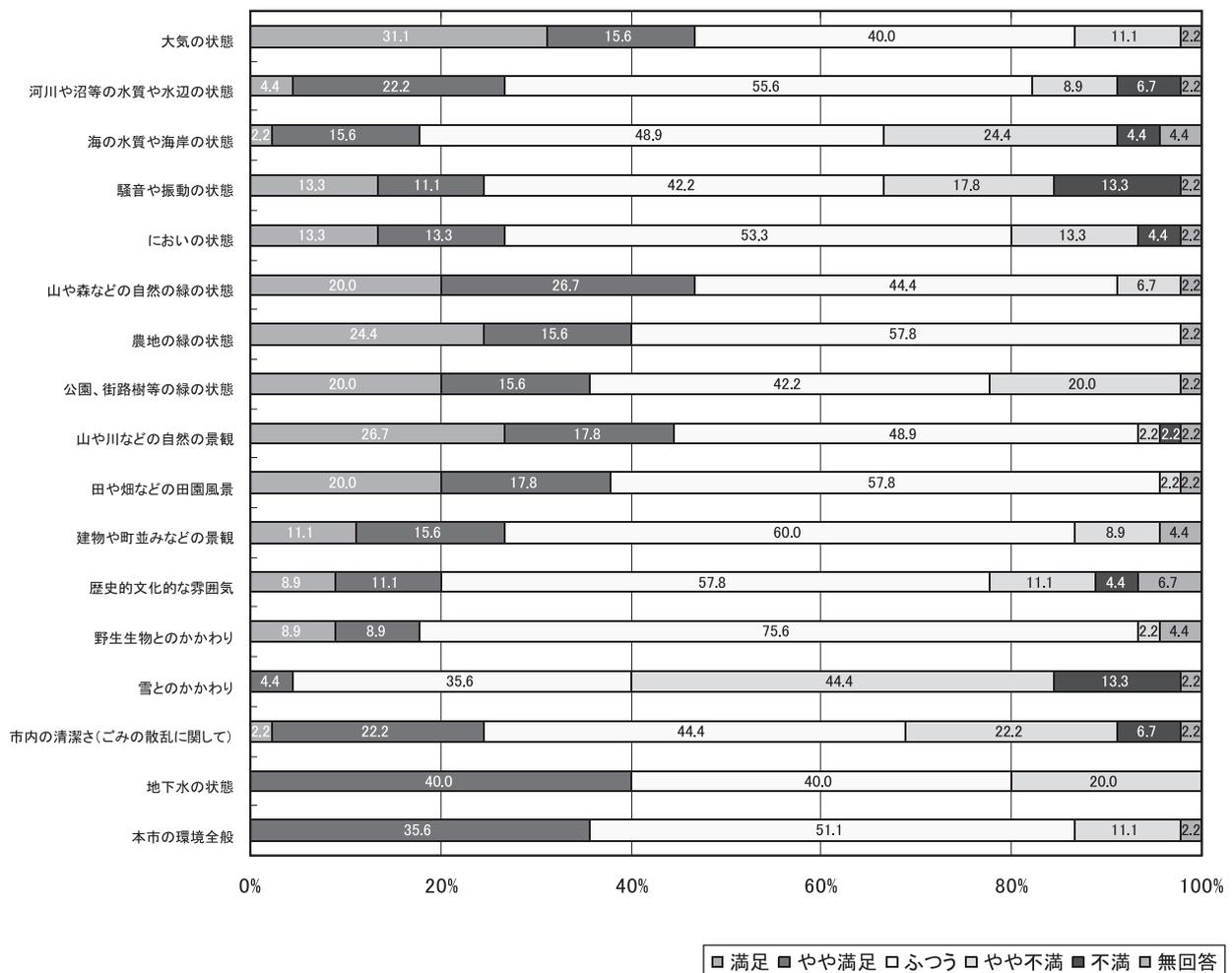


【地域住民の地域環境に対する意識】

本地域の住民の環境に対する意識で満足・やや満足が高い値を示した項目は、「大気の状態」「山や森などの自然の緑の状態」「山や川などの自然の景観」で、逆に不満・やや不満とした項目は、「雪との関わり」「騒音や振動の状態」「海の水質や海岸の状態」「ごみの散乱に関して」でした。

本地域では、「騒音や振動の状態」についての不満が高くなっていますが、これは、住宅地が工業地帯や主要幹線道路に近接している地域があることなども一因と思われます。また、「海の水質や海岸の状態」や「ごみの散乱に関して」についての不満が比較的高い値を示しており、これは、海水浴場ともなっている海浜が、漂着物により汚れが目立つこと、近郊の山地に不法投棄が多いことなどが原因と思われます。

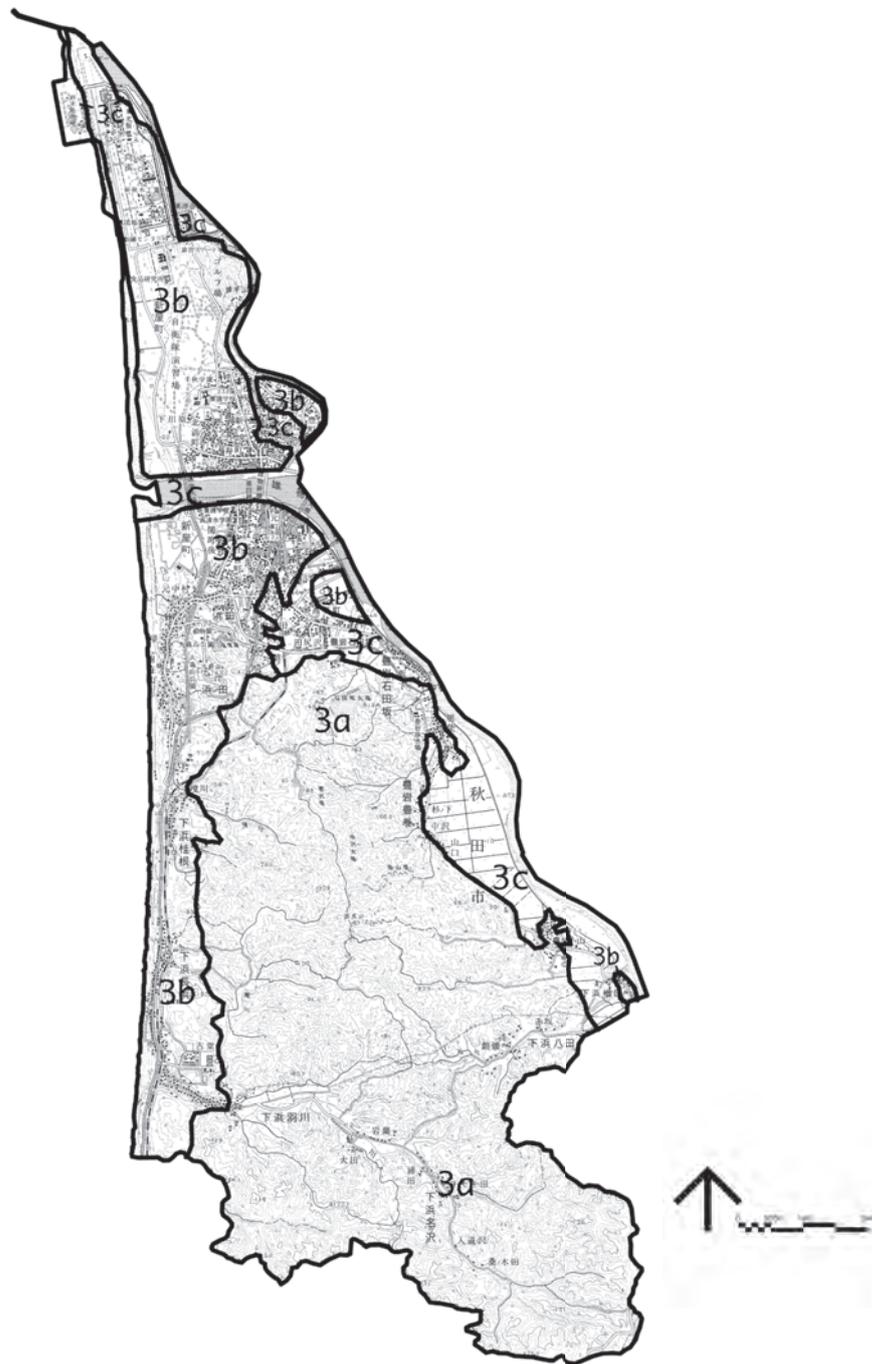
環境に対する満足度(西部環境地域)



2 地域別環境配慮の基本的方向

【基本的な自然条件と環境配慮】

西部環境地域の南には山地（3a）が広がり、西の日本海沿岸には大規模な砂丘（3b）が広がっています。東の雄物川に沿って標高の低い平野（3c）が延びており、その中にはいくつかの砂堆・自然堤防（3b）が島状に分布しています。



3a 西部環境地域山地地区：斜面と谷（谷底平野）で構成される地区

■全体的な配慮の方向

恵み豊かな里山の景観と多様な自然生態系への配慮が特に望まれます。

基本的な特性	環境配慮の視点
<ul style="list-style-type: none"> ●地盤、水系関連 <ul style="list-style-type: none"> ・河川沿いに細長い谷が形成され、谷際には極めて急な斜面が分布し、災害関連の指定が多数されています。 ・雄物川に流入する小河川と、日本海へ流入する小河川の上流域および源流域です。 ・谷を利用してため池が多数設けられています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・斜面崩壊、土石流、氾濫等による災害防止 ・国土保全機能の向上 ・河川下流域の災害防止と水環境の保全 ・河川・池の水質や機能の保全
<ul style="list-style-type: none"> ●植生関連 <ul style="list-style-type: none"> ・斜面にはスギ植林、クロマツ植林と二次林が混在し、自然林も点在して、里山の多様な生態系を形成しています。 ・市有林が多数あります。 ・谷は水田に利用され、小さな宅地が点在し、水辺特有の植生が多数分布しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然の連続性やまとまりと多様性の保全 ・森林の国土・環境保全機能の向上 ・水田の国土・環境保全機能の向上 ・湿地・水辺生態系の保全
<ul style="list-style-type: none"> ●その他 <ul style="list-style-type: none"> ・簡易水道などの水源があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水道の水質、水量の保全

3b 西部環境地域砂丘・砂堆地区：日本海沿岸の砂丘を主とする地区

■全体的な配慮の方向

日本海に臨む広大な砂丘の景観と砂丘特有の自然生態系への配慮が特に望まれます。

基本的な特性	環境配慮の視点
<ul style="list-style-type: none"> ●地盤、水系関連 <ul style="list-style-type: none"> ・雨水が浸透しやすく、乾燥、安定した砂地の地盤が主体で、沿岸特有の強風や飛び砂があります。 ・いくつかの小河川が日本海へ流れています。 ・一部に小規模な低湿地が形成され、公園である塩曳瀧と大森山は重要な景観地形です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・沿岸の強風、飛び砂等の被害防止 ・雨水地下浸透機能の保全 ・河川・池の水質や機能の保全 ・特徴的な自然景観の保全
<ul style="list-style-type: none"> ●植生関連 <ul style="list-style-type: none"> ・雄物川右岸では宅地が大半ですが、クロマツ植林と砂丘特有の植生もまとまって分布します。 ・雄物川左岸では宅地にクロマツ植林などが混在し、山地地区の森林と連続し、一部に水辺特有の植生が分布しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・造林の目的に応じた適切な利用と管理 ・自然の連続性やまとまりの保全 ・湿地・水辺生態系の保全 ・森林の国土・環境保全機能の向上
<ul style="list-style-type: none"> ●その他 <ul style="list-style-type: none"> ・主な施設としては、秋田港など大規模な運輸・工業施設があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車公害、事故、災害の防止 ・施設の安全性や快適性の向上と良好な景観の形成

2 地域別環境配慮の基本的方向

3c 西部環境地域低地地区：標高の低い平野を主とする地区

■全体的な配慮の方向

雄大な雄物川の自然生態系や水質、景観への配慮と市街地の水害や軟弱地盤への配慮が望まれます。

基本的な特性	環境配慮の視点
<ul style="list-style-type: none"> ●地盤、水系関連 <ul style="list-style-type: none"> ・ほぼ全域が低い平野で、河川や湖沼の変遷を繰り返しており、軟弱な沖積層が厚く堆積しています。 ・旧雄物川河口付近は秋田港の埋立地となっていますが、それ以外の日本海沿岸は長大な砂浜です。 ・雄物川、旧雄物川の他多数の小河川や用水路が流れています。 ・地下水が豊かで水位が高くなっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫、軟弱地盤、液状化による災害の防止 ・雨水貯留機能の向上 ・河川・池の水質や機能の保全
<ul style="list-style-type: none"> ●植生関連 <ul style="list-style-type: none"> ・雄物川右岸は、大半が宅地です。 ・雄物川左岸には水田が広がり、水辺と特有の植生が相まって多様な生態系を形成しています。 ・日本海沿岸の砂浜には砂丘特有の植生が分布します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水田の国土・環境保全機能の向上 ・湿地・水辺生態系の保全 ・都市空間の安全性や快適性の向上 ・緑化等による自然との共生 ・砂浜の保全
<ul style="list-style-type: none"> ●その他 <ul style="list-style-type: none"> ・旧雄物川河口付近は土崎港、重要港湾の秋田港として歴史が長い地区です。 ・雄物川に上水道や簡易水道などの水源があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車公害、事故、災害の防止 ・施設の安全性や快適性の向上と良好な景観の形成 ・歴史的環境の保全 ・水道の水質、水量の保全

4 南部環境地域

【位置、面積、人口】



面積	約 47km ² (5.2%)
人口	50,166 人 (平成 22 年 10 月 1 日現在)

【地域の概況】

南部環境地域は、東に丘陵地、西に平野が広がり、住宅地として整備が進められてきているとともに、高速道との結節点としての機能を活かした利便性の高いまちづくりが図られてきています。

御所野地区の秋田新都市については、将来を見据えた職・住接近の良好な市街地として整備が進められてきています。また、地区内では大型ショッピングセンターや中央地区老人福祉総合エリアなど施設の充実が図られてきています。

牛島、大住地区については、中央地域と隣接する利便性の高い立地条件を活かし、宅地開発が進められてきたほか、隣接する仁井田、御野場地区についても、住環境の整備が図られています。

四ツ小屋、上北手地区の農業地域については、生産基盤の整備が進められるとともに居住環境の向上にむけた取組が行われてきています。また、上北手地区の横山金足線沿いにおいては、急速に開発が進むとともに、総合病院の立地など都市基盤の整備が図られてきています。

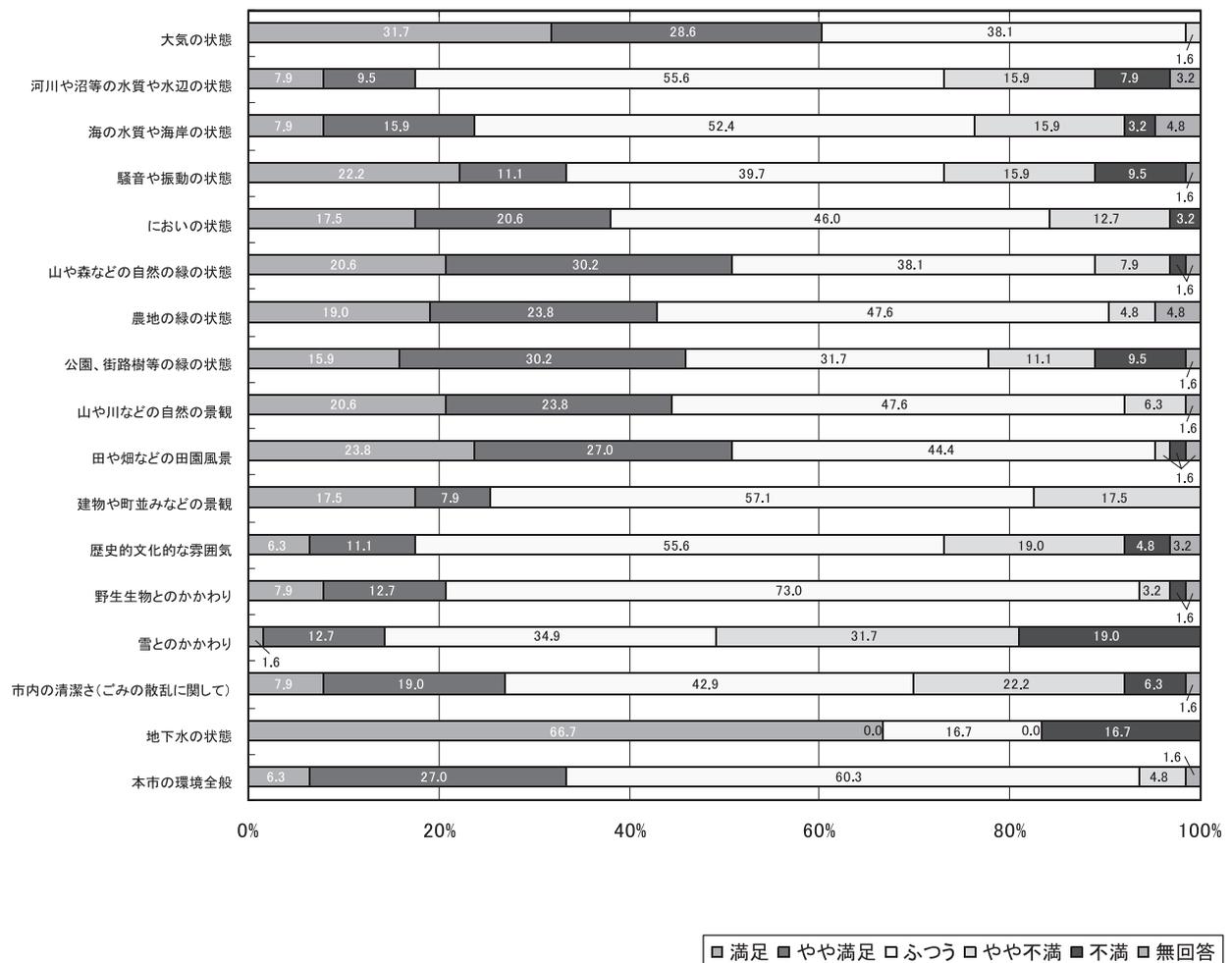
2 地域別環境配慮の基本的方向

【地域住民の地域環境に対する意識】

本地域の住民の環境に対する意識で満足・やや満足が高い値を示した項目は、他の地域と同様に「大気の状態」、「山や森などの自然の緑の状態」、「田や畑などの田園風景」で、逆に不満・やや不満とした項目は「雪との関わり」、「ごみの散乱に関して」、「騒音や振動の状態」、「河川や沼等の水質や水辺の状態」、「歴史的文化的な雰囲気」でした。

本地域には自然が残されており、「田や畑などの田園風景」、「山や川などの自然の景観」、「農地の緑の状態」に対する満足度の割合が高い（4割以上）一方で、開発が進んだためか「騒音や振動の状態」、「歴史的文化的な雰囲気」についての不満・やや不満が比較的高くなっています。

環境に対する満足度(南部環境地域)





【基本的な自然条件と環境配慮】

南部環境地域の東には比較的穏やかな山地（4a）が広がり、西半分には過去には何度も河川が流路を変え、瀧や湖沼を形成していた標高の低い平野（4c）が広がっています。平野の中にはいくつかの 砂堆・自然堤防（4b）が島状に分布しています。



2 地域別環境配慮の基本的方向

4a 南部環境地域山地地区：斜面、段丘と谷（谷底平野）で構成される地区

■全体的な配慮の方向

良好な住環境を支える里山の景観と、河川下流域の災害防止や水環境への配慮が特に望まれます。

基本的な特性	環境配慮の視点
<ul style="list-style-type: none"> ●地盤、水系関連 <ul style="list-style-type: none"> ・河川沿いに細長い谷が形成され、谷際には極めて急な斜面が分布し、災害関連の指定が多数されています。 ・雄物川に流入する大戸川水系、猿田川水系の上流域及び源流域です。 ・谷を利用してため池が多数設けられています。 ・地区の一角を占める岩見川右岸段丘は景観上重要な地形です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・斜面崩壊、土石流、氾濫等による災害防止 ・国土保全機能の向上 ・河川下流域の災害防止や水環境の保全 ・河川・池の水質や機能の保全 ・段丘上の雨水地下浸透機能の保全 ・特徴的な自然景観の保全
<ul style="list-style-type: none"> ●植生関連 <ul style="list-style-type: none"> ・斜面にはスギ植林と二次林が混在し、里山の多様な生態系を形成しています。 ・谷は水田に利用され、一部に水辺特有の植生が分布しています。 ・段丘は大規模な宅地化が進んでいます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然の連続性やまとまりと多様性の保全 ・森林の国土・環境保全機能の向上 ・水田の国土・環境保全機能の向上 ・湿地・水辺生態系の保全
<ul style="list-style-type: none"> ●その他 <ul style="list-style-type: none"> ・主な施設としては、秋田自動車道および秋田南 IC、工業団地があります。 ・簡易水道などの水源があります。 ・埋蔵遺跡があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車公害、事故、災害の防止 ・施設の安全性や快適性の向上と良好な景観の形成 ・水道の水質、水量の保全 ・歴史的環境の保全

4b 南部環境地域砂堆地区：砂堆・自然堤防で構成される地区

■全体的な配慮の方向

田園風景の中の良好な住環境形成への配慮が望まれます。

基本的な特性	環境配慮の視点
<ul style="list-style-type: none"> ●地盤、水系関連 <ul style="list-style-type: none"> ・雨水が浸透しやすく、乾燥、安定した砂地の地盤が主体です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水地下浸透機能の保全
<ul style="list-style-type: none"> ●植生関連 <ul style="list-style-type: none"> ・植生は乏しくほぼ全域が宅地です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市空間の安全性や快適性の向上 ・緑化等による自然との共生



4c 南部環境地域低地地区：標高の低い平野を主とする地区

■ 全体的な配慮の方向

雄大な雄物川の自然生態系や水質、景観への配慮と、市街地の水害や軟弱地盤への配慮が特に望まれます。

基本的な特性	環境配慮の視点
<ul style="list-style-type: none">●地盤、水系関連<ul style="list-style-type: none">・全体に標高が極めて低く、軟弱な沖積層が厚く堆積しています。・雄物川、猿田川の他多数の小河川、用水路が流れています。・地下水が豊かで水位が高くなっています。	<ul style="list-style-type: none">・氾濫、軟弱地盤、液状化、斜面崩壊（隣接する山地）による災害の防止・雨水貯留機能の向上・河川・池の水質や機能の保全
<ul style="list-style-type: none">●植生関連<ul style="list-style-type: none">・水田と宅地がほぼ半分ずつを占めています。・雄物川は水辺と特有の植生が相まって、多様な生態系を形成しています。	<ul style="list-style-type: none">・水田の国土・環境保全機能の向上・湿地・水辺生態系の保全・都市空間の安全性や快適性の向上・緑化等による自然との共生
<ul style="list-style-type: none">●その他<ul style="list-style-type: none">・雄物川に上水道の水源があります。	<ul style="list-style-type: none">・水道の水質、水量の保全

2 地域別環境配慮の基本的方向

5 北部環境地域

【位置、面積、人口】



面積	約 146km ² (16.1%)
人口	81,739 人 (平成 22 年 10 月 1 日現在)

【地域の概況】

北部環境地域は、平野を挟んで、東に山地、西に日本海に面した砂丘が広がり、港を中心とした商工業地域や農業地域、さらに新興住宅地などから形成されています。

土崎地区は古くから日本海に面した拠点として栄えてきました。秋田港周辺の整備により、港と調和したまちづくりが図られており、対岸貿易や海上交通の拠点として、一層の発展が期待されています。

寺内、将軍野地区については、史跡公園として整備されている秋田城跡に隣接する地区として良好な住環境が保持されています。

外旭川地区や飯島地区は、住宅地としての整備が進められてきているほか、飯島地区の臨海部には、大規模工場を中心とした工業団地が整備されています。

金足、上新城地区においては小泉瀉公園や大滝山自然公園などが整備され、憩いとくつろぎの場を提供しています。

下新城地区においては、秋田県立大学が設置され、大学を中心とした若者が集まる拠点としての整備が図られてきています。

外旭川、金足、飯島、下新城地区などの市街化調整区域においては、農用地の整備や住環境の整備が進められてきています。

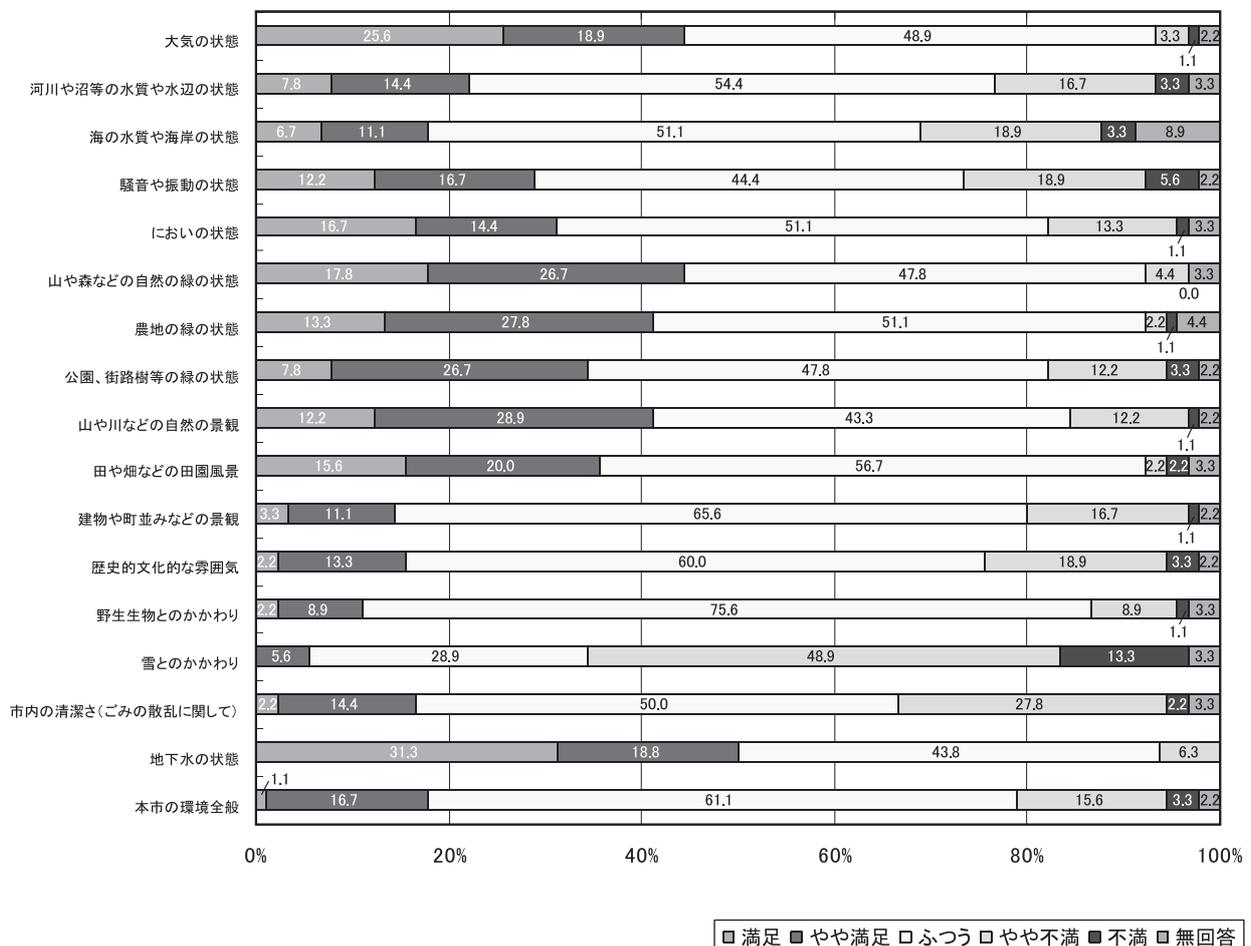


【地域住民の地域環境に対する意識】

本地域の住民の環境に対する意識で満足・やや満足が高い値を示した項目は、他の地域と同様に「大気の状態」「山や森などの自然の緑の状態」「山や川などの自然の景観」「農地の緑の状態」などで、「田や畑などの田園風景」も高い値を示しており、本地域の農業地域としての側面も見受けられます。逆に不満・やや不満とした項目は、「雪との関わり」「ごみの散乱に関して」「海の水質や海岸の状態」「騒音や振動の状態」「歴史的文化的な雰囲気」などでした。

本地域の特徴としては、「海の水質や海岸の状態」についての不満・やや不満が比較的高い値を示しており、これは、本地域では港湾が整備されているものの、市民が水辺に親しめる施設が不足していることが一因と思われます。また、「ごみの散乱に関して」や「騒音や振動の状態」に不満・やや不満が高いのは、海岸線の松林や東の山地に不法投棄が多く見られること、秋田湾工業地帯を有し大規模な工場が立地していること、国道7号線などの幹線道路が地域内を縦断していることなどが考えられます。

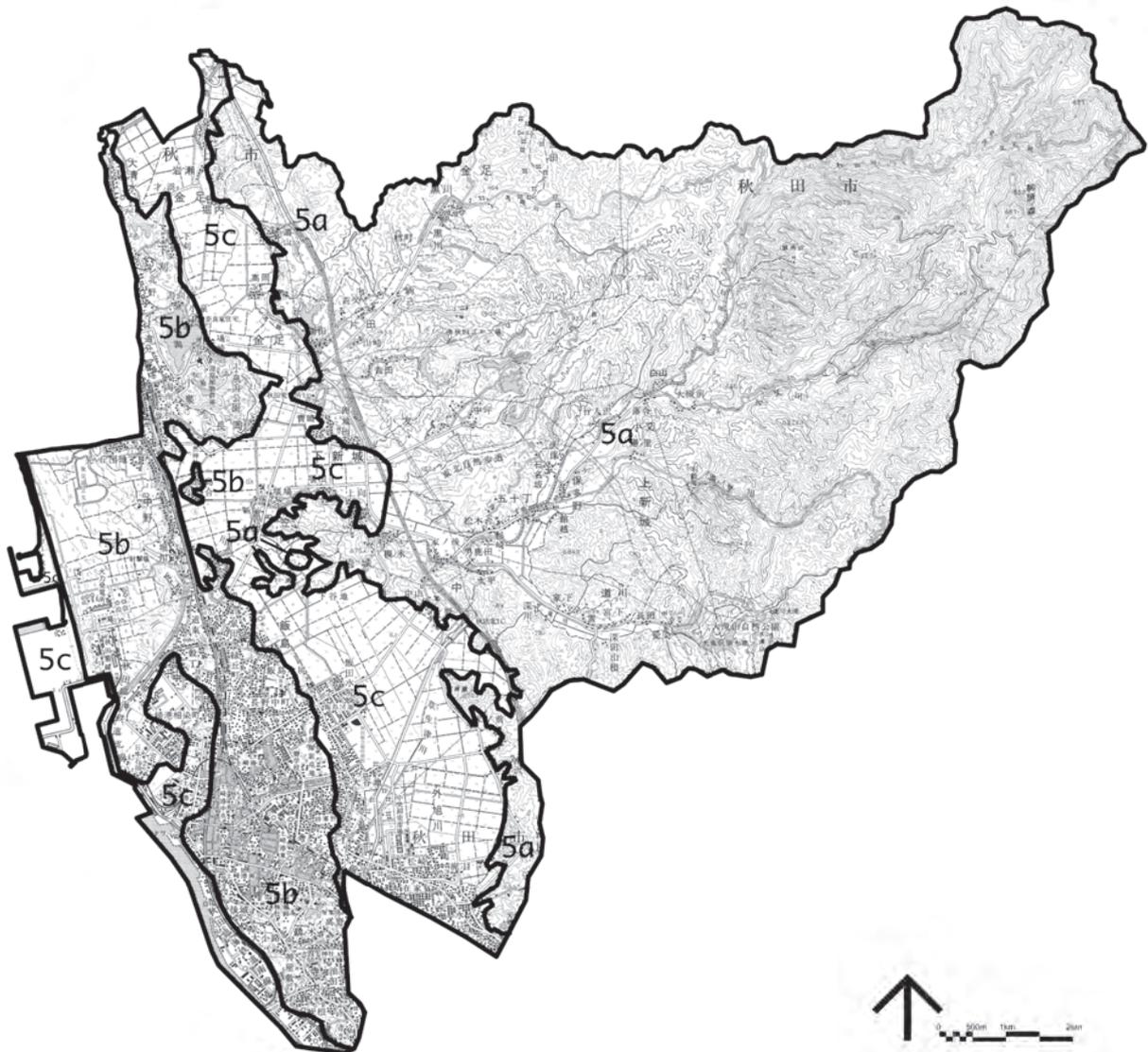
環境に対する満足度(北部環境地域)



2 地域別環境配慮の基本的方向

【基本的な自然条件と環境配慮】

北部環境地域の東には山地（5a）が広がり、西の日本海沿岸には砂丘（5b）が続いています。その間に挟まれて、過去には何度も河川が流路を変え、瀉や湖沼を形成していた標高の低い平野（5c）が広がっています。



5a 北部地域山地地区：険しい斜面と谷（谷底平野）で構成される地区

■ 全体的な配慮の方向

広大で豊かな森林がもたらす自然生態系や国土保全機能と河川下流域の災害防止や水環境への配慮が特に望まれます。

基本的な特性	環境配慮の視点
<p>●地盤、水系関連</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川沿いに細長い谷が形成され、谷際や河川の最上流一帯には極めて急な斜面が分布し、全体的に災害関連の指定が多数されています。 ・八郎瀧に流入する馬踏川水系、旧雄物川に流入する草生津川水系、秋田港に流入する新城川水系の上流域および源流域です。 ・谷を利用してため池が多く設けられています。 ・大滝、不動滝、道川大滝、大滝山は重要な景観地形です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・斜面崩壊、土石流、氾濫等による災害防止 ・国土保全機能の向上 ・河川下流域の災害防止や水環境の保全 ・河川・池の水質や機能の保全 ・特徴的な自然景観の保全
<p>●植生関連</p> <ul style="list-style-type: none"> ・斜面の半分程度はスギ植林ですが、駒頭ノ森や龍馬山をはじめ最上流域には自然林や二次林の他貴重な植生も多く分布し、原生的で多様な生態系を形成しています。 ・最上流域の自然林一帯は国有林で、市有林も多数あります。 ・谷は水田に利用され、小さな宅地が点在し、一部に水辺特有の植生が分布しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・原生性や多様性の保全 ・自然の連続性やまとまりの保全 ・森林の国土・環境保全機能の向上 ・水田の国土・環境保全機能の向上 ・湿地・水辺生態系の保全
<p>●その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な施設としては、ゴルフ場、秋田自動車道および秋田北 IC があります。 ・簡易水道などの水源が多数あります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車公害、事故、災害の防止 ・施設の安全性や快適性の向上と良好な景観の形成 ・水道の水質、水量の保全

2 地域別環境配慮の基本的方向

5b 北部環境地域砂丘・砂堆地区：日本海沿岸の砂丘を主とする地区

■全体的な配慮の方向

日本海に臨む広大な砂丘の景観と砂丘特有の自然生態系への配慮が特に望まれます。

基本的な特性	環境配慮の視点
<p>●地盤、水系関連</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨水が浸透しやすく、乾燥、安定した砂地の地盤が主体で、沿岸特有の強風や飛び砂があります。 ・新城川が秋田港へ流入しています。 ・一部に小規模な谷や低湿地が形成され、中でも男潟、女潟は重要な景観地形です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・沿岸の強風、飛び砂等の被害防止 ・雨水地下浸透機能の保全 ・河川・池の水質や機能の保全 ・特徴的な自然景観の保全
<p>●植生関連</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秋田港の北側には保安林のクロマツ植林が広がっています。 ・男潟、女潟の水辺一帯は水辺と植生が相まって多様な生態系を形成しています。 ・砂丘の大半は宅地に利用されています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・造林の目的に応じた適切な利用と管理 ・自然の連続性やまとまりの保全 ・湿地・水辺生態系の保全 ・森林の国土・環境保全機能の向上
<p>●その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史の長い土崎港の中心市街が広がり、文化財も豊かです。 ・男潟、女潟一帯には公園等の施設が集まっています。 ・簡易水道などの水源があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的環境の保全 ・公園等における自然との共生 ・公園等の安全性や快適性の向上と良好な景観の形成 ・水道の水質、水量の保全

5c 北部環境地域低地地区：標高の低い平野を主とする地区

■全体的な配慮の方向

地域南端の市街地や河川下流域における水害や軟弱地盤への配慮が特に望まれます。

基本的な特性	環境配慮の視点
<p>●地盤、水系関連</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体に標高が極めて低く、軟弱な沖積層が厚く堆積しています。 ・秋田港である旧雄物川河口周辺は埋立地です。 ・旧雄物川、馬踏川、新城川、草生津川や多数の用水路が流れています。 ・地下水が豊かで水位が高くなっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫、軟弱地盤、液状化、斜面崩壊（隣接する山地）による災害の防止 ・河川・池の質や機能の保全 ・雨水貯留機能の向上
<p>●植生関連</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体に水田が広がっていますが、南端は宅地となっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水田の国土・環境保全機能の向上 ・湿地・水辺生態系の保全 ・都市空間の安全性や快適性の向上 ・緑化等による自然との共生
<p>●その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧雄物川河口付近は土崎港、重要港湾の秋田港として歴史が長い街です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車公害、事故、災害の防止 ・施設の安全性や快適性の向上と良好な景観の形成 ・歴史的環境の保全

6 河辺環境地域

【位置、面積、人口】



面積	約 301km ² (33.2%)
人口	9,397 人 (平成 22 年 10 月 1 日現在)

【地域の概況】

河辺環境地域は、岩見川を挟んで周囲を山地に囲まれ、河川の流域に沿って住宅地および農地が形成されています。

このうち、和田地区は国道 13 号線沿線とその周辺に公共施設や商業施設、住宅地が整備されており、岩見川沿いには水田が、大張野の丘陵地には畑作地が広がっています。

戸島地区は岩見川の下流域の平野部で、水田が広がり、北を国道 13 号線が通るとともに、高速道路のジャンクションやインターチェンジが整備され、秋田の南の交通の拠点となっています。また、地区内には七曲工業団地が整備され、各種工場が操業しています。

岩見三内地区においては、豊かな自然が保たれており、北に太平山や白子森等の山地が広がり、岩見川の上流部の三内渓谷や岨谷峡等は、観光・レクリエーション地として活用が図られてきています。

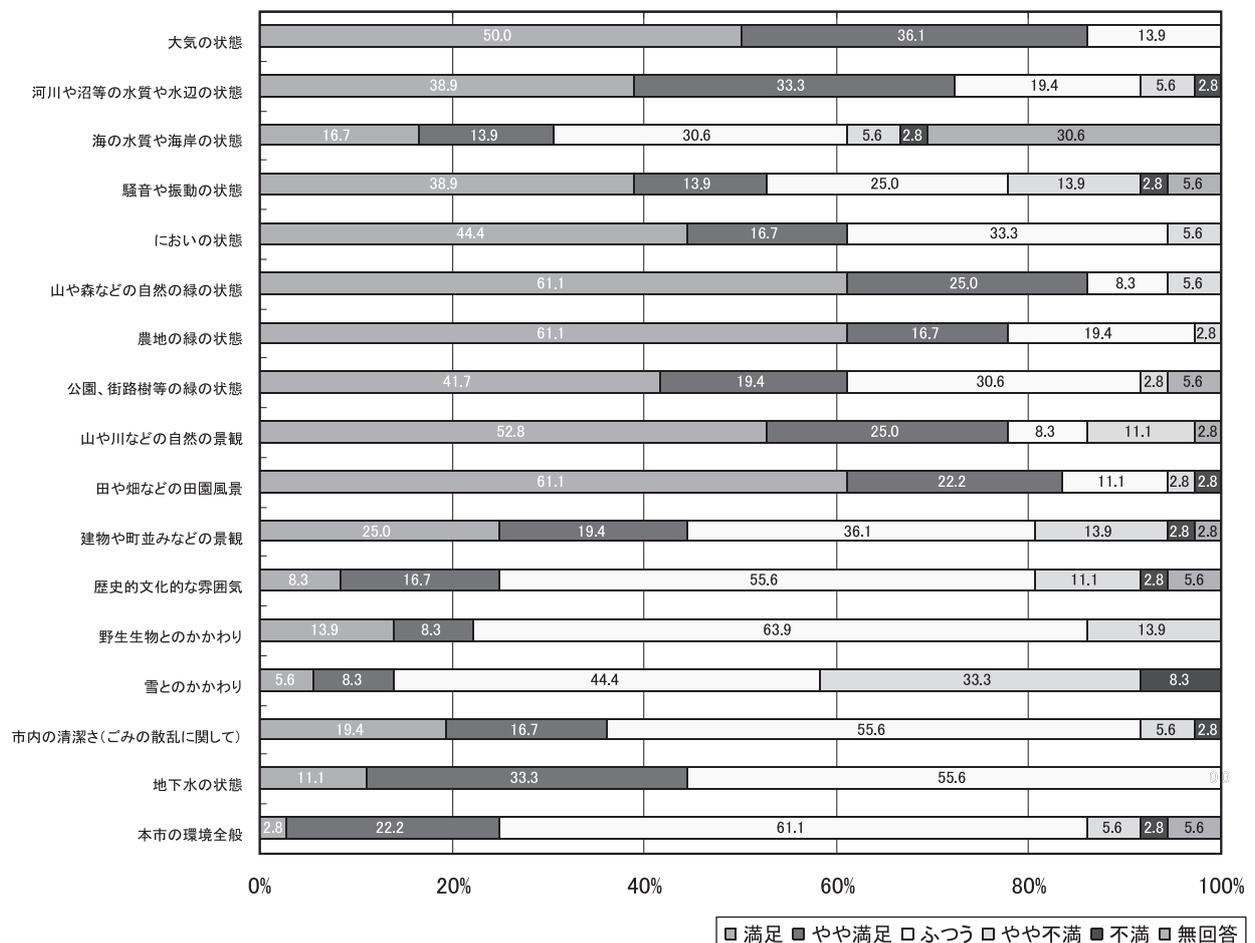
2 地域別環境配慮の基本的方向

【地域住民の地域環境に対する意識】

本地域の住民の環境に対する意識で満足・やや満足が高い値を示した項目は、「大気の状態」、「山や森などの自然の緑の状態」、「田や畑などの田園風景」で8割を超え、ついで「農地の緑の状態」、「山や川などの自然の景観」、「河川や沼等の水質や水辺の状態」も7割以上の高い値を示しています。また、「雪とのかかわり」以外には、不満・やや不満とした高率の項目はなく、本地域は良好な環境が維持されていることがわかります。

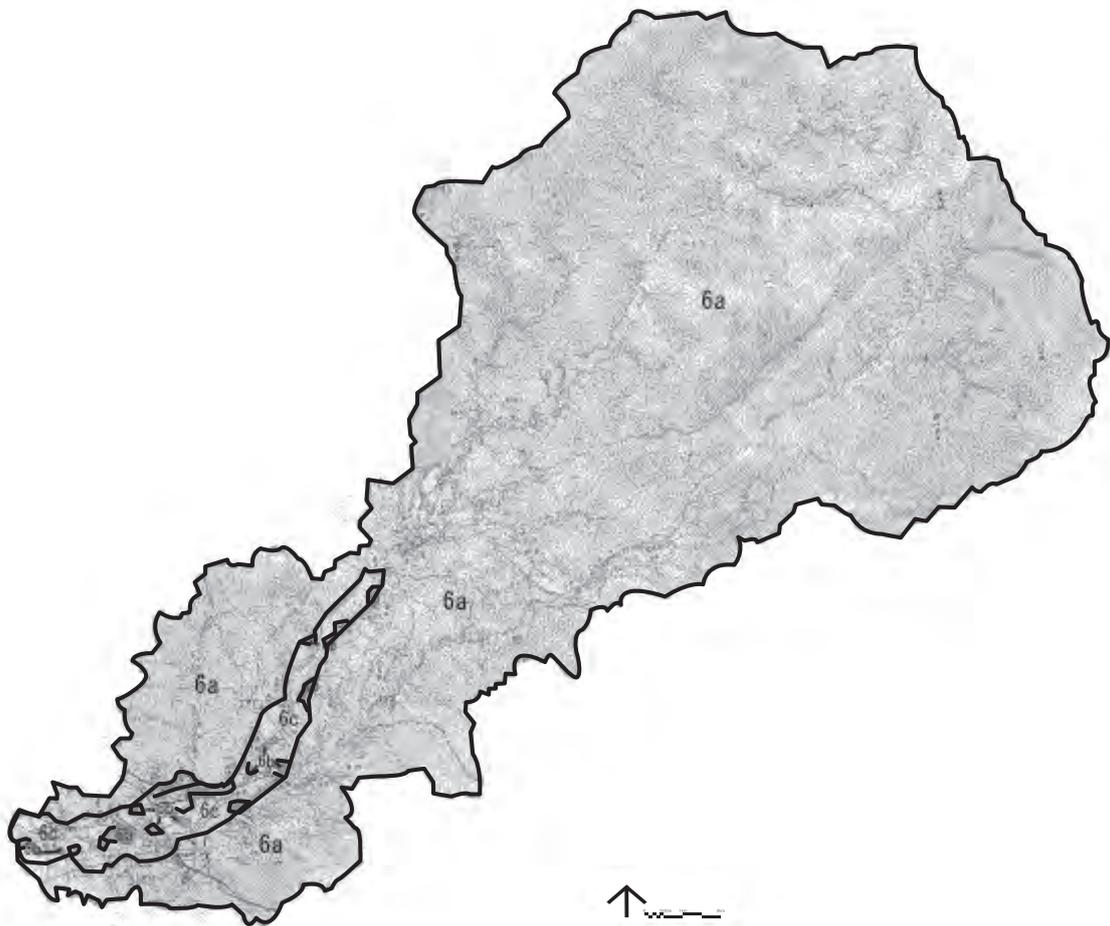
本地域の特徴としては、「大気の状態」や「山や森などの自然の緑の状態」「田や畑などの田園風景」「山や川などの自然の景観」などに対する地域住民の満足度が他の地域に比べ非常に高いことであり、住民の地域環境資源に対する誇りと愛着の深さが伺われます。

環境に対する満足度(河辺環境地域)



【基本的な自然条件と環境配慮】

河辺環境地域の北部は山地（6a）が広がり、岩見川沿いに、過去には何度も河川が流路を変え形成したと考えられる標高の低い平野（6c）が広がっています。



2 地域別環境配慮の基本的方向

6a 河辺環境地域山地地区：険しい斜面と谷（谷底平野）で構成される地区

■全体的な配慮の方向

广大で豊かな森林がもたらす自然生態系や国土保全機能への配慮と、河川下流域の災害防止や水環境への配慮が望まれます。

基本的な特性	環境配慮の視点
<p>●地盤、水系関連</p> <ul style="list-style-type: none"> 河川沿いに細長い谷が形成され、谷際や河川の最上流域一帯には極めて急な斜面が分布し、全体的に災害関連の指定が多数されています。 岩見川水系の源流・上流・中流域でイワナやアユ等の生息域でもあります。 岩見川の流域には複数の農業用水の取水口があります。 三内溪谷、岩見峡、岨谷峡は重要な景観地形です。 	<ul style="list-style-type: none"> 斜面崩壊、土石流、氾濫等による災害防止 国土保全機能の向上 河川下流域の災害防止や水環境の保全 河川・池の水質や機能の保全 特徴的な自然景観の保全
<p>●植生関連</p> <ul style="list-style-type: none"> 斜面の半分程度はスギ植林ですが、最上流域の太平山や白子森をはじめ自然林や二次林の他貴重な植生も多く分布し、原始的で多様な生態系を形成しています。 最上流域の自然林一帯は太平山県立自然公園で、全体的に国有林が多数あります。 谷は水田に利用され、宅地が点在し、一部に水辺特有の植生が分布しています。 	<ul style="list-style-type: none"> 原生性や多様性の保全 自然の連続性やまとまりの保全 森林の国土・環境保全機能の向上 水田の国土・環境保全機能の向上 湿地・水辺生態系の保全
<p>●その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 岩見ダム付近にはレジャー施設があります。 簡易水道などの水源があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 自動車公害、事故、災害の防止 水道の水質、水量の保全

6c 河辺環境地域低地地区：標高の低い平野を主とする地区

■全体的な配慮の方向

岩見川下流における水害や軟弱地盤への配慮が望まれます。

基本的な特性	環境配慮の視点
<p>●地盤、水系関連</p> <ul style="list-style-type: none"> 全体に標高が低く、軟弱な沖積層が厚く堆積しています。 岩見川などが中央環境地域および南部環境地域へ流れています。 地下水が豊かで水位が高くなっています。 	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫、軟弱地盤、液状化、斜面崩壊（隣接する山地）による災害の防止 河川・池の水質や機能の保全 雨水貯留機能の向上
<p>●植生関連</p> <ul style="list-style-type: none"> 全体に水田が広がっていますが、東端は宅地となっています。 	<ul style="list-style-type: none"> 水田の国土・環境保全機能の向上 緑化等による自然との共生
<p>●その他</p> <ul style="list-style-type: none"> JR 奥羽本線や和田駅が中央に位置しています。 その他に主な施設として、秋田自動車道及び日本海沿岸自動車道、河辺 IC があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 自動車公害、事故、災害の防止 施設の安全性や快適性の向上と良好な景観の形成

7 雄和環境地域

【位置、面積、人口】



面積	約 145km ² (16.0%)
人口	7,364 人 (平成 22 年 10 月 1 日現在)

【地域の概況】

雄和環境地域は、雄物川が南北に蛇行して流れ、流域周辺には過去に何度も河川が流路を変え形成したと考えられる瀧や湖沼が点在する水田地帯が広がっており、さらにその東西には山地が広がっています。

このうち、川添地区の平野部においては、農用地の整備や住環境の整備が進められてきています。また、地区内には県立中央公園や国際教養大学の他、公共施設や商業施設、工場等が整備されています。

戸米川地区は、川添地区の上流の雄物川の南西側にあり、高尾山レクリエーション施設が整備され、キャンプやバードウォッチング、植物の観察など自然に親しめる場を提供しています。

種平地区は、川添地区の上流の雄物川の東側にあり、秋田の空の玄関口としての秋田空港が整備されており、雄物川沿いの平野部分では農用地の整備や住環境の整備が進められてきています。

大正寺地区の平野部分においては、農用地の整備や住環境の整備が進められてきており、同地区内の南部には小規模な集落が点在しています。

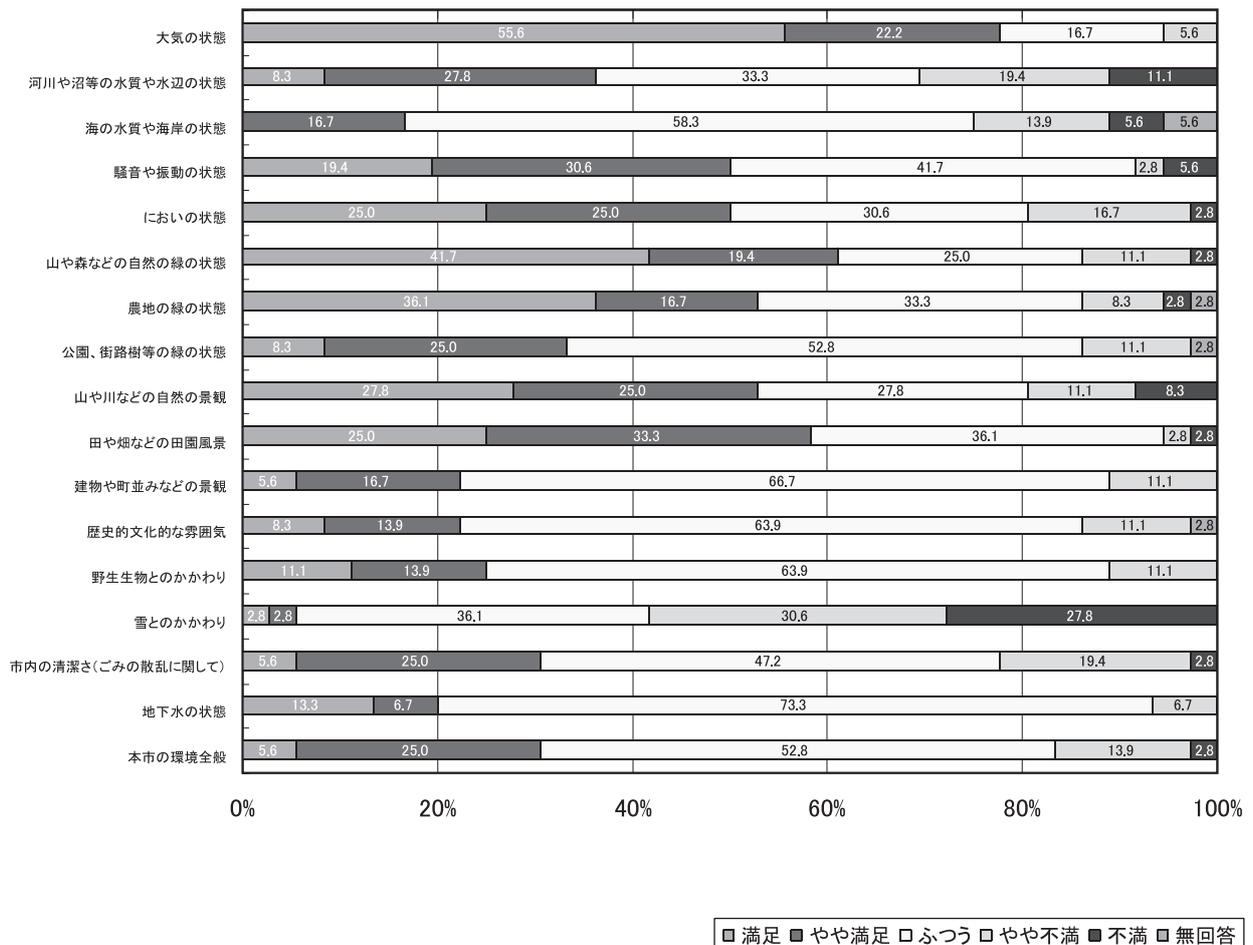
2 地域別環境配慮の基本的方向

【地域住民の地域環境に対する意識】

本地域の住民の環境に対する意識で満足・やや満足が高い値を示した項目は、「大気の状態」、「山や森などの自然の緑の状態」、「田や畑などの田園風景」「農地の緑の状態」「山や川などの自然の景観」で、「雪とのかかわり」や「河川や沼等の水質や水辺の状態」以外では、不満・やや不満とする回答は少なくなっています。

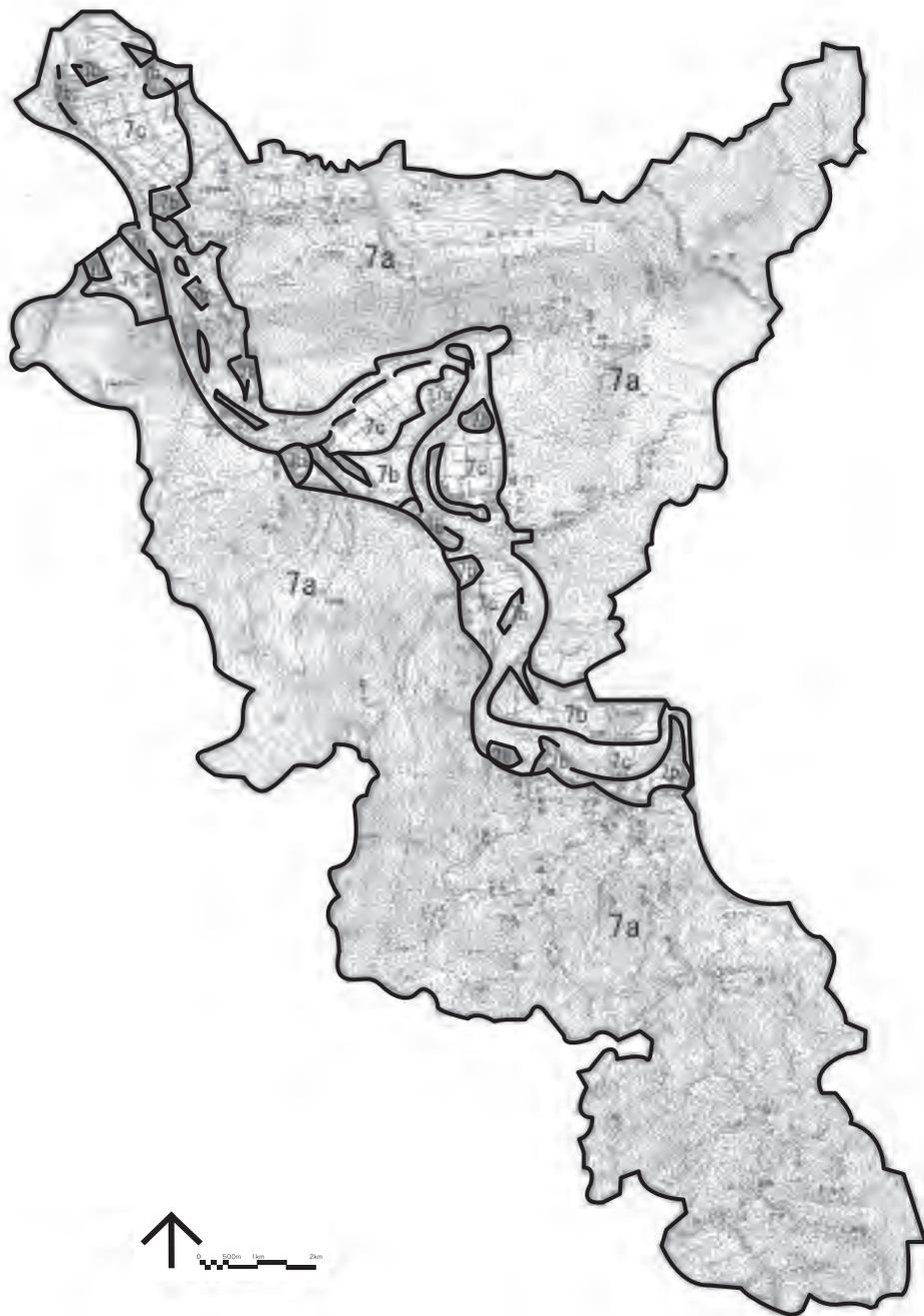
一般的には「ふつう」とする回答が最も多いものの、満足・やや満足とする回答も多く、本地域が自然環境に恵まれていると感じている人が多いことが伺えます。

環境に対する満足度(雄和環境地域)



【基本的な自然条件と環境配慮】

雄物川流域には、過去には何度も河川が流路を変えたと考えられる、潟や湖沼の点在する平野(7c)が広がっており、その周辺には山地(7a)が広がっています。



2 地域別環境配慮の基本的方向

7a 雄和環境地域山地地区：斜面と谷（谷底平野）で構成される地区

■全体的な配慮の方向

恵み豊かな里山の景観と多様な自然生態系への配慮が望まれます。

基本的な特性	環境配慮の視点
<p>●地盤、水系関連</p> <ul style="list-style-type: none"> 河川沿いに細長い谷が形成され、谷際には急な斜面が分布し、災害関連の指定がされています。 雄物川に流入する小河川水系の上・中流域及び源流域です。 谷を利用してため池が多く設けられています。 高尾山は重要な景観地形です。 	<ul style="list-style-type: none"> 斜面崩壊、土石流、氾濫等による災害防止 国土保全機能の向上 河川下流域の災害防止、水環境の保全 河川・池の水質や機能の保全 特徴的な自然景観の保全
<p>●植生関連</p> <ul style="list-style-type: none"> 山林はスギの人工林と広葉樹が混在しています。 谷は水田に利用され、小さな集落や宅地が点在し、一部に水辺特有の植生が分布しています。 	<ul style="list-style-type: none"> 里地里山の保全 自然の連続性やまとまりの保全 森林の国土・環境保全機能の向上 水田の国土・環境保全機能の向上 湿地・水辺生態系の保全
<p>●その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 主な施設として、秋田空港、県立中央運動公園、国際教養大学があります。 簡易水道などの水源が多数あります。 	<ul style="list-style-type: none"> 自動車公害、事故、災害の防止 施設の安全性や快適性の向上と良好な景観の形成 水道の水質、水量の保全

7c 雄和環境地域低地地区：標高の低い平野を主とする地区

■全体的な配慮の方向

雄物川中・下流における水害や軟弱地盤への配慮が望まれます。

基本的な特性	環境配慮の視点
<p>●地盤、水系関連</p> <ul style="list-style-type: none"> 全体に標高が低く、軟弱な沖積層が厚く堆積しています。 雄物川が地域の中心部を西部環境地域および南部環境地域へと流れています。 地下水が豊かで水位が高くなっています。 	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫、軟弱地盤、液状化、斜面崩壊（隣接する山地）による災害の防止 河川・池の水質や機能の保全 雨水貯留機能の向上
<p>●植生関連</p> <ul style="list-style-type: none"> 全体に水田が広がっており、雄物川の流域や山地との境界沿いに農村集落が広がっています。 	<ul style="list-style-type: none"> 水田の国土・環境保全機能の向上 緑化等による自然との共生
<p>●その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本海沿岸自動車道が東西に走り、河辺地域、西部地域に延びています。 	<ul style="list-style-type: none"> 自動車公害、事故、災害の防止

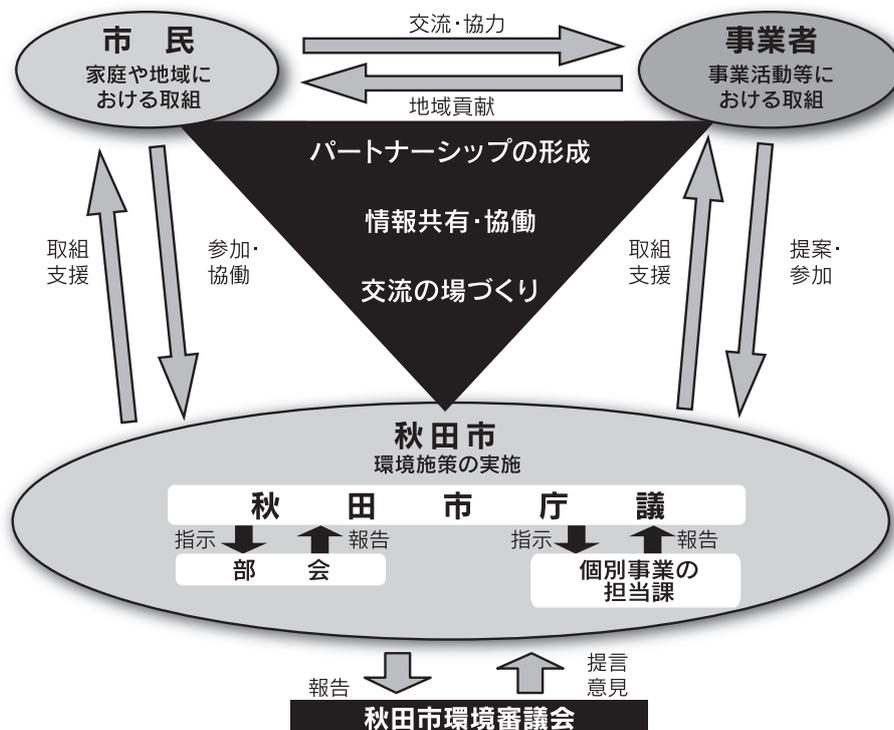
推進編

計画を推進するための仕組み

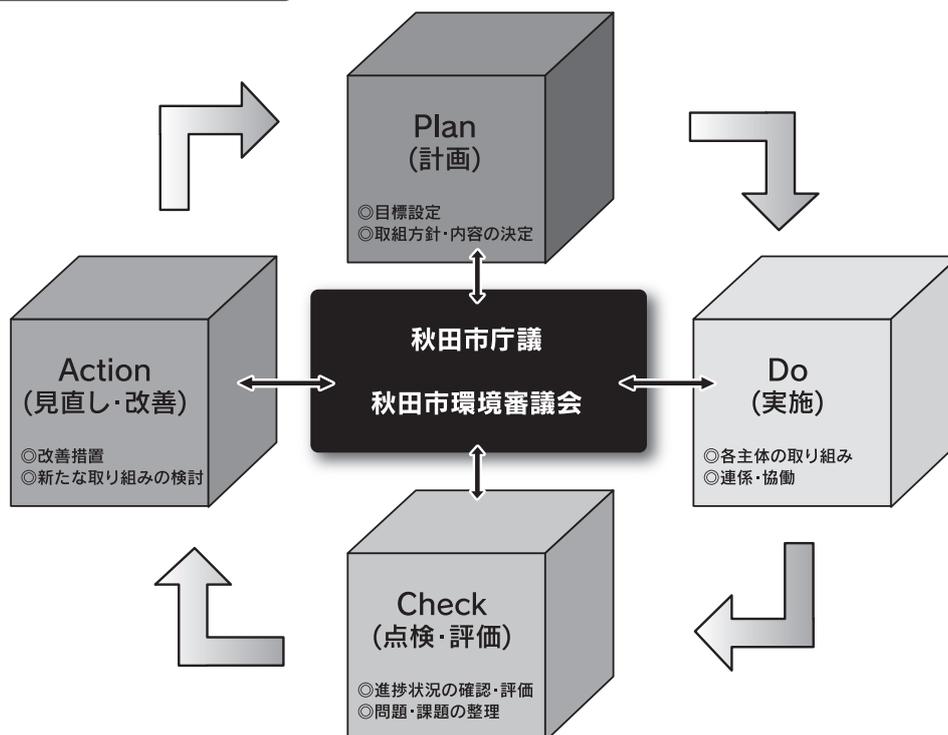
- 1 計画の推進体制
- 2 計画の進行管理

推進体制について

■ 推進体制のイメージ



■ 進行管理のイメージ





1 計画の推進体制

本計画の実効性を高め、効果的な推進を図るためには、この計画が確実に推進される仕組みが必要です。このため、秋田市環境基本条例や環境都市あきた宣言に基づき、市（行政）、事業者、市民が協働しながら、それぞれ役割を自主的に果たすよう推進体制の整備に努めます。

(1) 市の推進体制

市では、重要又は新たな政策に関すること等を審議するために設置された秋田市庁議の中で、環境基本計画の円滑な推進や進行管理、環境に関する各種施策や事業の総合的な調整などを行うこととしています。この他、関係課所室長などで構成する部会を設置し、環境基本計画の推進、進行管理および見直し等について専門的な調査検討を行うこととしています。

(2) 秋田市環境審議会

秋田市環境基本条例の規定に基づき、環境の保全および創造に関する基本的事項について調査審議するための市長の諮問機関として、学識経験者や関係団体の代表者などで構成される秋田市環境審議会を設置しています。市は、環境審議会に対し環境基本計画の策定や変更、推進に関する報告を行うとともに、意見や提言を受け、その反映に努めます。

(3) 事業者、市民との連携・協働体制の整備

①環境情報の共有

環境に関する各種情報の整備を図り、インターネット等を活用した迅速な情報提供等を進め、市民が気軽に活用できるよう努めます。

②協働による環境活動の推進

環境保全活動推進団体への支援策の強化や環境教育・環境学習の場の拡大などを進め、環境に配慮したまちづくりのため、市、事業者、市民の協働による環境活動の推進に努めます。

③交流の場づくり

環境に関する情報や人の交流、専門的な知識を持った人との連携などを図るため、「秋田市環境活動推進協議会」等を活用し、交流の場づくりに努めます。

(4) 広域的な連携の強化

雄物川流域の水質保全など近隣市町村と共通する課題や地球環境問題をはじめとする広域的な対応が必要な問題に対しては、国、県、関係市町村との連携を進め、相互に協力して広域的な視点からの取組を推進します。

2 計画の進行管理

(1) 施策の整合性の確保

市は、環境施策の企画立案や推進にあたって、本計画との整合性を図ります。

(2) 環境指標の設定

環境の状況や環境施策の実施状況を評価するため、環境指標を設定し、計画の効果的な進行管理に努めます。また、環境指標は、計画の推進段階においても実態調査などをもとに見直しするとともに、必要に応じて追加します。

(3) 年次報告書の作成と公表

本市の環境の状況や、本計画に基づいて市が講じた環境施策の実施状況等は、秋田市庁議において点検や評価を行い、秋田市環境審議会に報告するとともに、年次報告書を作成し公表します。

(4) 見直し、改善

秋田市環境審議会をはじめ、市民や事業者から意見をいただきながら、計画の効果的な推進に努め、内外の情勢の変化を考慮しつつ、必要に応じて計画や環境施策の見直しと改善を行います。

資料編

計画に関する資料

- 1 計画改定の体制
- 2 計画見直しの経過
- 3 市民意見の反映
- 4 秋田市環境基本条例
- 5 環境都市あきた宣言
- 6 用語解説
- 7 環境基準



1 計画改定の体制

(1) 秋田市環境審議会

秋田市環境審議会は、秋田市環境基本条例第 27 条に基づき設置された、学識経験者や各界の代表者などから構成された本市における環境の保全および創造に関する基本的事項について調査・審議するための市長の諮問機関である。

本計画の改訂にあたっては、審議会から計画の基本的な考え方や内容について専門的かつ総合的な意見をいただき、反映させた。

■ 秋田市環境審議会委員名簿

区分	氏名	職・所属等	在任期間
会長	菅原 拓 男	秋田大学名誉教授	平成 23 年 11 月 1 日～
副会長	佐藤 時 幸	秋田大学大学院工学資源学研究科教授	平成 23 年 11 月 1 日～
委員	阿部 英 子	秋田市立戸米川小学校長	平成 23 年 11 月 1 日～
委員	吉川 伸 吾	社団法人秋田青年会議所理事 企業・人間力向上委員長	平成 23 年 11 月 1 日～
委員	杉山 秀 樹	秋田県立大学生物資源科学部客員教授	平成 23 年 11 月 1 日～
委員	高橋 敦 子	暮らしを考える女性の会会長	平成 23 年 11 月 1 日～
委員	竹田 勝 美	弁護士	平成 23 年 11 月 1 日～
委員	津村 守	特定非営利活動法人 あきた環境カウンセラー協議会理事長	平成 23 年 11 月 1 日～
委員	寺山 雅 子	社団法人秋田中央薬剤師会理事	平成 23 年 11 月 1 日～
委員	中田 真 一	秋田大学大学院工学資源学研究科教授	平成 23 年 11 月 1 日～
委員	福岡 真理子	一般社団法人 あきた地球環境会議理事・事務局長	平成 23 年 11 月 1 日～
委員	福島 幸 隆	社団法人秋田市医師会会長	平成 23 年 11 月 1 日～
委員	蒔田 明 史	秋田県立大学生物資源科学部教授	平成 23 年 11 月 1 日～
委員	村田 勝 敬	秋田大学大学院医学系研究科教授	平成 23 年 11 月 1 日～
委員	村中 孝 司	ノースアジア大学講師	平成 23 年 11 月 1 日～

2 計画見直しの経過

平成 23 年 8 月 10 日～ 平成 23 年 8 月 26 日	環境に関する市民・事業者の意識調査実施
平成 23 年 11 月 21 日	秋田市庁議開催
平成 23 年 11 月 28 日	第 26 回秋田市環境審議会開催
平成 23 年 12 月 22 日～ 平成 24 年 1 月 10 日	パブリックコメント実施
平成 24 年 1 月 30 日	第 27 回秋田市環境審議会開催
平成 24 年 2 月 6 日	秋田市庁議開催

3 市民意見の反映

(1) 環境に関する市民と事業者の意識調査結果

環境に対する意識調査（平成 23 年 8 月）を実施し、市民・事業者の環境に対する意識の把握を行った。

■ アンケート調査方法と回収状況

項目	市民	事業者
対象	無作為抽出による市民 (成人男女) 1,000 人	従業員の多い方から等間隔抽出による 市内事業者 200 社
調査方法	郵送による配布・回収	郵送による配布・回収
有効回答率	41.9%	67.5%

4 秋田市環境基本条例

平成 11 年 3 月 19 日
秋田市条例第 15 号

目次

- 前文
- 第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）
- 第 2 章 基本施策等
 - 第 1 節 施策の基本方針（第 7 条）
 - 第 2 節 環境基本計画等（第 8 条—第 10 条）
 - 第 3 節 基本施策（第 11 条—第 25 条）
 - 第 4 節 地球環境保全（第 26 条）
- 第 3 章 秋田市環境審議会（第 27 条—第 31 条）
- 附則

良好な環境は人類存続の基盤であり、人の活動は環境と調和するように行われなければならない。

秋田市は、これまで先人から受け継いだ恵まれた環境の下に伝統と文化を育み、成長し、発展してきた。しかし、利便性と経済性を優先する生活様式や社会経済活動は、ときには環境への負荷を増大させ、地域の環境問題にとどまらず、地球環境にまでも影響を及ぼしてきている。

もとより、私たちは良好な環境の下に健康で安全かつ快適な生活を営む権利を有するとともに、この恵まれた環境を損なうことなく、より良いものとして将来の世代に引き継ぐ義務を有する。

よって、私たちは、すべての市民の参加と協調の下、資源の循環と人と自然との共生を基本とし、良好な環境の保全と積極的な創造を図り、環境への負荷の少ない持続的に発展することのできる「人にも地球にもやさしいあきた」をめざし、ここに、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、環境の保全および創造について、基本理念を定め、ならびに市、事業者および市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全および創造に関する施策（以下「環境施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、環境施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在および将来の市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる恵み豊かな環境を確保することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）および悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産ならびに人の生活に密接な関係のある動植物およびその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第 3 条 環境の保全および創造は、市民が、健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる恵み豊かな環境を確保し、その環境を将来の市民に引き継いでいくことができるように、適切に行われなければならない。

2 環境の保全および創造は、人間が生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けていることを認識して、人と自然



とが健全に共生していくことを旨として、行われなければならない。

- 3 環境の保全および創造は、環境の持つ復元力には限界のあることを認識して、資源の適正な管理および循環的な利用等の推進により、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者が公平な役割分担の下に主体的かつ積極的にこれに取り組むことによって行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、地域の環境が地球環境と深くかかわっているとの認識の下にあらゆる事業活動および日常生活において、積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全および創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全および創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、および実施する責務を有する。

(事業者の責務)

- 第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、廃棄物の発生を抑制し、および再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全および創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

- 第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活において、資源およびエネルギーの消費、廃棄物の排出等による環境への負荷を低減するように努めなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全および創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境施策に協力する責務を有する。

第2章 基本施策等

第1節 施策の基本方針

第7条 市は、環境施策の策定および実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、これを総合的かつ計画的に行うものとする。

- (1) 大気、水、土壌等環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境を保全すること。
- (3) 市民が健康で安全に暮らせる潤いと安らぎのある都市空間の形成、地域の特性を生かした美しい景観の形成および歴史的又は文化的環境の形成を図ること。
- (4) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用およびエネルギーの有効利用の推進ならびに必要な技術等の活用を図ること。
- (5) 市、事業者および市民が協働して取り組むことのできる社会を形成すること。

第2節 環境基本計画等

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全および創造に関する基本的な計画として秋田市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 環境の保全および創造に関する目標および施策の方向
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、事業者および市民の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、秋田市環境審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合性の確保等)

第9条 市は、施策を策定し、および実施するに当たっては、環境基本計画との整合性の確保を図るほか、環境への負荷が低減されるように十分に配慮するものとする。

(年次報告)

第10条 市長は、市民に本市の環境の状況、市が講じた環境施策の実施状況等を明らかにするため、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第3節 基本施策

(規制的措施)

第11条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し必要な規制の措置を講じなければならない。

2 市は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(誘導的措施)

第12条 市は、事業者および市民が自らの活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全および創造に資する適切な措置をとるよう誘導するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進)

第13条 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設、環境への負荷の低減に資する交通施設(移動施設を含む。)その他の環境の保全に資する公共的施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地等の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備および健全な利用のための事業ならびに森林の整備その他の環境の保全に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(健康で快適な都市空間の形成)

第14条 市は、地域の特性を生かしつつより質の高い環境を創造し、健康で快適な都市空間を形成するため、都市の緑化、水辺の整備、快適な音の環境および良好な景観の確保ならびに歴史のおよび文化的環境の形成に関し必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(廃棄物の減量、資源の循環的な利用等の推進)

第15条 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者および市民による廃棄物の減量、資源の循環的な利用、エネルギーの有効かつ効率的な利用等の推進に関し必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第16条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する製品、原材料、役務等の利用の促進を図るため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境影響評価の推進)

第17条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行おうとする事業者が、その事業の実施前にその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づいてその事業に係る環境の保全および創造について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(事業者の環境管理の促進)

第18条 市は、事業者によるその事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るために事業者が自主的に行う環境の保全に関する方針の策定および目標の設定ならびにその方針および目標を達成するための計画の作成、実施および実施状況の点検等からなる環境管理が促進されるように、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(事業者および市民の参加および協力の促進)

第19条 市は、環境施策の効率的かつ効果的な推進を図るため、事業者および市民の環境施策への参加および協力の促進に関し必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境教育および環境学習の推進等)

第20条 市は、事業者および市民の環境の保全および創造についての関心と理解が深められ、これらの者による環境の保全および創造に関する自発的な活動が促進されるように、環境の保全および創造に関する教育ならびに学習の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。



(自発的な活動の促進)

第 21 条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体が自発的に行う緑化活動、環境美化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全および創造に関する活動の促進に関し必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(情報の提供)

第 22 条 市は、環境の保全および創造に資するため、環境の状況その他の環境の保全および創造に関する必要な情報を、個人および法人の権利利益の保護に配慮しつつ、適切に提供するように努めるものとする。

(調査研究の実施および監視等の体制の整備)

第 23 条 市は、環境施策を適切に策定するため、必要な調査研究を実施するものとする。

2 市は、環境の状況を的確に把握し、および環境施策を適正に実施するために必要な監視等の体制を整備するものとする。

(推進体制の整備)

第 24 条 市は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

(国および他の地方公共団体等との協力)

第 25 条 市は、広域的な取組を必要とする環境施策について、国および他の地方公共団体等と協力して推進するように努めるものとする。

第 4 節 地球環境保全

第 26 条 市は、地球環境保全に資するため、環境施策を推進するものとする。

2 市は、国、他の地方公共団体、民間の団体等と連携し、地球環境保全に関する国際協力を推進するように努めるものとする。

第 3 章 秋田市環境審議会

(設置および所掌事務)

第 27 条 環境の保全および創造に関する基本的事項を調査審議するため、秋田市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 環境基本計画に関し、第 8 条第 3 項に規定する事項を処理すること。

(2) 市長の諮問に応じ、環境の保全および創造に関する基本的事項および重要事項を調査審議すること。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、他の条例の規定によりその権限に属させられた事務

3 審議会は、環境の保全および創造に関する基本的事項および重要事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織および委員の任期)

第 28 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、環境の保全および創造に関し学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

(会長および副会長)

第 29 条 審議会に会長および副会長をそれぞれ 1 人置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門委員)

第 30 条 環境の保全および創造に関する専門の事項を調査させるため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、委嘱を解かれるものとする。

(委任)

第 31 条 この章に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

5 環境都市あきた宣言

環境都市あきた宣言

－秋田から より良い環境を 地球へ 未来へ－

わたしたちのまち秋田市は、桜舞う千秋公園をはじめ、夕日にはえる日本海、くれないに染まる太平山、白鳥のおとずれる雄物川と、四季おりおりの美しさがきわだつまちです。

わたしたちは、恵まれた自然の中で産業をはぐくみ、地域に根ざした伝統文化を大切に守りながら郷土を愛してこられました。

しかし、今、わたしたちを取り巻く環境は確実に変わってきています。便利で豊かなくらしはその一方で、地域にとどまらず、地球全体の環境にも影響をおよぼし、ひとを含む多くの生き物の生存をもおびやかしかねない様々な問題を引き起こしています。

わたしたちは、これらの問題を解決していく強い意志をもち、先人から受け継がれた環境をより良いものとして次の世代に伝え、「人にも地球にもやさしいあきた」をつくることをここに宣言します。

- 1 清らかな水とさわやかな空気のもと、健やかなくらしを守ります。
- 1 多様な自然をとうとび、身近な緑に親しみ、豊かな心をはぐくみます。
- 1 知恵と工夫で、限りある資源とエネルギーを大切にします。
- 1 世代や地域を越えてともに語らい、環（わ）となって取り組みます。
- 1 一人ひとりが秋田を知り、地球に学び、未来を想い、行動します。

平成 16 年 7 月 19 日

秋 田 市



6 用語解説

【ア】

アイドリングストップ

駐停車中など自動車が走っていない時にエンジンをかけっ放しにすること（アイドリング）をやめること。アイドリングストップにより、車の燃料の節約や排気ガスを減らすことができる。

アスベスト

石綿ともいう。天然に存在する繊維状の鉱物で、建材などで使われたが、吸い込むと肺がんや中皮種などの健康被害を引き起こすおそれがある。

ISO（国際標準化機構）

ISO（International Organization for Standardization）。国際的な非政府機関（民間機関）であり、製品及びサービスの国際貿易を容易にし、知的・科学的・技術的・経済的活動分野における国際間の協力のために、電気分野を除く工業分野の国際的な標準化を図ることを目的としている。環境マネジメントシステムの規格である ISO14001 など制定している。

【イ】

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物。「ごみ」と「し尿」に分類される。秋田市では、「ごみ」を商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じる「事業系一般廃棄物」と一般家庭の日常生活に伴って生じる「家庭廃棄物」に分類している。

e-市民認定システム

日常的生活行動と環境とのかかわりをチェックし、より環境への負荷がかからない暮らし方に改善していくことをめざした暮らしの点検システム。電気・ガス・水道の使用量や身近な生活行動から、地球環境の保全への視野をひらくことを目的として、秋田市が実施している。一般的には市民版 ISO とも呼ばれ、環境家計簿などがある。

【ウ】

ウォームビズ

暖房時のオフィスの室温を 20℃にした場合でも、ちょっとした工夫により「暖かく効率的に格好良く働くことができる」というイメージを表現した、秋冬のビジネススタイルの愛称。重ね着をする、温かい食事を摂るなどが工夫例で、暖房時のエネルギー消費の低減により、温室効果ガスの削減に努めるためのものである。

【エ】

エコクッキング

食物やエネルギーを無駄にせず、水を汚さない、ごみを減らすなど、環境に配慮しながら料理をつくること。

エコドライブ

車を運転する上で簡単に実施できる環境対策。例えば、駐停車時のエンジンストップや、空ぶかし、急発進、急加速、急ブレーキなどの行為をやめるなどのこと。

エコマーク

製品の生産から廃棄までのライフサイクル全体を通して、環境への負荷が少ない、使用することによる環境改善効果が大きいなど、環境保全に効果があると認められた商品に対して付けるマークのこと。環境省の指導のもとに（財）日本環境協会が、審査・認定を行ったマークの付いた商品をエコマーク商品という。

ESCO（エスコ）

省エネルギー効果が見込まれるシステム・設備などを提案・提供し、維持管理まで含めた包括的なサービスを提供する事業およびその事業者。ESCO 事業者は、顧客が省エネにより節減できたランニングコストの一部を報酬として受けとる。

NPO（エヌ・ピー・オー）

Nonprofit Organization の略称。民間非営利組織と訳される。一般的には、非営利で不特定多数の利益の増進を目的として、社会のためになる活動（社会貢献活動）を行う、行政ではなく民間の組織である。特に環境問題を対象とするものを環境 NPO と呼ぶ。

LED（エルイーディー）

Light-emitting diode 発光ダイオード。順方向に電圧を加えた際に発光する半導体素子のこと。

電球や蛍光灯に比べ電気消費量が少なく、寿命も圧倒的に長いことから、次世代の照明として期待されている。

【オ】

オゾン層

地上から約 10～50km 上空の成層圏にあるオゾン濃度の比較的高い大気の層。太陽光に含まれる生物に有害な紫外線の大部分を吸収し、地球上の生物を保護する役割がある。

しかし、冷蔵庫や空調機等に使われていたフロンガス（CFC: クロロフルオロカーボンなど）によって破壊されるため、有害紫外線が地上に届きやすくなり問題となっている。

オフセット・クレジット制度

自ら排出削減が困難な部分を他での排出削減・吸収で相殺する「カーボン・オフセット」を通じて国内における温室効果ガス



排出削減・吸収活動のより一層の推進を図るため、一定の品質が確保された温室効果ガス排出削減・吸収量を、市場を流通する「オフセット・クレジット（J-VER:Japan Verified Emission Reduction）」として認証するための制度である。管理が必要な森林を多く所有する地方自治体等にとっては、温室効果ガス削減プロジェクトの費用の全部や一部を、「オフセット・クレジット（J-VER）」の売却資金によって賄うことが可能となる。

温室効果ガス

地球の表面から放射される赤外線を吸収し、熱が地球外へと出ていくのを防ぐ性質のある大気中の気体。ガスがないと -18°C になってしまう地球の平均気温は、この働きにより、約 15°C に保たれている。最近、人類の活動により、大気中の温室効果ガスの増加に伴って平均気温が上昇する地球温暖化が危惧されている。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、HFC（ハイドロフルオロカーボン、代替フロン的一种）、PFC（パーフルオロカーボン）、SF₆（六フッ化硫黄）の6物質が温室効果ガスとして削減対象となっている。

【カ】

外来生物

ある地域に人為的（意図的または非意図的）に導入されることにより、その自然分布域を越えて生息または生育することとなる生物。外来生物の中にはかけがえのない生物多様性を破壊してしまうものや、農林水産業、人の生命・身体への著しい影響を生じさせる生物もある。

この外来生物の飼養、栽培、保管、運搬、輸入などの取り扱いを規制する法律を外来生物法（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 平成16年法律第78号）という。

化石燃料

石炭、石油、天然ガス等の地中に埋蔵されている燃料の総称をいう。数百万年以上前の植物やプランクトンなどが地中に埋もれ、高熱、高圧等の影響を受けてできたといわれている。石油については、現在の消費ペースでいけば数十年で枯渇すると予測されている。

環境影響評価（環境アセスメント）

開発など環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業の実施にあたり、事前にその事業の環境への影響を調査、予測、評価し、その結果に基づき、その事業について、適切な環境保全措置の検討を行い、その措置が行われた場合における環境影響を総合的に評価することをいう。

環境カウンセラー

環境保全に関する専門的知識や豊富な経験を有し、環境省の実施する審査に合格し、その知見や経験に基づき市民や事業者等の環境保全活動に対する助言等（＝環境コンサルティング）を行うことのできる人材。

環境基準

環境基本法第16条により定められた「人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準」。現在、

大気汚染、水質汚濁、騒音、土壌汚染などについて定められている。この基準は環境施策を進める際の目標であり、これを超過すると直ちに被害を生じるといった意味で定められるものではなく、工場等を直接規制するための規制基準とは異なる。

環境基本法

平成5年法律第91号。環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者および国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的としている。

環境負荷

環境に与えるマイナスの影響のこと。環境負荷には、人的に発生する廃棄物、公害、土地開発、干拓、戦争、人口増加などによる影響と、自然的に発生する気象、地震、火山などによる影響がある。特に人的に発生する環境保全上の支障の原因となるおそれのあるものを、環境基本法では「環境への負荷」と呼ぶ。

環境報告書

企業等の事業者が経営責任者の緒言、環境保全に関する方針・目標・計画・環境マネジメントに関する状況（環境マネジメントシステム、法規制遵守、環境保全技術開発等）、環境負荷の低減に向けた取組の状況（CO₂排出量の削減、廃棄物の排出抑制等）等について取りまとめ一般に公表するもの。

環境マネジメントシステム（EMS）

事業者が環境保全対策を自主的に進めるために構築する枠組みで、経営方針の中に環境に関する方針を取り入れ、計画策定・実施・運用する一連の環境管理の取り組みを実施するための、組織や責任、事務、手順、プロセスおよび経営資源を指す。基本的にP(Plan)-D(Do)-C(Check)-A(Action)の手順で進められ、経営者自ら環境に関する方針を定め、事業活動に伴う環境への負荷を把握の上、その方針に沿った目標と計画を策定し、実行のための組織やマニュアル類の整備を行い、目標の達成状況や計画の実施状況を点検し、全体のシステムの見直しを行うという一連の手続きを実施する。その際、組織が自主的に実施する際の手引きとして多く活用されている規格が、国際標準化機構（ISO）で定めた国際規格ISO14001である。

環境ラベル

消費者が環境に優しい商品や企業を選択するために、目安となるマーク。製品の環境側面に関する情報を提供するものであり、代表的なものとして、エコマークがある。環境ラベルのついた製品が普及することにより環境への負荷を減らす効果が望める。

【キ】

揮発性有機化合物（VOC）

トルエン等の揮発性（蒸発し、気体となって分散しやすい性質）を有する有機化合物の総称で、塗料、インキ、溶剤（シンナー等）などに含まれる。



共生

生物学的には、複数種の生物が相互関係を持ちながら同所的に生活する現象をいう。環境関係で「人と自然との共生」という表現で使われ、自然と人との間に豊かな交流を保つことによって、健全な生態系を維持・回復することを意味する。

協働

行政、事業者（企業）、市民が対等の立場で、お互いの信頼関係のもと、同じ目的のために働くこと。

【ク】

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ない物を優先的に購入すること。

グリーン・ツーリズム

農山漁村地域において自然・文化、農林漁業とのふれ合いや人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。

グリーンマーク

古紙の再生利用製品につけられているマーク。小中学校や町内会などでマークを集め事務局に送ると、苗木やリサイクルノートと交換してくれる。緑化推進と自然保護を目的として実施されているもので、(財)古紙再生促進センターのグリーンマーク実行委員会が主催団体となっている。

クールビズ

冷房時のオフィスの室温を 28℃にした場合でも、「涼しく効率的に格好良く働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、夏の新しいビジネススタイルの愛称。「ノーネクタイ・ノー上着」スタイルがその代表。冷房時のエネルギー消費の低減により、温室効果ガスの削減に努めるもの。

【コ】

公益的機能

人間の生活に恩恵をもたらす様々な働きのこと。例えば、森林では、木材等林産物の生産、土砂災害を防止する国土保全機能、渇水や洪水を緩和しながら良質な水を育む水源涵養機能、生物多様性の保全、二酸化炭素の吸収、固定などの機能を公益的機能と呼ぶ。

公害防止協定

地方公共団体等と個別企業が公害防止の観点から、法律、条例による規制等を補完するものとして、締結した協定。

光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物や炭化水素などが紫外線的作用によって光化学変化を起こし、生成したオゾンを主成分とする強酸化物質の総称。光化学スモッグの原因となり、高濃度では粘膜を刺激し、呼吸器への影響を及ぼすほか、農作物など植物への影響も観察されている。

こどもエコクラブ

こどもが誰でも参加できる環境活動クラブで、環境省が応援している。自分たちのできる、身近な環境活動に自由に取り組む。主な活動内容として、「エコロジカルあくしょん」（生きもの調査、町のエコチェック、リサイクル活動など、環境に関することをクラブが自主的に行う活動）と、「エコロジカルとれーにんぐ」（毎日の生活の中で地球や環境のことを楽しく考えるプログラム）の2つがある。

コンポスト

生ごみなどの有機性廃棄物からできた堆肥、または堆肥化手法のこと。

【サ】

里地・里山

奥山自然地域と都市地域の間位置し、人の営みと自然が共存し、様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域。雑木林や田んぼといった、身近な日本の原風景ともいえる地域である。

サーマルリサイクル

熱回収とも訳され、廃棄物を単に焼却処理するのではなく、焼却の祭に発生する熱エネルギーを回収・利用すること。油化、ガス化の他、焼却熱利用、廃棄物発電、セメントキルン原燃料化、廃棄物固形燃料などがある。一般にサーマルリサイクルは、リユース、マテリアル・ケミカルリサイクルが困難になった廃棄物に対して行われる。

酸性雨

石油、石炭に代表される化石燃料等の燃焼で生じる硫酸酸化物や窒素酸化物が原因となって降る硫酸や硝酸を含んだ強い酸性の雨。通常 pH（水素イオン指数）5.6 以下の雨が酸性雨とされている。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど 20 種類の廃棄物をいう。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物処理法の排出者責任に基づきその適正な処理が図られる必要がある。



【シ】

自然エネルギー

化石燃料によるもの、原子力によるもののように、有限でかつ自然破壊や汚染の原因になるエネルギー以外のエネルギー。太陽光、風力、水力、地熱、潮汐力などがある。

持続可能な社会

現代の世代が、将来の世代の利益や要求を充足する能力を損なわない範囲内で環境を利用し、要求を満たしていこうとする理念。また、持続可能な開発が行われ持続可能性を持った社会を「持続可能な社会」ということがある。

種の保存法（正式名称：絶滅のおそれのある野生生物の種の保存に関する法律）

平成 4 年制定。指定種の捕獲や流通の禁止、種の生息地内の開発や樹木の伐採の制限、生物の保護増殖を内容とする。

循環型社会

大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして、廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用を第一に考え、新たな資源の投入をできるだけ抑えるとともに、自然生態系に戻す排出物を減らすなど、環境負荷を極力低減するシステム。現在の環境を保全するとともに、私たちの将来の世代のため、循環型社会を目指す必要がある。

循環型社会形成推進基本法

平成 12 年法律第 110 号。循環型社会の形成について基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項などを規定した法律。

省エネ普及指導員

財団法人省エネルギーセンターが認定した、地域において省エネルギー普及活動を行うリーダー的役割を担う方。地域への省エネルギーに関する情報提供、相談、講師等の省エネルギー普及活動を行う。

硝酸性窒素

水が有機性窒素で汚染された場合、好氣的条件であれば、最終的には硝酸となって安定する。したがって、アンモニア、亜硝酸及び硝酸の量を測定すれば、有機性窒素の自然浄化の進行状況を知ることができる。

硝酸性窒素が水中に多量に含まれる場合、生活排水やし尿の汚染があったり、田畑の窒素肥料の影響などが考えられる。

浄化槽

し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗濯等に使用した水）を戸別にまとめて処理する合併処理浄化槽のこと。従来のし尿のみを処理する単独浄化槽は、給排水を未処理で放流するなど汚濁負荷が大きいことから、平成 13 年度の改正浄化槽の施行により新設禁止となった。

新エネルギー

技術的に実用化段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るために特に必要なエネルギーのこと。具体的には、バイオマス、太陽熱利用、雪氷熱利用、地熱発電、太陽光発電、風力発電などであり、すべて再生可能エネルギーである。海外では代替エネルギー（alternative energy）と呼ばれる分野と重なる。

【ス】

水源涵養機能

森林が保有している、降水が一気に河川に流出し急激に増水することを抑制したり、降水を多く貯えてゆっくり時間をかけて流し出したりする機能をいう。杉や松などの針葉樹林よりも、ナラやクヌギなどの広葉樹林のほうが高いといわれている。

スマートシティ

新たなテクノロジーや手法で地球環境に優しい状態を実現した都市のことを指す。地球環境に優しいということは、CO₂削減を指すことが一般的である。

3R（スリーアール）

リデュース(Reduce): 廃棄物等の発生抑制、リユース(Reuse): 再使用、リサイクル(Recycle): 再生利用の3つの頭文字をとったもので、廃棄物をできるだけ出さない社会をつくるための基本的な考え方。2000年に制定された「循環型社会形成推進基本法」では、廃棄物処理やリサイクルの優先順位を、原則、(1)リデュース、(2)リユース、(3)リサイクルとしている。リサイクルという言葉は、リユース（再使用）を含む広義で使われることもある。

【夕】

(河川の) 多自然型工法

治水上の安全性を確保しつつも、生物の良好な生息・生育環境をできるだけ改変しない工法で、また、改変せざるを得ない場合でも最低限の改変にとどめ、良好な河川環境の保全あるいは復元を目指す、自然環境に配慮した(河川)工事の工法である。

ダイオキシン類

ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン(PCDD)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)に加え、同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)と定義している。生殖、脳、免疫系などに対して生じ得る影響が懸念されており、研究が進められているが、日本において日常の生活の中で摂取する量では、急性毒性やがんのリスクが生じるレベルではないと考えられている。なお、これらの物質は炭素・水素・塩素を含むものが燃焼する工程などで意図せざるものとして生成される。

大規模小売店舗立地法

大規模小売店舗(建物内の店舗面積1,000㎡を越えるもの)を新設するとき、または開店後に施設の配置や運営方法を変更するとき、それによっておこる交通や騒音等の影響を緩和し、周辺的生活環境との調和を図ることを目的に、地域住民や市の意見



を聴きながら大規模小売店舗の設置者（建物の所有者）に一定の配慮を求めていく手続きを定めた法律。

【チ】

地球温暖化

人間活動の拡大により、二酸化炭素など温室効果ガスの大気中濃度が増加し、地球の気温が上昇することをいう。IPCC 第4次評価報告書 第1作業部会報告書によると、地球全体の平均気温は最悪の場合、21世紀末までに6.4℃上昇することが予想されており、海面水位が上昇したり、生態系や農業にも大きな影響を及ぼすことが懸念されている。

地球環境問題

酸性雨、オゾン層の破壊、地球温暖化、有害廃棄物の越境移動、海洋汚染、野生生物の種の減少、熱帯林の減少、砂漠化など地球全体に影響を及ぼす問題。一地域や一国だけに限定されない、地球規模にまで広がっている環境問題。

【テ】

低公害車

従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、NO_x、粒子状物質、CO₂といった大気汚染物質や地球温暖化物質の排出が少ない、または全く排出しない自動車の総称。燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド車が一般的に知られている。

【ト】

トリクロロエチレン

クロロホルム臭のある無色透明の揮発性、不燃性の液体で毒性があり水に溶けにくい。ドライクリーニングのシミ抜きや、金属、機械部品などの脱脂・洗浄剤として優れている反面、地下水汚染の原因となっており、水質汚濁防止法により規制されている。同様の物質としてテトラクロロエチレンがある。

【ノ】

農業集落排水施設

公共下水道の設置が困難な農業集落等のやや散在した形態をなす地域において、主に集落を単位として設置される生活排水処理施設のこと。

【ハ】

バイオエタノール → バイオマスを参照のこと。

バイオマス

光合成によって作り出される再生可能な生物由来の有機性資源で石油などの化石資源を除いたもの。代表的な植物のほか家畜排せつ物、食品廃棄物などもバイオマスという。

燃焼して発電を行ったり、アルコール発酵、メタン発酵による燃料化などのエネルギー利用等が研究されている。その一つとしてバイオエタノールがある。

ハイブリッド自動車

複数の動力源を用いて走行する自動車。動力源を巧みに使い分けることで、排出ガスや燃料消費を抑制することが可能である。既存の代表的なハイブリッドシステムは、エンジンと電気モーターの組合せ。

パートナーシップ

Partnership は協力関係、共同、提携などと訳される。

環境関係では、複数の民間団体が主体となって、事業者や行政と密接な連携を図りながら、相互の役割分担のもと、協働して環境を改善・創造していくことをいう。

【ヒ】

光害（ひかりがい）

都市化や交通網の発達などによる屋外照明の増加、照明の過大使用により、星が見えにくくなったり、動植物や人体への影響が発生すること。

pg（ピコグラム）

重量単位で、1兆分の1グラムをいう。 $1\text{g}=1000\text{mg}=10^6\mu\text{g}=10^9\text{ng}=10^{12}\text{pg}$

PRTR（化学物質排出移動届出制度）

PRTR とは、有害性のある多種多様な化学物質がどのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかなどのデータを把握・集計し、公表する仕組みをいう。

PRTR 法（化学物質排出把握管理促進法）では、事業者は個別事業所ごとに化学物質の環境への排出量、移動量を把握し、都道府県経由で国（事業所管大臣）に届出なければならないことになっている。

BOD（生物化学的酸素要求量）

Biochemical Oxygen Demand の略称。水の汚濁の度合を表す。おもに河川の汚濁状況を見る指標で、水中の微生物が汚染物質を分解するのに必要な酸素の量のこと。mg/ℓ で表す。値が大きいほど汚濁が進んでいる。

微小粒子状物質

大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が $2.5\mu\text{m}$ の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。



【フ】

浮遊粒子状物質

大気中に浮遊する粒子状物質（浮遊粉じん、エアロゾルなど）のうち、粒径が $10\mu\text{m}$ （マイクロメートル： $\mu\text{m}=100$ 万分の 1m ）以下のもの。ディーゼル車の排出ガス、工場のばい煙、道路粉じん等が主な原因とされ、肺や気管などに沈着して、呼吸器に悪影響を及ぼす。

フロン

炭化水素の水素原子が、いくつか塩素原子とフッ素原子で置き換わった化合物の総称。熱に強く、冷媒や溶剤として優れた性能を持つため、クーラーや各種スプレー、半導体製品の洗浄剤として広く利用されてきた。しかし、成層圏に達してオゾン層を破壊することから、地表に到達する紫外線を増加させ、人間や生態系に悪影響を及ぼすおそれがある。特にオゾン層を破壊する作用の強い5種類の特定フロンは、オゾン層保護条約議定書で指定され、1995年までに全廃されている。

【へ】

平年値

気象庁における観測値の平均値で、過去30年間のデータを平均して求めた値。10年ごとに計算し、2011年から2020年までは1981年から2010年までの平年値が用いられる。

【マ】

マイバッグ

自分用のバッグのこと。特に、使用後ごみになりやすいレジ袋を減量する観点から消費者が携行する買い物袋のこと。マイバスケットやマイ風呂敷を持ち歩く人もいる。

【モ】

モニタリング

大気・水質・騒音・地盤沈下などの状況や、緑被・植生・生物などの状況を継続的に調査すること。

モーダルシフト

トラックによる幹線貨物輸送を、地球に優しく、大量輸送が可能な海運または鉄道に転換すること。CO₂排出量の抑制やエネルギー消費効率の向上など環境の保全に有力な手段であるほか、道路混雑問題の解消と交通事故の防止効果もある。

【ユ】

有害化学物質

現在、世界では約 10 万種の化学物質が流通しており、さらに増加し続けている。その中には、人間の健康や生態系に悪影響を及ぼす物があり、総称して有害化学物質という。化学物質の種類は非常に多く、その種類、使用量そして環境への影響等が十分に把握されていないものも多い。

有機塩素化合物

炭素あるいは炭化水素に塩素が付加された化合物の総称。ほとんどの有機塩素化合物は人工的に合成される。付加された塩素が多いほど不燃性、脂溶性があり、溶媒、農薬として使用された。

しかし、その化合物により差はあるが、その難分解性、蓄積性、毒性のために、各種法律により製造や排出が規制されている。PCB やトリクロロエチレンなどもこれにあたる。

有効率

市内に配られる水の量を配水量と呼び、このうち、漏水などにより損失した水量を除く、有効に使用された水量を有効水量という。有効率とは配水量に対する有効水量の割合を表したものである。

【ラ】

ライフサイクルアセスメント (LCA)

ある製品が、原料採取、生産、使用、廃棄あるいは再使用されるまでの全ての段階（ライフサイクル）を通して、全体としての環境への影響を総合的に評価するシステム。

【リ】

リサイクルプラザ

資源ごみを選別・破砕・圧縮・保管する機能を持つ施設で、特に日処理量が 5t 以上で展示室や研修室等、住民を啓発する機能を持ち合わせる施設のこと。

リサイクル率

リサイクルされる割合を示すもので、資源化された総量を全排出量（集団回収も含む）で除した値。

リターナブルビン

ビールやお酒、ソフトドリンクなどの容器で、飲み終わった後に回収・再使用されるビンのこと。

リデュース・リユース・リサイクル → 3R（スリーアール）参照のこと。



7 環境基準等

1 大気汚染に係る環境基準及びその評価方法について

大気汚染に係る環境基準（昭和 48.5.8 環告 25） 二酸化窒素に係る環境基準（昭和 53.7.11 環告 38）

物質	二酸化いおう	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光化学オゾン
環境上の条件	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
短期的評価	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下	—————	1 時間値が 0.06ppm 以下
長期的評価	1 日平均値の 2% 除外値が 0.04ppm 以下	1 日平均値の 2% 除外値が 10ppm 以下	1 日平均値の 2% 除外値が 0.10mg/m ³ 以下	1 日平均値の年間 98% 値が 0.06ppm 以下	
	年間における 1 日平均値のうち高い方から 2% の範囲内にあるものを除外したもの（1 日平均値の 2% 除外値）について行う。ただし、1 日平均値につき環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合は環境基準に適合しないこととする。			年間における 1 日平均値のうち低い方から 98% に相当するもの（1 日平均値の 98% 値）について行う。	

対象地域：工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所を除く。

ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンに係る環境基準（平成 9.3.13 環告 4）
ジクロロメタンに係る環境基準（平成 13.4.20 環告 30）

物質	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境上の条件	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。

対象地域：工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所を除く。

微小粒子状物質に係る環境基準（平成 21.9.9 環告 33）

物質	微小粒子状物質
環境上の条件	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。

2 水質汚濁及び地下水の水質汚濁に係る環境基準

水質汚濁に係る環境基準（昭和 46.12.28 環告 59 改正平成 21.11 環告 78 平成 23.10 環告 94）
 地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成 9.3.13 環告 10 改正平成 21.11 環告 79 平成 23.10 環告 95）

（1）人の健康の保護に関する環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	健康項目の環境基準値	地下水質の環境基準値
カドミウム	0.003mg/ℓ 以下	0.003mg/ℓ 以下
全シアン	検出されないこと	検出されないこと
鉛	0.01mg/ℓ 以下	0.01mg/ℓ 以下
六価クロム	0.05mg/ℓ 以下	0.05mg/ℓ 以下
砒素	0.01mg/ℓ 以下	0.01mg/ℓ 以下
総水銀	0.0005mg/ℓ 以下	0.0005mg/ℓ 以下
アルキル水銀	検出されないこと	検出されないこと
PCB	検出されないこと	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ 以下	0.02mg/ℓ 以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ 以下	0.002mg/ℓ 以下
塩化ビニルモノマー	—	0.002mg/ℓ 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ 以下	0.004mg/ℓ 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ 以下	0.1mg/ℓ 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ 以下	—
1,2-ジクロロエチレン	—	0.04mg/ℓ 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ 以下	1mg/ℓ 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ 以下	0.006mg/ℓ 以下
トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ 以下	0.03mg/ℓ 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ 以下	0.01mg/ℓ 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ 以下	0.002mg/ℓ 以下
チウラム	0.006mg/ℓ 以下	0.006mg/ℓ 以下
シマジン	0.003mg/ℓ 以下	0.003mg/ℓ 以下
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ 以下	0.02mg/ℓ 以下
ベンゼン	0.01mg/ℓ 以下	0.01mg/ℓ 以下
セレン	0.01mg/ℓ 以下	0.01mg/ℓ 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ 以下	10mg/ℓ 以下
ふっ素	0.8mg/ℓ 以下	0.8mg/ℓ 以下
ほう素	1mg/ℓ 以下	1mg/ℓ 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ 以下	0.05mg/ℓ 以下

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと、規格 4.3.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。



(2) 生活環境の保全に関する環境基準

項目 類型	基準値								該当水域
	pH	BOD (mg/ℓ)	COD (mg/ℓ)	DO (mg/ℓ)	SS (mg/ℓ)	大腸菌群数 (MPN/100mℓ)	n-ヘキサン 抽出物質 (mg/ℓ)		
河川	AA	6.5～8.5	1以下	—	7.5以上	25以下	50以下	—	旭川上流、太平川上流、三内川、岩見川上流
	A	6.5～8.5	2以下	—	7.5以上	25以下	1,000以下	—	雄物川中流、旭川中流、猿田川、新城川上流、太平川中流 他
	B	6.5～8.5	3以下	—	5以上	25以下	5,000以下	—	旭川下流、太平川下流、新城川下流、草生津川
	C	6.5～8.5	5以下	—	5以上	50以下	—	—	雄物川下流、旧雄物川
	D	6.0～8.5	8以下	—	2以上	100以下	—	—	
	E	6.0～8.5	10以下	—	2以上	ごみ等の浮遊が認められないこと	—	—	
湖沼	AA	6.5～8.5	—	1以下	7.5以上	1以下	50以下	—	
	A	6.5～8.5	—	3以下	7.5以上	5以下	1,000以下	—	男潟、女潟、空素沼、旭川ダム、岩見ダム
	B	6.5～8.5	—	5以下	5以上	15以下	—	—	
	C	6.0～8.5	—	8以下	2以上	ごみ等の浮遊が認められないこと	—	—	
海域	A	7.8～8.3	—	2以下	7.5以上	—	1,000以下	検出されないこと	秋田湾海域
	B	7.8～8.3	—	3以下	5以上	—	—	検出されないこと	雄物川河口から旧雄物川河口までの海域、Cを除く港湾区域
	C	7.0～8.3	—	8以下	2以上	—	—	—	秋田港の港湾区域のうち泊地及び航路

※ 1. 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
 2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/ℓ 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
 3. A 類型に該当する他の水域は、馬踏川、八田川、地蔵川、鮎川、岩見川下流、神内川、安養寺川、新波川、平尾鳥川、梵字川である。

3 土壌の汚染に係る環境基準

土壌の汚染に係る環境基準（平成 3.8.23 環告 46 改正平成 22.6 環告 37）

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1ℓ につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1ℓ につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1ℓ につき 0.05mg 以下であること。
砒（ひ）素	検液 1ℓ につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1ℓ につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1ℓ につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1ℓ につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1ℓ につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1ℓ につき 0.02mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1ℓ につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1ℓ につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1ℓ につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1ℓ につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1ℓ につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1ℓ につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1ℓ につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1ℓ につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1ℓ につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1ℓ につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1ℓ につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1ℓ につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1ℓ につき 1mg 以下であること。

4 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準（平成 10 年 環告 64）

地域の指定（平成 11 年 県告示 146）

環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに次表のとおりとする。

地域の 類型	基準値		該当地域
	昼間	夜間	
A	55 デシベル以下	45 デシベル以下	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域
B	55 デシベル以下	45 デシベル以下	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下	近隣商業地域 商業地域 準工業地域（臨港地区を除く） 工業地域（臨港地区を除く）

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という）については、その環境基準は上表によらず、次表のとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
幹線交通を担う道路に近接する空間 （個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。）	70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考：車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

（注）昼間、夜間の範囲

昼間：午前 6 時から午後 10 時まで 夜間：午後 10 時から翌日の午前 6 時まで

5 ダイオキシン類に係る環境基準

ダイオキシン類に係る環境基準（平成 12.1.15 環告 68）

媒体	大気	水質	底質	土壌
基準値	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	1pg-TEQ/l 以下	150pg-TEQ/g 以下	1,000pg-TEQ/g 以下
備考 1 基準値は、2,3,7,8 -四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2 大気及び水質の基準値は、年間平均値とする。 3 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。				

秋田市環境基本計画

－ 人にも地球にもやさしいあきた －

平成 24 年 3 月 発行

発行 秋田市
編集 秋田市環境部環境都市推進課
〒 011-0904 秋田市寺内蛭根三丁目 24 番 3 号
TEL 018 - 863 - 6632
FAX 018 - 863 - 6683
E-mail ro-evcp@city.akita.akita.jp
URL <http://www.city.akita.akita.jp>



秋田市環境基本計画

[人にも地球にもやさしいあきた]

